

## 第2章 実質的変更基準

UNCTAD合意文書や旧京都規約の規則を見ると<sup>32)</sup>、

ある製品がある国の原産品であるかないかを判断するに当たっての元々の発想は、以下のようなものであったと考えられる。すなわち、

- ①当該製品がA国においてすべて生産されていれば、当該製品はA国の原産品としての資格を獲得する、
- ②仮に、A国においてすべてが生産されている訳ではない場合（すなわち、他国から材料を輸入して加工・製造している場合）には、A国で相当程度に加工・製造が行われた結果として当該製品がA国において生産されている場合に限り、当該製品はA国の原産品としての資格を獲得する、

と考えるというものである。

前者が、いわゆる「完全生産品」であり、詳細についてはオーストラリアEPA第3.3条の解説（第3部第2章）を参照のこと。そして、後者が本章で取り上げる「実質的変更基準」に関わるものであり、「実質的変更基準を満たす製品」と呼ばれる。

この実質的変更基準は、関税分類変更基準、加工工程基準及び付加価値基準の3種類のカテゴリーに分けられる。

なお、原産品であると判断されるもののカテゴリーとしては、上記の「完全生産品」、「実質的変更基準を満たす製品」の他にもう1つ「原産材料のみから生産される製品」という概念が存在している。これは、NAFTAにおいて導入された後、USがアメリカ大陸諸国と締結したFTAにNAFTAに倣う形で導入されており、他の地域のFTAにおいても、その影響を受けているものはいくつか見られる。

本章では、第1節において、そもそも実質的変更基準の概念は何であるかという点について見ることとし、次いで上述の3種類のカテゴリーの内、関税分類変更基準については第2節において、付加価値基準については第3節において、それぞれ詳述することとする。

なお、EPAにおいては、「実質的変更基準」とか「関税分類変更基準」といった名称の条文

32) UNCTAD合意文書のパラ53.(i)においては、下線部のように規定されている。  
 goods should be considered to have originated in a particular preference-receiving country if they have been produced in that country either wholly or by substantial transformation from the materials and/or components used in production; (下線強調：筆者)  
 また、旧京都規約の附属書D1の2.及び3.においては、それぞれ下線部のように規定されている。  
 2. Standard  
 Goods produced wholly in a given country shall be taken as originating in that country. (以下、省略)  
 3. Standard  
 Where two or more countries have taken part in the production of the goods, the origin of the goods shall be determined according to the substantial transformation criterion. (下線強調：筆者)

が存在する訳ではなく、また、それらの用語が条文中に直接用いられることはほとんどないことに留意されたい。

## 第1節 実質的変更基準 (substantial transformation criteria) とは何か

### 1. 概念

上記の通り、実質的変更基準とは、ある産品が、一の国（A国とする。）においてそのすべてが生産されている訳ではない、即ち、他の国で生産された材料を輸入してそれに何らかの加工を施して産品を生産する場合において、当該生産された産品がA国の原産品であるかないかを判断する際に用いられる基準である。

では、どのような加工が施されたら原産品であると判断されるのであろうか。

世の中には、食肉・干し魚等の食品から、自動車、スマートフォン等の工業製品まで、種々の産品が存在しており、それらの産品について、原産品であると認められるような加工は、個々の品目ごとに異なるものとなるのが当然であるとの考え方が成り立つものと思われる。

一方、個々の品目ごとにどのような加工とすべきかということを考え始めるときりがないことから、品目横断的なルールを採用すべきとの考え方も有り得よう。

このように個別具体的に考え始めると收拾がつかなくなるため、一旦抽象的なレベルにとまって考えてみよう。

まず、原産品として認められるためには、A国において、当該産品の生産のうち、相当程度の部分が行われることが必要であると考えたとしても、さほど異論はないであろう。（もちろん、「相当程度」を「どの程度」とするかという点において議論は分かれるであろうが、この点については順次考察を加えることとする。）

この「相当程度の部分が行われる」ということをより具現化し易くするために、材料と産品との間の変化に着目してみよう。この場合において、その国における加工の結果として材料に何か大きな変更が生じ、それにより産品の生産に至るという状態を、当該産品の生産の「相当程度の部分が行われる」として解することは十分に妥当なことと思われる。

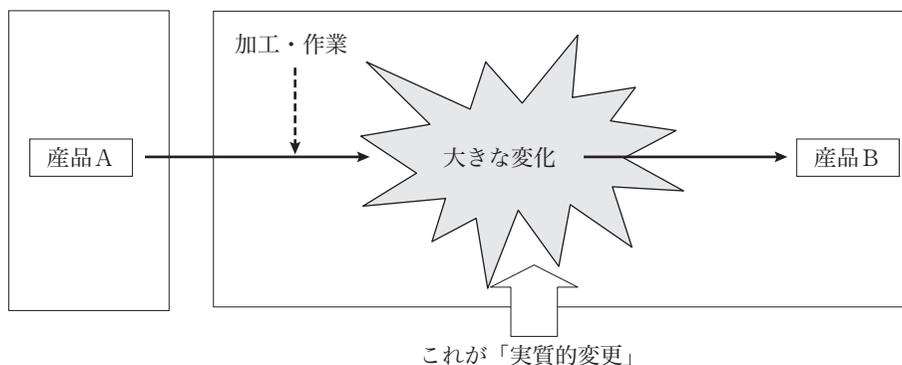
上記の「何か大きな変更」のことを「**実質的変更**」と呼び、この実質的変更が生じているかないかという点に基づき、原産品であるかないかを判断する基準のことを**実質的変更基準**と呼ぶ。（図2-3）

さて、実質的変更基準が適用されるのは、他国で生産された材料を輸入して、それに加工を施す場合であるが、この条件に関して以下の2点に留意されたい。

イ) 「他国で生産された材料」と記載しているが、厳密に言えば「非原産材料」となる。（「非原産材料」の意義については、上記第1章を参照されたい。）

ロ) 「他国で生産された材料を輸入して、それに加工を施す場合」と記載しているが、使用する材料のすべてが、「他国で生産された材料（=非原産材料）」である必要はなく、加工を行う国の原産材料を使用していても問題はない。この場合において、使用する材料のほとんどが原産材料であっても構わないが、少なくとも1つは非原産材料を使用していないと実質的

図2-3



変更基準の適用対象とはならない。

では、ここで個別具体的な議論に戻ることにしよう。

上記で見たように、非原産材料を用いて生産する場合において、当該製品が原製品であるかないかを判断するための基準が実質的変更基準であるが、この実質的変更基準に基づいて個々の品目ごとに、どのようなルールを策定すれば良いのであろうか。

この検討を行うに当たっては、以下の2つの観点から考えてみることにしたい。すなわち、  
 (i)実質的変更を具体的にどのようなコトバを用いてルールとして書き表すのか？  
 (ii)ルールをどのように策定するのか（個別の品目ごとか、品目横断的にか）？  
 の2点である。

以下、順に考えてみよう。

## 2. ルールの書き表し方

上述の通り、実質的変更とは、材料と（最終的な）製品との間で「大きな変更」が起きているということであり、これは言い換えると、材料と（最終的な）製品とは「モノが変わった」と認められるということになる。ということは、「モノが変わった」ということが分かるように書き表せば良いこととなり、すなわち、

- ①ある製品について、「○○（材料）からの変更」と書く方法  
又は、その変形として、
- ②ある製品について、「△△（加工工程）」と書く方法  
が考えられる。

この①又は②のように書き表す方式を**加工工程基準**という。

では、この加工工程基準に基づくルールを、以下に掲げる鉄鉱石から鉄製のキャビネットに至るまでの工程に即して、具体的に考えてみることにする。

精錬                  圧延          切断                  組立て

鉄鉱石→鉄のインゴット→鉄の薄板→キャビネットの部分品→キャビネット

表2-7

産品	①の方式	②の方式
鉄のインゴット	鉄鉱石からの変更	鉄鉱石の製錬
鉄の薄板	鉄のインゴットからの変更	圧延
キャビネットの部分品	鉄の薄板からの変更	鉄の薄板の切断等
キャビネット	部分品からの変更	部分品の組立て

鉄鉱石から鉄のインゴットに至る過程に関しては、①の方式を用いれば「鉄鉱石からの変更<sup>33)</sup>」となり、また②の方式を用いると例えば「鉄鉱石の製錬」という表現となるであろう。

同様に鉄の薄板からキャビネットに至るまでの各過程に関して、それぞれ①及び②の方式に基づいて書き表してみると例えば表2-7のようになるものと考えられる。

この方式（すなわち加工工程基準）の長所としては「分かりやすい」ことが挙げられる。一方短所としては、「膨大なリストになり、すべての品目にわたっての作成はおよそ非現実的と考えられること」、「技術の進歩に伴い、すぐに古びてしまう可能性が高いこと（特に②の方式）」等が挙げられよう。

すなわち、加工工程基準に基づくルール策定は、一部の品目においては有効な方法たり得るとは考えられるものの、すべての品目において当該基準に基づきルールを策定することは困難と考えられる。

では、加工工程基準に基づいたのでは、適切なルールを策定できないような品目に関して、どのような基準に基づいてルールを策定すれば良いのであろうか。

その1つの方法としては、関税率表を利用するということが考えられる。なぜなら、個々の品目ごとに実質の変更とは何であるかを考えるということは、すなわち関税率表に記載されている品目すべてについて考えるということであり、その観点からは関税率表を上手く活用できないかを考えてみるのが有益であると思われることによる。

日本が使用している関税率表は、HS品目表をベースとしている。

HS品目表の構造の特徴としては、

- (i) 大まかに言えば、材料→中間財→最終製品という順に「類」（2桁ベース）が配置される（表2-8参照）、

33) 鉄のインゴットから見た場合、「鉄鉱石からの変更」に限定する必要はなく、例えば、輸入したくず鉄を溶解して鉄のインゴットを作ることも想定されよう。これ以外にも種々の工程が想定され得ることを考えると、加工工程基準を採用する限りにおいては、想定し得る限りのありとあらゆる加工工程を記載する必要が生じ得ることとなり、策定はかなりの困難を伴うことが想定される。

ただし、加工工程が数多く想定されるということと、それらすべてをルールとして策定する必要があるかないかということとは、分けて議論されるべき事項と考えられる。それは、どのような工程を経れば原産品としての資格が付与されるべきかというのは、輸入国における通商政策・産業政策等と密接に関係し得るものであることによる。

表2-8

鉄鉱石	鉄のインゴット	鉄の薄板	キャビネットの部分品	キャビネット
第26類	第72類		第94類	
第26.01項	第72.06項	第72.11項等	第9403.90号	第9403.10号

表2-9

カカオ豆	ココアペースト	ココア粉	チョコレート等
第18類			
第18.01項	第18.03項	第18.05項	第18.06項

表2-10

産品	実質的変更を表すルール
鉄のインゴット	「項」番号の変更
鉄の薄板	
キャビネットの部分品	
キャビネット	「号」番号の変更

(ii) ある材料とそれから生産される産品とが同一の類に属する場合には、その類の中において、材料→中間財→最終製品という順に「項」（4桁ベース）が配置されている（表2-9参照）。

これらの特徴を利用すると、HS番号の変更（これは関税分類の変更と言い換えることが可能）があれば、材料から中間財、中間財から最終製品といった変更が生じていると言うことが可能となり得る。

このような変更は実質的変更<sup>1</sup>に該当するケースが多いと考えられることから、したがって、HS番号の変更が生じていれば、実質的変更が生じていると言うことが可能となる。

そうすると、実質的変更が生じていることを表すために、個々の品目ごとに変更や加工工程を具体的に規定するまでもなく、単に「材料とでき上がった産品との間でHS番号が異なっていればよい」と規定すれば足りることとなる。

このように、HS番号の変更（関税分類の変更）が生ずることとなる加工・生産が一の国で行われた場合に、でき上がった産品は当該国の原産品であるとする基準のことを「**関税分類変更基準**」という。

なお、「HS番号」と呼ばれるものには2桁（類）、4桁（項）、6桁（号）の3種類があることから、例えば「類番号の変更」、「項番号の変更」、「号番号の変更」といったルールとなり得る。

では、表2-8に掲げた鉄鉱石からキャビネットに至るプロセスを関税分類変更基準を用いて表すとどうなるかを表2-10に掲げる。見て分かる通り、単に、『項番号の変更』、『号番号の変更』と規定すれば十分であるということとなる。

この場合、例えば、鉄のインゴットに関して「第26.01項からの変更」というようにHS番号を特定する必要があるのではないかという疑問が生じ得るが、

## 第2部 主要な基本的概念

イ、それでは上記の①及び②と実質的に同じこととなり、関税分類変更基準を採用する意義に乏しいこと、

ロ、例えば、「第26.01項」以外の項から変更があったとしても実態上何ら問題はなく<sup>34)</sup>、わざわざそのような変更を排除する必要はないこと、

等から、そのような特定は原則として不要と考えられる。

以上に述べた関税分類変更基準を使えば、すべての品目に関して実質的変更を書き表せると思われるかもしれないが、同基準は必ずしも万能とは言い切れない部分がある。なぜならHS品目表は原産地規則のために策定されたものではないことから、原産地規則を書き表すという目的に照らし合わせてみた場合、必ずしも適している訳ではないことによる。例えば、以下の例1から例3に掲げるように簡単な工程で番号が変わり得る事例がある。

例1：(a)第30.03項 小売用の形状にしてない医薬品

(b)第30.04項 小売用の形状にした医薬品

例2：(a)第48.03項 幅が36 cmを超えるトイレット・ペーパー

(b)第48.18項 幅が36 cm以下のトイレット・ペーパー

例3：(a)第72.10項 幅が60 cm以上の鉄鋼のフラットロール

(b)第72.12項 幅が60 cm未満の鉄鋼のフラットロール

例1においては薬を袋詰めにするだけで、また、例2及び例3については切断するだけで、いずれも(a)⇒(b)の変更が生ずる可能性がある。(なお、商業的な実態として、そのような変更が行われるかどうかということは、別の問題である。)

このような袋詰め・切断のみといった変更を実質的変更と認めることは合理的とはいえないと思われるところ、こういった変更については、何らかの形式で除外することが必要となる。

では、具体的にはどうすれば良いだろうか。考えられる手法としては、以下の2つが挙げられよう。

イ) 例えば、第48.18項において「項の変更。ただし第48.03項からの変更を除く。」といった規定を設ける。(そして、該当するすべての項に同様の規定を設ける。)

ロ) (上記イ)は、具体的で分かり易いが、かなり手間がかかるものであることから)「簡単な工程の結果生じた関税番号の変更は実質的変更とはしない。」という、品目表に一律横断的に適用される規定を設けた上で、「簡単な工程」のリストを作成する。

実際の実態においては、この両者が併用されることが多い。

ここまでは加工工程及び、それから派生する関税分類変更に基づく基準について説明したが、実質的変更の表現方法は、もう1つ存在している。

何かモノを作るためには、当然のことながらコストを投入する必要がある。

「実質的変更」=何か「大きな」変更が起こっている、ということは、その国で相当程度の

34) 例えば、①商業実態の有無を考慮しなければ、第72.11項(鉄の薄板)→第72.06項(鉄のインゴット)といった変更が考えられること、②第07.09項(生鮮のほうれん草)→第72.06項(鉄のインゴット)という変更は実態的にはあり得ないが、理論上は原子レベルまで遡ればそのような変更は不可能ではなく(すなわち、ほうれん草に含まれる鉄原子を集めて鉄のインゴットを作る)、仮にそのような変更が行われたとすれば、それはそれで立派な「実質的変更」といい得ること、を考慮すれば良い。

コストが投入されているのではないかと推測される。

言い換えると、製品の生産過程において、一の国において相当程度のコストが投入されている（＝生産過程において価値が十分に又は相当量付加されている）場合に、その製品は当該国の原産品であると認めることが妥当と考えられる。

この考え方を、**付加価値基準**と呼ぶ。

さて、付加価値基準、加工工程基準及び関税分類変更基準の3つは、表現の方法は異なっているものの、いずれも実質的変更の表現方法である以上は、基本的には言っていることは同じはずである。

すなわち、

価値が十分に（又は相当量）付加されている

⇒モノが大きく変わっている

⇒何か重要な工程が行われている

⇒関税分類が変更している

と考えると良いものと思われる。

### 3. ルールの策定方法

上記の(1)においては、実質的変更という概念をどのようにしてコトバとして表現するかという点について見てみた。

この3.においては、コトバとして表現される実質的変更をどのようなルールとして策定していくのかを見てみよう。

さて、品目ごとに、上述の3つの基準（関税分類変更基準、加工工程基準及び付加価値基準）に基づき、どのような生産工程を経れば原産品と認められるかということ個別に考え、当該生産工程を、上述の3つの基準に基づきルールとして策定することとなる。

この品目ごとに策定されるルールのことを**品目別規則**（product-specific rule）と呼ぶ。

では、この品目別規則が、各原産地規則においてどのように規定されるのであろうか。

まずは、品目別規則の適用の根拠となる規定から見てみよう。

- ① 非特惠原産地規則及び一般特惠原産地規則においては、
  - イ. 原産地 = 「「実質的変更をもたらす加工・製造」が行われた国」と定義した上で、
  - ロ. 「実質的変更をもたらす加工・製造」を別途品目ごとに定義し（これが品目別規則に相当する。）、
- ② シンガポールEPAにおいては、
  - イ. 原産品 = 「「十分な変更」が加えられた産品」と定義した上で、
  - ロ. 「「十分な変更」が加えられた産品」の範囲を別途品目別規則として定義し、
- ③ スイスEPAにおいては、
  - イ. 原産品 = 「〇〇に規定する十分な作業又は加工が行われているもの」と定義した上で、
  - ロ. 「〇〇」において、原産品となるものを別途定義（これが品目別規則に対応する。）し、
- ④ シンガポールEPA及びスイスEPA以外の12本のEPAにおいては、

## 第2部 主要な基本的概念

イ. 原産品 = 「〇〇に定める要件を満たすもの」と定義した上で、

ロ. 「〇〇」において、所定の要件を別途定義（これが品目別規則に対応する。）している。  
(各規定の詳細については、表2-11を参照されたい。)

以上に見る通り、

- (i) いずれの原産地規則においても、まず初めに「原産地」又は「原産品」とは何であるか」という規定（上記のイ.）を定め、
- (ii) 次にそれを受けて、満たすべき要件を以下のように指定した上で、
- 一般特惠原産地規則：「財務省令で定める<sup>35)</sup>加工又は製造」（関税暫定措置法施行令第26条第1項第2号）
  - シンガポールEPA：「附属書II Aに定める品目別規則」（第23条2）
  - アセアン包括EPA、ベトナムEPA、スイスEPA及びインドEPA：「〇〇第〇条〇に定める要件又は附属書〇に定める品目別規則」（これら4本のEPAにおける品目別規則の定め方は独特なものであり、下記第2章第1節3.において詳述する。）
  - 上記の5本のEPA以外の9本のEPAにおいては「附属書〇に定める品目別規則」
- (iii) 更にそれを受けて、EPAの附属書等において個々の品目ごとに満たすべき要件である「品目別規則」が規定されている。

この(i)~(iii)を言い換えると、品目別規則を適用する根拠は、「原産品とは何であるか」という規定（上記のイ.）であり、これらの規定なしに品目別規則を適用することはできないことに留意されたい。

さて、UNCTAD合意文書、旧京都規約、非特惠原産地規則及び一般特惠原産地規則においては「**実質的な変更**」（substantial transformation）という用語が用いられているが、シンガポールEPA（第23条3等）においては「**十分な変更**」（sufficient transformation）という用語が用いられている。これは、同EPAによる特惠税率の適用の対象となる締約国の原産品としての資格を与えるに足る十分な変更という意味で当該用語を使用しているものである。

一方、シンガポールEPA以外の13本のEPAにおいては、「〇〇という要件を満たす産品を原産品とする」というスタイルを採っている。なお、スイスEPAにおいても、「十分な作業又は加工」（sufficient working or processing）という用語が用いられている（附属書2第2条(b)）が、原産品としての資格を与える方法については、シンガポールEPA以外のEPAと同様のスタイルを採っている。

以上見た通りに、品目別規則が策定され、それが個々の品目に適用されることとなる訳であるが、この品目別規則は、どれぐらいの数に上るだろうか。実は筆者も正確に数えたいことはないのだが以下に考えてみよう。

HS品目表を構成する項目の数は、「類（2桁番号が付されたもの）」で96、「項（4桁番号が付されたもの）」で1200余り、「号（6桁番号が付されたもの）」で5200余りである。

ということは、仮に個々の「号」に1対1対応させる形でルールを策定するとしたら、5200

35) 具体的には関税暫定措置法施行規則第9条及び同別表において規定されている。

表2-11

<b>①オーストラリアEPA 第3.2条 原産品 (Article 3.2 Originating Goods)</b>	
	この協定の適用上、次のいずれかの産品であつて、この章に規定する他の全ての関連する要件を満たすものは、締約国の原産品とする。
	For the purposes of this Agreement, a good shall qualify as an originating good of a Party if it:
(c)	一又は二以上の生産者によって一方又は双方の締約国において完全に各工程が行われた結果として第3.4条の要件を満たす産品であつて、当該産品の生産の最終工程（第3.7条に規定する作業を除く。）が輸出締約国において行われたもの
	satisfies the requirements of Article 3.4 as a result of processes performed entirely in one or both Parties by one or more producers, and the last process of production of the good, other than the operations provided for in Article 3.7, was performed in the exporting Party; or
<b>①オーストラリアEPA 第3.4条 非原産材料を使用して生産される産品 (Article 3.4 Goods Produced Using Non-originating Materials)</b>	
1	第3.2条(c)の規定の適用上、産品は、附属書2（品目別規則）に定める適用可能な品目別規則に合致する場合には、締約国の原産品とする。
	For the purposes of subparagraph(c)of Article 3.2, a good shall qualify as an originating good of a Party if it satisfies the applicable product specific rule set out in Annex 2 (Product Specific Rules).
<b>②UNCTAD合意文書</b>	
53 (i)	goods should be considered to have originated in a particular preference-receiving country if they have been produced in that country either wholly or by substantial transformation from the materials and/or components used in production;
<b>③一般特惠原産地規則（関税暫定措置法施行令第26条）</b>	
	法第8条の2第1項又は第3項に規定する原産地とは、次の各号に掲げる物品の区分に応じ当該各号に規定する国又は地域（以下「原産地」という。）をいう。
2	一の国又は地域において、前号に掲げる物品以外の物品をその原料又は材料の全部又は一部としてこれに実質的な変更を加えるものとして財務省令で定める加工又は製造により生産された物品
<b>④日京都規約 附属書D.1 原産地規則に関する附属書(Annex D.1 Annex concerning rules of origin)</b>	
3.	Standard
	Where two or more countries have taken part in the production of the goods, the origin of the goods shall be determined according to the substantial transformation criterion.
<b>⑤シンガポールEPA 第23条 原産品 (Article 23 Originating Goods)</b>	
3	この協定の適用上、締約国において十分な変更が加えられた産品は、当該締約国の原産品として扱う。附属書II Aに定める品目別規則を満たす産品は、締約国において十分な変更が加えられた産品とする。
	For the purposes of this Agreement, goods which have undergone sufficient transformation in a Party shall be treated as originating goods of that Party. Goods which satisfy the product-specific rules provided for in Annex II A shall be considered as goods to which sufficient transformation has been carried out in a Party.

第2部 主要な基本的概念

<b>⑥メキシコEPA 第22条 原産品 (Article 22 Originating Goods)</b>	
1	この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの産品は、原産品とする。 Except as otherwise provided for in this Chapter, a good shall be an originating good where:
(c)	非原産材料を使用して一方又は双方の締約国の区域において完全に生産される産品であつて、附属書4に定める要件及びこの章の他のすべての関連する要件を満たすもの the good satisfies the requirements set out in Annex 4, as well as all other applicable requirements of this Chapter, when the good is produced entirely in the Area of one or both Parties using non-originating materials; or
<b>⑦マレーシアEPA 第28条 原産品 (Article 28 Originating Goods)</b>	
1	この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの産品は、締約国の原産品とする。 Except as otherwise provided for in this Chapter, a good shall qualify as an originating good of a Country where:
(c)	非原産材料を使用して当該締約国の領域において完全に生産される産品であつて、附属書2に定める品目別規則及びこの章の他のすべての関連する要件を満たすもの the good satisfies the product specific rules set out in Annex 2, as well as all other applicable requirements of this Chapter, when the good is produced entirely in the territory of the Country using non-originating materials.
<b>⑧フィリピンEPA 第29条 原産品 (Article 29 Originating Goods)</b>	
1	この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの産品は、締約国の原産品とする。 Except as otherwise provided for in this Chapter, a good shall qualify as an originating good of a Party where:
(c)	非原産材料を使用して当該締約国において完全に生産される産品であつて、附属書2に定める品目別規則及びこの章の他のすべての関連する要件を満たすもの the good satisfies the product specific rules set out in Annex 2, as well as all other applicable requirements of this Chapter, when the good is produced entirely in the Party using nonoriginating materials.
<b>⑨チリEPA 第29条 原産品 (Article 29 Originating Goods)</b>	
1	この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの産品は、締約国の原産品とする。 Except as otherwise provided for in this Chapter, a good shall qualify as an originating good of a Party where:
(c)	非原産材料を使用して当該締約国において完全に生産される産品であつて、附属書2に定める品目別規則及びこの章の他のすべての関連する要件を満たすもの the good is produced entirely in the Party using non-originating materials, provided that the good satisfies the product specific rules set out in Annex 2, as well as all other applicable requirements of this Chapter; or
<b>⑩タイEPA 第28条 原産品 (Article 28 Originating Goods)</b>	
1	この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの産品は、締約国の原産品とする。 Except as otherwise provided for in this Chapter, a good shall qualify as an originating good of a Party where:
(c)	非原産材料をその全部又は一部につき使用して当該締約国において完全に生産される産品であつて、附属書2に定める品目別規則及びこの章の他のすべての関連する要件を満たすもの

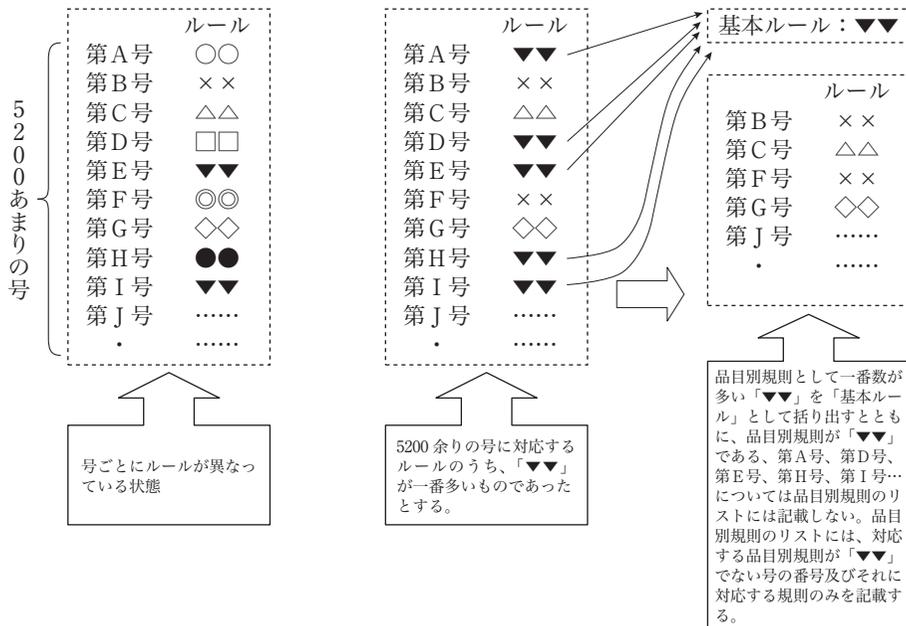
	the good satisfies the product specific rules set out in Annex 2, as well as all other applicable requirements of this Chapter, when the good is produced entirely in the Party using non-originating materials in whole or in part.
<b>⑪ブルネイ EPA 第24条 原産品 (Article 24 Originating Goods)</b>	
1	この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの産品は、締約国の原産品とする。 Except as otherwise provided for in this Chapter, a good shall qualify as an originating good of a Party where:
(c)	非原産材料を使用して当該締約国において完全に生産される産品であって、附属書2に定める品目別規則及びこの章の他のすべての関連する要件を満たすもの the good satisfies the product specific rules set out in Annex 2, as well as all other applicable requirements of this Chapter, when the good is produced entirely in the Party using non-originating materials.
<b>⑫インドネシア EPA 第29条 原産品 (Article 29 Originating Goods)</b>	
1	この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの産品は、締約国の原産品とする。 Except as otherwise provided for in this Chapter, a good shall qualify as an originating good of a Party where:
(c)	非原産材料を使用して当該締約国において完全に生産される産品であって、附属書2に定める品目別規則及びこの章の他のすべての関連する要件を満たすもの the good satisfies the product specific rules set out in Annex 2, as well as all other applicable requirements of this Chapter, when the good is produced entirely in the Party using nonoriginating materials.
<b>⑬アセアン包括EPA 第24条 原産品 (Article 24 Originating Goods)</b>	
	この協定の適用上、次のいずれかの産品であって、この章に規定する他のすべての関連する要件を満たすものは、締約国の原産品とする。 For the purposes of this Agreement, a good shall qualify as an originating good of a Party if it:
(b)	非原産材料を使用する場合には、第26条に定める要件を満たすもの satisfies the requirements of Article 26 when using non-originating materials; or
<b>⑬アセアン包括EPA 第26条 完全には得られず、又は生産されない産品 (Article 26 Goods Not Wholly Obtained or Produced)</b>	
1	第24条(b)の規定の適用上、次に掲げる産品は、締約国の原産品とする。 For the purposes of paragraph(b)of Article 24, a good shall qualify as an originating good of a Party if:
(a)	次条に定める計算式を用いて算定する当該産品の域内原産割合（以下「RVC」という。）が40%以上の産品であって、生産の最終工程が当該締約国において行われたもの the good has a regional value content (hereinafter referred to as 送VC煤j, calculated using the formula set out in Article 27, of not less than forty (40) per cent, and the final process of production has been performed in the Party; or
(b)	当該産品の生産に使用されたすべての非原産材料について、当該締約国において統一システムの関税分類の変更（以下「CTC」という。）であって4桁番号の水準におけるもの（すなわち、項の変更）が行われた産品

	all non-originating materials used in the production of the good have undergone in the Party a change in tariff classification (hereinafter referred to as 鼎TC煤jat the 4—digit level (i.e. a change in tariff heading) of Harmonized System.
2	1の規定にかかわらず、品目別規則の対象となる商品は、附属書2に定める適用可能な品目別規則を満たす場合には、原産品とする。品目別規則がRVCに基づく原産地規則、CTCに基づく原産地規則、特定の製造若しくは加工作業が行われること又はこれらのいずれかのものとの組合せを選択することを規定する場合には、商品が締約国の原産品であるか否かを決定するに当たり、各締約国は、当該商品の輸出者がいずれの規則を用いるかについて決定することを認める。
	Notwithstanding paragraph 1, a good subject to product specific rules shall qualify as an originating good if it satisfies the applicable product specific rules set out in Annex 2. Where a product specific rule provides a choice of rules from a RVC-based rule of origin, a CTC-based rule of origin, a specific manufacturing or processing operation, or a combination of any of these, each Party shall permit the exporter of the good to decide which rule to use in determining whether the good qualifies as an originating good of the Party.
	<b>⑭ベトナムEPA 第24条 原産品 (Article 24 Originating Goods)</b>
	この協定の適用上、次のいずれかの商品であって、この章に規定する他のすべての関連する要件を満たすものは、締約国の原産品とする。
	For the purposes of this Agreement, a good shall qualify as an originating good of a Party if it:
	(b) 非原産材料を使用する場合には、第26条に定める要件を満たすもの
	satisfies the requirements of Article 26 when using non-originating materials; or
	<b>⑭ベトナムEPA 第26条 完全には得られず、又は生産されない商品 (Article 26 Goods Not Wholly Obtained or Produced)</b>
1	第24条(b)の規定の適用上、次に掲げる商品は、締約国の原産品とする。
	For the purposes of paragraph(b)of Article 24, a good shall qualify as an originating good of a Party if:
	(a) 次条に定める計算式を用いて算定する当該商品の原産資格割合（以下この協定において「LVC」という。）が40%以上の商品であって、生産の最終工程が当該締約国において行われたもの
	the good has a local value content (hereinafter referred to in this Agreement as 鑄VC煤 j, calculated using the formula set out in Article 27, of not less than 40 percent, and the final process of production has been performed in the Party; or
	(b) 当該商品の生産に使用されたすべての非原産材料について、当該締約国において統一システムの関税分類の変更（以下この協定において「CTC」という。）であって4桁番号の水準におけるもの（すなわち、項の変更）が行われた商品
	all non-originating materials used in the production of the good have undergone in the Party a change in tariff classification (hereinafter referred to in this Agreement as 鼎TC煤jat the 4—digit level (i.e. a change in tariff heading) of Harmonized System.

2	1の規定にかかわらず、品目別規則の対象となる産品は、附属書2に定める適用可能な品目別規則を満たす場合には、原産品とする。品目別規則がLVCに基づく原産地規則、CTCに基づく原産地規則、特定の製造若しくは加工作業が行われること又はこれらのいずれかのものとの組合せを選択することを規定する場合には、産品が締約国の原産品であるか否かを決定するに当たり、各締約国は、当該産品の輸出者がいずれの規則を用いるかについて決定することを認める。
	Notwithstanding paragraph 1, a good subject to product specific rules shall qualify as an originating good if it satisfies the applicable product specific rules set out in Annex 2. Where a product specific rule provides a choice of rules from an LVC-based rule of origin, a CTC-based rule of origin, a specific manufacturing or processing operation, or a combination of any of these, each Party shall permit the exporter of the good to decide which rule to use in determining whether the good qualifies as an originating good of the Party.
	<b>⑮スイスEPA 附属書2第2条 原産品 (Annex II Article II Originating Products)</b>
	この協定の適用上、次に掲げる産品は、締約国の原産品とする。
	For the purposes of this Agreement, the following products shall be considered as originating products of a Party:
(b)	当該締約国の関税地域において非原産材料を使用して得られる産品。ただし、当該非原産材料について、当該関税地域において、この附属書の第4条に規定する十分な作業又は加工が行われている場合に限る。
	products obtained in the customs territory of the Party using non-originating materials, provided that such materials have undergone sufficient working or processing in the customs territory of the Party within the meaning of Article IV of this Annex; and
	<b>⑮スイスEPA 附属書2第4条 十分に作業又は加工される産品 (Annex II Article IV Sufficiently Worked or Processed Products)</b>
1	この附属書の第2条(b)の規定の適用上、非原産材料を使用して得られる産品であって、次のいずれかものは、締約国の原産品とする。
	For the purposes of subparagraph(b)of Article II of this Annex, a product obtained using non-originating materials shall be considered as an originating product of a Party, if:
(a)	当該産品の生産に使用された非原産材料の価額が当該産品の工場渡し価額の60%を超えない産品
	the value of non-originating materials used in the production of the product does not exceed 60 per cent of the ex-works price of the product; or
(b)	当該産品の生産に使用されたすべての非原産材料について、当該締約国の関税地域において、統一システムの関税分類の変更であって、4桁番号の水準におけるものが行われた産品
	all non-originating materials used in the production of the product have undergone in the customs territory of the Party, a change in tariff classification at the level of the first four-digit code of the Harmonized System.
2	1の規定にかかわらず、この附属書の付録1に掲げる統一システムの関税分類番号の産品については、同付録1に定める品目別規則を満たす場合には、締約国の原産品とする。
	Notwithstanding paragraph 1, a product of which the tariff classification number of the Harmonized System is listed in Appendix 1 to this Annex shall be considered as an originating product of a Party if it satisfies the product specific rules set out therein.

<b>⑩インドEPA 第27条 原産品 (Article 27 Originating Goods)</b>	
	この協定に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの産品は、締約国の原産品とする。
	Except as otherwise provided for in this Agreement, a good shall qualify as an originating good of a Party where:
(b)	当該締約国において完全には得られず、又は生産されない産品であつて、第29条に定める要件を満たすもの
	Except as otherwise provided for in this Agreement, a good shall qualify as an originating good of a Party where:
<b>⑩インドEPA 第29条 非原産材料を使用して生産される産品 (Article 29 Goods Produced Using Non-Originating Materials)</b>	
1	第27条(b)の規定の適用上、次の(a)及び(b)の条件を満たす産品は、締約国の原産品とする。
	For the purposes of subparagraph(b)of Article 27, a good shall qualify as an originating good of a Party if:
(a)	次条に定める計算式を用いて算定する当該産品の原産資格割合が35% 以上であること。
	the good has a qualifying value content, calculated using the formula set out in Article 30, of not less than 35 percent; and
(b)	当該産品の生産に使用された全ての非原産材料について、当該締約国において統一システムの関税分類の変更であつて6桁番号の水準におけるもの（すなわち、号の変更）が行われていること。
	all non-originating materials used in the production of the good have undergone in the Party a change in tariff classification at the six-digit level (i.e. a change in tariff subheading) of the Harmonized System.
2	1の規定にかかわらず、品目別規則の対象となる産品は、附属書2に定める適用可能な品目別規則を満たす場合には、締約国の原産品とする。
	Notwithstanding paragraph 1, a good subject to product specific rules shall qualify as an originating good of a Party if it satisfies the applicable product specific rules set out in Annex 2.
<b>⑩ペルーEPA 第39条 原産品 (Article 39 Originating Goods)</b>	
	この協定の適用上、次のいずれかの産品であつて、この章に規定する他の全ての関連する要件を満たすものは、締約国の原産品とする。
	For the purposes of this Agreement, a good shall qualify as an originating good of a Party where:
(c)	非原産材料を使用して当該締約国において完全に生産される産品であつて、附属書3に定める品目別規則（関税分類の変更、原産資格割合又は特定の製造若しくは加工作業に関する要件を満たすことを求める規則）を満たすもの
	the good satisfies the product specific rules (change in tariff classification, qualifying value content or specific manufacturing or processing operation) set out in Annex 3, when the good is produced entirely in the Party using non-originating materials, and meets all other applicable requirements of this Chapter.

図2-4



余りのルールができ上がることとなる。

もっとも、すべての号ごとに（すなわち「号」を単位として）ルールを策定する必要は必ずしもなく、例えば、

- ① 第A号から（それから少し離れた）第B号までの連続したすべての号について同一のルールである場合には、『第A号から第B号まで：○○（ルール）』といったようにまとめて規定しても構わないし、
- ② 仮に第P類の中のすべての項・号に対応するルール、又は、第X項の中のすべての号に対応するルールが、それぞれすべて同一のルールである場合には、『第P類：▼▼（ルール）』、『第X項：◇◇（ルール）』と規定しても構わない。また、
- ③ 号、項又は類を分割してルールを策定する（詳細については、下記第2節参照。）こともあり得る。

更に、以下のようなアプローチを採用しているEPAも存在する。すなわち、

- ④ 仮に5200余りの号ごとにルールを策定したとして、その中で一番多いルール（例えば、「他の号の材料からの変更」）を「基本ルール」として設定し、当該基本ルールが適用される品目以外の品目について個別にルールを策定し—その際、号ごとにルールを策定し、又は、上記の①から③のスタイルを採用することもあり得る—それらをリスト化するという手法（図2-4参照）である。

この④の手法は、アセアン包括EPA、スイスEPA、ベトナムEPA及びインドEPAの4本のEPAにおいて採用されている。また、非特惠原産地規則及び一般特惠原産地規則において

## 第2部 主要な基本的概念

も、同様のスタイルが採用されている<sup>36)</sup>。

また、

- ⑤ 品目別規則の表において、品目別規則が記載される1つの単位に対して、(i)「A、B」のように複数のルールが並存している例もあれば、(ii)「A又はB」のように複数のルールのうちのどれかを選択することが可能となっている例もある（詳細は第4部参照）。このような例において、ルールの数がいくつであるかという点については、議論が分かれ得るところであろう。

以上のようなスタイルが混在していることから、品目別規則の数をHS品目表の「号」等の数から推測することは困難である。そこで、その代わりとして、品目別規則を定めた附属書のページ数と1ページに記載されているルールの数の概数とから推測すると、上記④に掲げたEPA以外のEPAに関しては、1000前後あるのではないかと思われる。

---

36) アセアン包括EPA、スイスEPA、ベトナムEPAにおいては、全品目に対して一旦品目別規則を設定した上で、その中で最も数の多かったルール＝「RVC40% or CTH」（付加価値40% 又は他の項の材料からの変更）を、インドEPAにおいては「RVC35% and CTH」（付加価値35% 及び他の号の材料からの変更）をそれぞれ括り出し、それを協定本文（スイスEPAにおいては附属書2の本文）に規定している。そして、その括り出されたルールが適用されない品目に対して個々に品目別規則が策定され、その品目別規則は各EPAの附属書（スイスEPAにおいては附属書2の付録1）に規定されている。なお、協定本文（スイスEPAにおいては附属書2の本文）に括り出されるルールのことを、日本のEPAにおいて初めて本方式を採用したアセアン包括EPAの交渉過程においては「一般ルール」（general rules）と称していた。本書においても、この「一般ルール」という表現を用いることとする。

また、非特恵原産地規則及び一般特恵原産地規則においては、形態としては同様の方式を採用している。非特恵原産地規則においては、「他の項の材料からの変更」という原則を設定〔関税法施行規則第1条の7〕した上で、その例外として、一部の品目に関して加工工程基準を規定〔関税法基本通達68-3-5(4)〕している。また、一般特恵原産地規則においては、「他の項の材料からの変更」という原則を設定〔関税暫定措置法施行規則第9条第1項〕した上で、その例外として、一部の品目に関して関税分類変更基準、加工工程基準及び付加価値基準を個別に規定〔関税暫定措置法施行規則別表〕している。

## 第2節 関税分類変更基準

### 1. 関税分類変更基準の基本原則

#### (1) 満たすべき2つの要件

関税分類変更基準とは、第1節2.において述べたとおり、材料の関税分類番号と、当該材料から生産される製品の関税分類番号とが異なることとなるような生産が行われた場合、当該製品は、その生産が行われた国の原産品であるとするものである。

この関税分類変更基準のポイントとしては、

- (i) 製品の関税分類番号との比較の対象となる材料とは「非原産材料」であること、及び、
- (ii) すべての「非原産材料」が所定の関税分類変更を起こしていること

の2点が挙げられる。

このことを以下に図を用いて説明しよう。

今、X国において、

イ. 非原産材料である材料P1、P2、P3を輸入し、

ロ. それとともに、X国の原産品である材料P4、P5を用いて、

ハ. 製品Qを生産するものとし、

かつ、

ニ. 当該製品Qに係る品目別規則は、「関税率表上の項番号の変更」（すなわち、材料の項番号と、製品の項番号とが異なることとなるような加工が行われること。この規則の意味については、下記の2.において詳述する。）（\*）というものである、

と仮定する。

この場合において、上記(i)の意味するところは、

非原産材料であるP1、P2及びP3の「項番号」と製品Qの「項番号」とを比較するということである。

したがって、図2-5のように、原産材料の項番号が製品Qの項番号といくら異なっていようと、非原産材料であるP1、P2及びP3の項番号が製品Qの項番号と同じである場合には上記（\*）の品目別規則を満たしているとは言えず、この例では、製品QはX国の原産品とは認められないこととなる。

次に、図2-6のように、非原産材料のうち1つだけ（この例ではP3）が上記（\*）の品目別規則を満たしておらず、製品Qの項番号と同じ項番号である場合を想定する。このようなケースにおいて製品QがX国の原産品となることを排除するということが、上記(ii)の意義である。すなわち、すべての非原産材料の項番号が製品Qの項番号と異なっていることとはならないので、図2-6のケースにおいても製品QはX国の原産品とは認められないこととなる。

結局、製品QがX国の原産品であると認められるのは、図2-7のケースとなる。

なお、関税分類変更基準においては、原産材料の関税率表上の番号の変更の有無を考慮する必要はないことから、例えば図2-8のように、原産材料であるP4の項番号が製品Qの項番号

図2-5

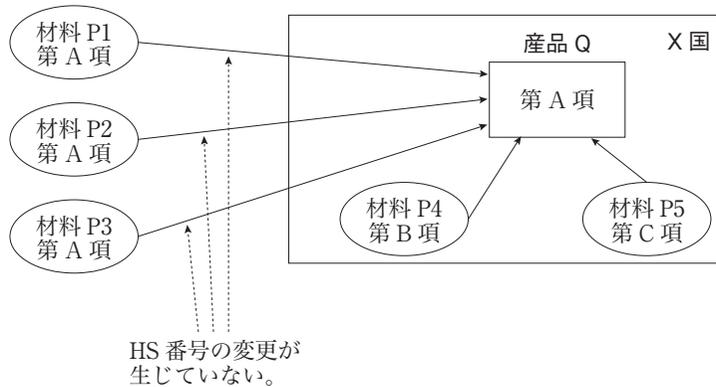


図2-6

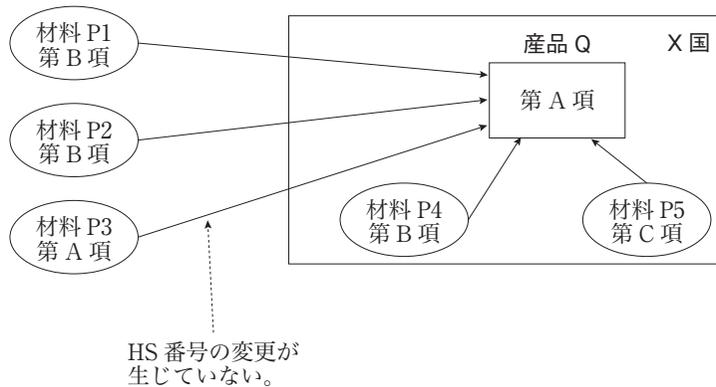
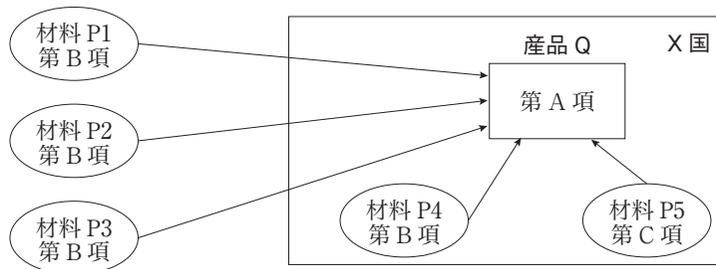


図2-7



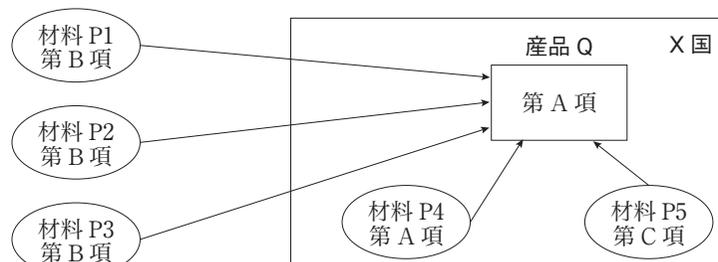
と同じであったとしても、すべての非原産材料（P1～P3）について品目別規則を満たしていれば、何ら問題はない。

(2) 2つの要件の意義

ここで、上記(1)で述べた要件(i)及び(ii)の意義について改めて考えてみよう。

要件(i)…関税分類変更基準は非原産材料に対してのみ適用され、原産材料には適用されない…については、原産材料は元々「原産」という資格を有しているものであるから、それを改めて基準を満たしているかないかを考慮する必要はない、と考えれば、比較的理解し易いもの

図2-8



と考えられる。

では、なぜ「すべての非原産材料」が関税分類変更基準満たさなければならない（要件(ii)）のであろうか。

複数の非原産材料を使用している場合に、1つぐらい関税分類変更基準を満たしていなくても構わないのではないかという考え方もあり得よう。

この点について、図2-6に基づき考えてみよう。

製品Qと同じ関税分類番号（第A項）の材料P3を、今、最終製品の9割程度…何を以て「9割程度」と判断するかという点については、ここでは深く追求しない。工程の9割程度でも価額の9割程度でも構わない。…までは完成しているもの<sup>37)</sup>と仮定してみる。

そして、9割程度は完成しているP3（非原産、製品Qと同じ項番号）と、材料P1、P2、P4及びP5から製品Qが得られるものとする。

この場合において、X国においては1割程度の加工しか施していないこととなり、その程度の加工が施されただけで製品QをX国の原産品と認める、すなわち、X国において実質的変更が生じていると認めることは妥当であろうか。

もちろん、その1割程度の加工が製品Qにとって極めて重要な加工であり、したがってX国の原産品と認めることが妥当である、というケースも考えられなくはないであろう。

しかしながら、1割程度の加工を施しただけで原産品と認める（＝実質的変更基準が生じていると認める）ことは困難であるということは、一般論としては言い得る余地が十分にあるものと考えられる。

以上の仮想的な事例で見たように、関税分類変更基準を満たさない非原産材料が存在することを許容すると、実質的変更が起きていないにも拘わらず、原産品であると認めることに繋がりがり得ることから、すべての非原産材料が関税分類変更基準を満たす必要がある、とすることが妥当なものであると考えられる。

その一方で、上記の議論に対しては、以下のような反論も考えられよう。

すなわち、関税分類変更基準を満たさない材料がどんなものであっても構わないとするから駄目なのであり、関税分類変更基準を満たさなくても良い材料に制限をかける、又は、その裏返しとして関税分類変更基準を満たさなければならない材料に限定をかければそれで十分な

37) HSにおける特性の1つとして、品目表の解釈に関する通則2 (a) に基づき、ほぼ完成している産品は、完成品と同じ項（号）に属するという点が挙げられる。詳細については、第5部第2章を参照のこと。

## 第2部 主要な基本的概念

ではないか、というものである。

もう少し具体的に述べれば、これだけは関税分類変更基準を満たすべきである「コアな」材料—当然ながら、非原産材料となる—を指定し、少なくとも当該「コアな」非原産材料が関税分類変更基準を満たしてさえいれば、たとえ、その他の非原産材料が関税分類変更基準を満たしていなくても、実質的変更が生じていると判断するものである。

しかしながら、この反論に対する反論としては、

- ・「コアな」非原産材料がどのようなものであるかの判断基準が曖昧であること、
- ・また仮に1の品目に関して「コアな」非原産材料を決定することができたとしても、すべての品目に関してそのような「コアな」非原産材料を決定することはおよそ現実的とは考え難いこと、

が挙げられよう。

以上の議論を勘案すると「すべての非原産材料が関税分類変更基準を満たす必要がある」とすることが、より合理的なものであると解される。

ここまでで関税分類変更基準を満たすべき要件(i)及び(ii)について見てきたが、後者に関しては、(原則はそうであるとしても) やや厳しすぎるのではないか、数多くの材料がある場合1つや2つぐらい満たしていなくともいいのではないか、といった議論も当然あり得るであろう。そういった議論も踏まえる形で、(ii)の要件の例外を認める規定、すなわち、関税分類変更基準を満たさない非原産材料の存在を一定限度内で許容するものとして以下の2種類の規定が存在する。

### ① 「僅少の非原産材料 (*De Minimis*)」 と呼ばれる規定

これは、関税分類変更基準を満たさない非原産材料が存在しても、一定の限度内においてはそのような非原産材料を(原産品であるかないかの決定に当たって) 考慮しないとするものである。

なお、本規定の詳細については、オーストラリアEPA第34条3～5の解説(第3部第2章)を参照されたい。

また、スイスEPAにおいては、「許容限度 (tolerance)」という用語が用いられていることに留意いただきたい。

### ② 関税分類の決定において重要でないと解される要素について、原産品であるかないかの決定に当たって考慮しないとする規定

このカテゴリーには、次の2種類のルールが含まれる。いずれもHS品目表第61類から第63類に属する衣類に関係するルールである。(なお、下記の(a)及び(b)の小見出しに用いたルールの名称は、いずれも(筆者が作成した)本書における呼称である。)

#### (a) 「関税分類を決定する構成部分」ルール

本ルールは、第61類から第63類の産品が原産品であるかないかを決定するに当たり、当該産品の生産に使用された非原産材料のすべてに対して品目別規則を適用するのではなく、当該産品の関税分類を決定する構成部分を特定した上で、当該関税分類を決定する構成部分に対してのみ、品目別規則を適用するというものである。

例えば、アセアン包括EPA附属書2の第11部注釈2において以下のように規定されている。

第61類から第63類までの各級の産品が原産品であるか否かを決定するに当たり、当該産品について適用される規則は、当該産品の関税分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものとし、当該構成部分は、当該産品に係る規則に定めるCTCに基づく規則を満たさなければならない。

For the purposes of determining the origin of a good of chapter 61, 62 and 63, the rule applicable to that good shall only apply to the component that determines the tariff classification of the good and such component must satisfy the CTC-based rule set out in the rule for that good.

このルールは、日本の14本のEPAのうち11本のEPA（シンガポール、メキシコ、マレーシア、フィリピン、チリ、タイ、ブルネイ、インドネシア、アセアン包括、ベトナム、ペルー）において採用されている。

#### (b)「繊維製品として分類されない部分品」ルール

本ルールは、第61類から第63級の産品が原産品であるかないかを決定するに当たり、当該産品の生産に使用された非原産材料のすべてに対して品目別規則を適用するのではなく、使用されている材料のうち、第50類から第63類までに属しないものに対しては品目別規則を適用しないというものである。

例えば、スイスEPA附属書2付録1注釈1(b)において以下のように規定されている。

第61類から第63類までの各級に分類される産品の原産地を決定するに当たり、産品の生産に使用された材料であって第50類から第63類までの各級に分類されないものについては、繊維を含むか否かを問わず、考慮しない。

このルールは、日本の14本のEPAのうち2本のEPA（スイス、オーストラリア）において採用されている。

上記の(a)及び(b)に掲げる2つのルールの詳細については、第4部を参照されたい。

ではここで、上記の要件(i)及び(ii)が、各EPAにおいてどのように規定されているかを表2-12において比較してみよう。

表2-12中の条文（和文）において、枠で囲んだ部分が上記の要件(i)を規定した箇所であり、太字+下線を付した部分が上記の要件(ii)を規定した箇所である。

同表を見ると、

- ・要件(i)についてはすべてのEPAにおいて明示的に規定されているのに対し、
- ・要件(ii)については、明示的に規定しているEPAはアセアン包括、ベトナム、スイス及びインドの4本のみで、残り10本のEPAにおいては明示的な規定がない、ことが見て取れる。

上記において、要件(ii)は満たすべき要件であると述べたにも拘わらず、多くのEPAにおいて当該要件に係る明示的な規定がないのはおかしいのではないと思われるかもしれない。

しかしながら、それらの10本のEPAにおいて要件(ii)が満たされていることを示す（ものと解される）規定が存在している。

それは、先に述べた「僅少の非原産材料」という規定である。なお、要件(ii)に係る明文規定

表2-12

<b>①オーストラリアEPA 第3.2条 原産品 (Article 3.2 Originating Goods)</b>	
	この協定の適用上、次のいずれかの産品であつて、この章に規定する他の全ての関連する要件を満たすものは、締約国の原産品とする。
	For the purposes of this Agreement, a good shall qualify as an originating good of a Party if it:
(c)	一又は二以上の生産者によって一方又は双方の締約国において完全に各工程が行われた結果として第3.4条の要件を満たす産品であつて、当該産品の生産の最終工程（第3.7条に規定する作業を除く。）が輸出締約国において行われたもの
	satisfies the requirements of Article 3.4 as a result of processes performed entirely in one or both Parties by one or more producers, and the last process of production of the good, other than the operations provided for in Article 3.7, was performed in the exporting Party; or
<b>①オーストラリアEPA 第3.4条 非原産材料を使用して生産される産品 (Article 3.4 Goods Produced Using Non-originating Materials)</b>	
1	第3.2条(c)の規定の適用上、産品は、附属書2（品目別規則）に定める適用可能な品目別規則に合致する場合には、締約国の原産品とする。
	For the purposes of subparagraph(c)of Article 3.2, a good shall qualify as an originating good of a Party if it satisfies the applicable product specific rule set out in Annex 2 (Product Specific Rules).
2	1の規定の適用上、使用された材料について関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工の作業が行われていることを求める規則は、 <u>非原産材料についてのみに適用する</u> 。
	For the purposes of paragraph 1, the rule requiring that the materials used have undergone a change in tariff classification or a specific manufacturing or processing operation, shall apply only to non-originating materials.
<b>②UNCTAD合意文書</b>	
	なし
<b>③一般特惠原産地規則</b>	
	明文規定なし
<b>④旧京都規約 附属書D.1 原産地規則に関する附属書 (Annex D.1 Annex concerning rules of origin)</b>	
	なし
<b>⑤シンガポールEPA 第23条 原産品 (Article 23 Originating Goods)</b>	
4	関税分類の異なる材料の使用を求め又は特定の製造若しくは加工作業を行うことを求める品目別規則の適用上、材料とは <u>非原産材料のみをいう</u> 。
	Product-specific rules requiring that the materials used undergo a change in tariff classification or a specific manufacturing or processing operation shall apply only to non-originating materials.
<b>⑥メキシコEPA 第22条 原産品 (Article 22 Originating Goods)</b>	
1	この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの産品は、原産品とする。
	Except as otherwise provided for in this Chapter, a good shall be an originating good where:

(c) 非原産材料を使用して一方又は双方の締約国の区域において完全に生産される産品であって、附属書4に定める要件及びこの章の他のすべての関連する要件を満たすもの
the good satisfies the requirements set out in Annex 4, as well as all other applicable requirements of this Chapter, when the good is produced entirely in the Area of one or both Parties using non-originating materials; or
<b>⑥メキシコEPA 附属書4 第1節 解釈のための一般的注釈 (Annex 4 Section 1 General Interpretative Notes)</b>
(b) 関税分類の変更の要件は、 <u>非原産材料についてのみ</u> 適用する。
a requirement of a change in tariff classification applies only to non-originating materials;
<b>⑦マレーシアEPA 第28条 原産品 (Article 28 Originating Goods)</b>
1 この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの産品は、締約国の原産品とする。
Except as otherwise provided for in this Chapter, a good shall qualify as an originating good of a Country where:
(c) 非原産材料を使用して当該締約国の領域において完全に生産される産品であって、附属書2に定める品目別規則及びこの章の他のすべての関連する要件を満たすもの
the good satisfies the product specific rules set out in Annex 2, as well as all other applicable requirements of this Chapter, when the good is produced entirely in the territory of the Country using non-originating materials.
3 1(c)の規定の適用上、使用される材料について関税分類の変更が行われ、又は特定の製造若しくは加工作業が行われることを求める附属書2に定める品目別規則は、 <u>非原産材料についてのみ</u> 適用する。
For the purposes of subparagraph 1(c) of this Article, the product specific rules set out in Annex 2 requiring that the materials used undergo a change in tariff classification or a specific manufacturing or processing operation shall apply only to non-originating materials.
<b>⑧フィリピンEPA 第29条 原産品 (Article 29 Originating Goods)</b>
1 この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの産品は、締約国の原産品とする。
Except as otherwise provided for in this Chapter, a good shall qualify as an originating good of a Party where:
(c) 非原産材料を使用して当該締約国において完全に生産される産品であって、附属書2に定める品目別規則及びこの章の他のすべての関連する要件を満たすもの
the good satisfies the product specific rules set out in Annex 2, as well as all other applicable requirements of this Chapter, when the good is produced entirely in the Party using nonoriginating materials.
3 1(c)の規定の適用上、使用される材料について関税分類の変更が行われ、又は特定の製造若しくは加工作業が行われることを求める附属書2に定める品目別規則は、 <u>非原産材料についてのみ</u> 適用する。
For the purposes of subparagraph 1(c) above, the product specific rules set out in Annex 2 requiring that the materials used undergo a change in tariff classification or a specific manufacturing or processing operation shall apply only to non-originating materials.
<b>⑨チリEPA 第29条 原産品 (Article 29 Originating Goods)</b>
1 この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの産品は、締約国の原産品とする。

第2部 主要な基本的概念

	Except as otherwise provided for in this Chapter, a good shall qualify as an originating good of a Party where:
(c)	非原産材料を使用して当該締約国において完全に生産される製品であつて、附属書2に定める品目別規則及びこの章の他のすべての関連する要件を満たすもの
	the good is produced entirely in the Party using non-originating materials, provided that the good satisfies the product specific rules set out in Annex 2, as well as all other applicable requirements of this Chapter; or
3	1(c)の規定の適用上、使用される材料について関税分類の変更が行われ、又は特定の製造若しくは加工作業が行われることを求める附属書2に定める品目別規則は、 <u>非原産材料についてのみ</u> 適用する。
	For the purposes of subparagraph 1(c), the product specific rules set out in Annex 2 requiring that the materials used undergo a change in tariff classification or a specific manufacturing or processing operation shall apply only to non-originating materials.
<b>⑩タイEPA 第28条 原産品 (Article 28 Originating Goods)</b>	
1	この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの製品は、締約国の原産品とする。
	Except as otherwise provided for in this Chapter, a good shall qualify as an originating good of a Party where:
(c)	非原産材料をその全部又は一部につき使用して当該締約国において完全に生産される製品であつて、附属書2に定める品目別規則及びこの章の他のすべての関連する要件を満たすもの
	the good satisfies the product specific rules set out in Annex 2, as well as all other applicable requirements of this Chapter, when the good is produced entirely in the Party using non-originating materials in whole or in part.
3	1(c)の規定の適用上、使用される材料について関税分類の変更が行われ、又は特定の製造若しくは加工作業が行われることを求める附属書2に定める品目別規則は、 <u>非原産材料についてのみ</u> 適用する。
	For the purposes of subparagraph 1(c)above, the product specific rules set out in Annex 2 requiring that the materials used undergo a change in tariff classification or a specific manufacturing or processing operation shall apply only to non-originating materials.
<b>⑪ブルネイEPA 第24条 原産品 (Article 24 Originating Goods)</b>	
1	この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの製品は、締約国の原産品とする。
	Except as otherwise provided for in this Chapter, a good shall qualify as an originating good of a Party where:
(c)	非原産材料を使用して当該締約国において完全に生産される製品であつて、附属書2に定める品目別規則及びこの章の他のすべての関連する要件を満たすもの
	the good satisfies the product specific rules set out in Annex 2, as well as all other applicable requirements of this Chapter, when the good is produced entirely in the Party using non-originating materials.
3	1(c)の規定の適用上、使用される材料について関税分類の変更が行われ、又は特定の製造若しくは加工作業が行われることを求める附属書2に定める品目別規則は、 <u>非原産材料についてのみ</u> 適用する。

	For the purposes of subparagraph 1(c), the product specific rules set out in Annex 2 requiring that the materials used undergo a change in tariff classification or a specific manufacturing or processing operation shall apply only to non-originating materials.
	<b>⑫インドネシアEPA 第29条 原産品 (Article 29 Originating Goods)</b>
1	この章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの産品は、締約国の原産品とする。 Except as otherwise provided for in this Chapter, a good shall qualify as an originating good of a Party where:
	(c) 非原産材料を使用して当該締約国において完全に生産される産品であつて、附属書2に定める品目別規則及びこの章の他のすべての関連する要件を満たすもの the good satisfies the product specific rules set out in Annex 2, as well as all other applicable requirements of this Chapter, when the good is produced entirely in the Party using nonoriginating materials.
3	1(c)の規定の適用上、使用される材料について関税分類の変更が行われ、又は特定の製造若しくは加工作業が行われることを求める附属書2に定める品目別規則は、 <u>非原産材料についてのみ</u> 適用する。 For the purposes of subparagraph 1(c), the product specific rules set out in Annex 2 requiring that the materials used undergo a change in tariff classification or a specific manufacturing or processing operation shall apply only to non-originating materials.
	<b>⑬アセアン包括EPA 第24条 原産品 (Article 24 Originating Goods)</b>
	この協定の適用上、次のいずれかの産品であつて、この章に規定する他のすべての関連する要件を満たすものは、締約国の原産品とする。 For the purposes of this Agreement, a good shall qualify as an originating good of a Party if it:
	(b) 非原産材料を使用する場合には、第26条に定める要件を満たすもの satisfies the requirements of Article 26 when using non-originating materials; or
	<b>⑬アセアン包括EPA 第26条 完全には得られず、又は生産されない産品 (Article 26 Goods Not Wholly Obtained or Produced)</b>
1	第24条(b)の規定の適用上、次に掲げる産品は、締約国の原産品とする。 For the purposes of paragraph(b)of Article 24, a good shall qualify as an originating good of a Party if:
	(b) 当該産品の生産に使用された <u>すべての非原産材料</u> について、当該締約国において統一システムの関税分類の変更（以下「CTC」という。）であつて4桁番号の水準におけるもの（すなわち、項の変更）が行われた産品 all non-originating materials used in the production of the good have undergone in the Party a change in tariff classification (hereinafter referred to as “CTC”) at the 4-digit level (i.e. a change in tariff heading) of Harmonized System.
4	1(b)の規定の適用上、及び附属書2に定める関連する品目別規則の適用上、使用された材料についてCTC又は特定の製造若しくは加工作業が行われたことを求める規則は、 <u>非原産材料についてのみ</u> 適用する。 For the purposes of subparagraph 1(b)and the relevant product specific rules set out in Annex 2, the rules requiring that the materials used have undergone CTC, or a specific manufacturing or processing operation, shall apply only to non-originating materials.

<b>⑬アセアン包括EPA 附属書2 品目別規則 (Annex 2 Product Specific Rules)</b>	
1	この附属書に定める品目別規則の適用上、 For the purposes of the product specific rules set out in this Annex, the term:
(c)	「CTH」とは、各類、項、号の製品への他の項の材料からの変更を示す。このことは、製品の生産に使用された <b>すべての非原産材料</b> について、統一システムの関税分類の変更であって4桁番号の水準におけるもの（すなわち、項の変更）が行われたことをいう。 “CTH” denotes a change to the chapter, heading or subheading from any other heading. This means that all non-originating materials used in the production of the good have undergone a change in tariff classification at the 4-digit level (i.e. a change in heading) of HS;
<b>⑭ベトナムEPA 第24条 原産品 (Article 24 Originating Goods)</b>	
	この協定の適用上、次のいずれかの製品であって、この章に規定する他のすべての関連する要件を満たすものは、締約国の原産品とする。 For the purposes of this Agreement, a good shall qualify as an originating good of a Party if it:
(b)	非原産材料を使用する場合には、第26条に定める要件を満たすもの satisfies the requirements of Article 26 when using non-originating materials; or
<b>⑮ベトナムEPA 第26条 完全には得られず、又は生産されない製品 (Article 26 Goods Not Wholly Obtained or Produced)</b>	
1	第24条(b)の規定の適用上、次に掲げる製品は、締約国の原産品とする。 For the purposes of paragraph(b)of Article 24, a good shall qualify as an originating good of a Party if:
(b)	当該製品の生産に使用された <b>すべての非原産材料</b> について、当該締約国において統一システムの関税分類の変更（以下この協定において「CTC」という。）であって4桁番号の水準におけるもの（すなわち、項の変更）が行われた製品 all non-originating materials used in the production of the good have undergone in the Party a change in tariff classification (hereinafter referred to in this Agreement as “CTC”) at the 4-digit level (i.e. a change in tariff heading) of Harmonized System.
4	1(b)の規定の適用上、及び附属書2に定める関連する品目別規則の適用上、使用された材料についてCTC又は特定の製造若しくは加工作業が行われることを求める規則は、 <u>非原産材料</u> についてのみ適用する。 For the purposes of subparagraph 1(b)and the relevant product specific rules set out in Annex 2, the rules requiring that the materials used have undergone CTC, or a specific manufacturing or processing operation, shall apply only to non-originating materials.
<b>⑯ベトナムEPA 附属書2 品目別規則 (Annex 2 Product Specific Rules)</b>	
1	この附属書に定める品目別規則及び附属書3の付録の規定の適用上、 For the purposes of the product specific rules set out in this Annex and the Attachment to Annex 3, the term:
(c)	「CTH」とは、各類、項、号の製品への他の項の材料からの変更を示す。このことは、製品の生産に使用された <b>すべての非原産材料</b> について、統一システムの関税分類の変更であって4桁番号の水準におけるもの（すなわち、項の変更）が行われたことをいう。

	<p>“CTH” denotes a change to the chapter, heading or subheading from any other heading. This means that all non-originating materials used in the production of the good have undergone a change in tariff classification at the 4-digit level (i.e. a change in heading) of the HS;</p>
	<p>⑮スイスEPA 附属書2第2条 原産品 (Annex II Article II Originating Products)</p>
	<p>この協定の適用上、次に掲げる産品は、締約国の原産品とする。</p>
	<p>For the purposes of this Agreement, the following products shall be considered as originating products of a Party:</p>
	<p>(b) 当該締約国の関税地域において非原産材料を使用して得られる産品。ただし、当該非原産材料について、当該関税地域において、この附属書の第4条に規定する十分な作業又は加工が行われている場合に限る。</p>
	<p>products obtained in the customs territory of the Party using non-originating materials, provided that such materials have undergone sufficient working or processing in the customs territory of the Party within the meaning of Article IV of this Annex; and</p>
	<p>⑮スイスEPA 附属書2第4条 十分に作業又は加工される産品 (Annex II Article IV Sufficiently Worked or Processed Products)</p>
1	<p>この附属書の第2条(b)の規定の適用上、非原産材料を使用して得られる産品であつて、次のいずれかのものは、締約国の原産品とする。</p>
	<p>For the purposes of subparagraph(b)of Article II of this Annex, a product obtained using non-originating materials shall be considered as an originating product of a Party, if:</p>
	<p>(b) 当該産品の生産に使用された<u>すべての非原産材料について</u>、当該締約国の関税地域において、統一システムの関税分類の変更であつて、4桁番号の水準におけるものが行われた産品</p>
	<p>all non-originating materials used in the production of the product have undergone in the customs territory of the Party, a change in tariff classification at the level of the first four-digit code of the Harmonized System.</p>
	<p>⑮スイスEPA 附属書2 付録1 注釈 (Annex II Appendix 1 Introductory Notes)</p>
1	<p>この付録に定める品目別規則の適用上、</p>
	<p>For the purposes of the product specific rules set out in this Appendix:</p>
	<p>(a) (ii) 「CC」とは、各類、項、号の産品への他の類の材料からの変更を示す。このことは、産品の生産に使用された<u>すべての非原産材料について</u>、統一システムの関税分類の変更であつて2桁番号の水準におけるもの（すなわち、類の変更）が行われたことをいう。</p>
	<p>“CC” denotes a change to the chapter, heading or subheading from any other chapter. This means that all nonoriginating materials used in the production of the product have undergone a change in tariff classification at the two-digit level (i.e. a change in chapter) of the HS;</p>
	<p>(iii) 「CTH」とは、各類、項、号の産品への他の項の材料からの変更を示す。このことは、産品の生産に使用された<u>すべての非原産材料について</u>、統一システムの関税分類の変更であつて4桁番号の水準におけるもの（すなわち、項の変更）が行われたことをいう。</p>
	<p>“CTH” denotes a change to the chapter, heading or subheading from any other heading. This means that all nonoriginating materials used in the production of the product have undergone a change in tariff classification at the four-digit level (i.e. a change in heading) of the HS;</p>

第2部 主要な基本的概念

<p>(iv) 「CTSH」とは、各類、項、号の産品への他の号の材料からの変更を示す。このことは、産品の生産に使用された<u>すべての非原産材料について</u>、統一システムの関税分類の変更であって6桁番号の水準におけるもの（すなわち、号の変更）が行われたことをいう。</p>
<p>“CTSH” denotes a change to the chapter, heading or subheading from any other subheading. This means that all nonoriginating materials used in the production of the product have undergone a change in tariff classification at the six-digit level (i.e. a change in subheading) of the HS; and</p>
<p><b>⑯インドEPA 第27条 原産品 (Article 27 Originating Goods)</b></p>
<p>この協定に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの産品は、締約国の原産品とする。</p>
<p>Except as otherwise provided for in this Agreement, a good shall qualify as an originating good of a Party where:</p>
<p>(b) 当該締約国において完全には得られず、又は生産されない産品であって、第29条に定める要件を満たすもの</p>
<p>Except as otherwise provided for in this Agreement, a good shall qualify as an originating good of a Party where:</p>
<p><b>⑯インドEPA 第29条 非原産材料を使用して生産される産品 (Article 29 Goods Produced Using Non-Originating Materials)</b></p>
<p>1 第27条(b)の規定の適用上、次の(a)及び(b)の条件を満たす産品は、締約国の原産品とする。</p>
<p>For the purposes of subparagraph(b)of Article 27, a good shall qualify as an originating good of a Party if:</p>
<p>(b) 当該産品の生産に使用された<u>全ての非原産材料について</u>、当該締約国において統一システムの関税分類の変更であって6桁番号の水準におけるもの（すなわち、号の変更）が行われていること。</p>
<p>all non-originating materials used in the production of the good have undergone in the Party a change in tariff classification at the six-digit level (i.e. a change in tariff subheading) of the Harmonized System.</p>
<p>3 1の規定の適用上、(b)及び附属書2に定める関連する品目別規則の適用上、使用された材料について関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工作業が行われることを求める規則は、<u>非原産材料についてのみ</u>適用する。</p>
<p>For the purposes of subparagraph 1(b)and the relevant product specific rules set out in Annex 2, the rule requiring that the materials used have undergone a change in tariff classification or a specific manufacturing or processing operation, shall apply only to non-originating materials.</p>
<p><b>⑰ペルーEPA 第39条 原産品 (Article 39 Originating Goods)</b></p>
<p>この協定の適用上、次のいずれかの産品であって、この章に規定する他の全ての関連する要件を満たすものは、締約国の原産品とする。</p>
<p>For the purposes of this Agreement, a good shall qualify as an originating good of a Party where:</p>
<p>(c) 非原産材料を使用して当該締約国において完全に生産される産品であって、附属書3に定める品目別規則（関税分類の変更、原産資格割合又は特定の製造若しくは加工作業に関する要件を満たすことを求める規則）を満たすもの</p>

the good satisfies the product specific rules (change in tariff classification, qualifying value content or specific manufacturing or processing operation) set out in Annex 3, when the good is produced entirely in the Party using non-originating materials, and meets all other applicable requirements of this Chapter.	
⑰ペルーEPA 附属書3 第1編 一般的注釈 (Annex 3 Part 1 General Notes)	
1	この附属書に定める品目別規則の適用上、 For the purposes of the product specific rules set out in this Annex:
(c)	関税分類の変更及び特定の製造若しくは加工作業の要件は、 <u>非原産材料についてのみに適用する。</u>
the requirement of a change in tariff classification and specific manufacturing or processing operation applies only to non-originating materials; and	

が存在する4本のEPAにおいても、「僅少の非原産材料」という規定は存在する。

上記でも述べた通り、「僅少の非原産材料」という規定は「すべての非原産材料が関税分類変更基準を満たす必要がある」という原則（\*）の例外を設定するものであるところ、「僅少の非原産材料」という規定が存在しているということは、当該原則が存在することが前提となっていると解するのが妥当である。

## 2. 関税分類変更基準の書き表し方

この2. においては、関税分類変更基準に基づく品目別規則を具体的にどのように書き表していくかという点について見てみる。

### (1) 書き表し方のタイプ分け

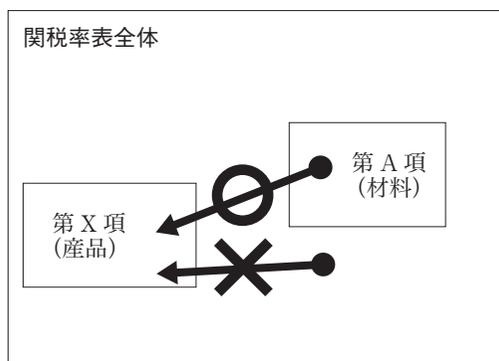
ある産品（関税分類番号を第X項とする。）について考える場合、その元となる材料は通常は特定されるもの（関税分類番号を第A項とする。）であると思われることから、

『【特定の関税分類番号】の材料からの変更』…〈タイプA〉

と規定することが可能となる。これを概念的に表したものが図2-9である。

(例) 第72.06項（鉄のインゴット）に関して、鉄の材料は鉄鉱石（第26.01項）であることか

図2-9



ら、

第26.01項の材料からの変更

というルールを策定することが可能である。

では、この『【特定の関税分類番号】の材料からの変更』という規定で十分かと言うと、必ずしもそうとは言い難い。

例えば、第9403.30号（事務所において使用する種類の木製の家具）に関しては、木製の家具であることから

第44類の材料（木材）からの変更・・・（\*）

とすれば十分であるようにも思われるが、その家具に鉄鋼製のボルト・ナット（第73.18項）が使用されている場合には、どう考えたら良いであろうか。

上記の（\*）だけだと、ボルト・ナットに関して明記されていないことから、取扱いに曖昧さが発生することとなる。

そこで曖昧さを排除するために、

『（\*）で指定した材料からの変更が行われていれば良い（すなわち、他の材料からの変更の有無については問わない）』

とする補足的なルールを策定するということが考えられる。

ではこれで十分かと言うと、まだ問題点は残り得る。

一例としては、最終製品の9割程度完成した物品（通例であれば、HSの規定に基づき、完成した製品と同じ第9403.90号に属することとなるものと思われる。）と第44類の木材を輸入して、それらを使って第9403.90号の製品を生産する場合が挙げられる（このような事例が実際に存在するかしないかは問わないものとする。）。

この事例に関しては、上記1. (2)における議論がそのまま適用され得ることから、ここでは詳細な説明は割愛するが、原製品と認めることはできないとすることが妥当と考えられよう。

上記を踏まえると、タイプAのルールは、材料が比較的限定されているような製品については有効であるが、関税分類番号が相互に異なる複数種類の（それも多くの種類の）材料を生産に使用する製品に関しては、必ずしも有効ではないのではないかという議論もあり得よう。

その場合、後者の製品については、どのようなルールが有効であろうか。

そもそも実質の変更とは「大きな変化」である（上記第1節1. 参照）ところ、「このような材料から（最終）製品を生産しても実質の変更と認められる程の「大きな」変化は生じていない」と言い得る材料からの変更が除外されるようなルールとすることが必要になるものと思われる。

ではそのような材料としてはどのようなものがあるのでしょうか。

もちろん、最終製品の種類によっていろいろなものが考えられるが、例えば以下のようなものを挙げる事が可能である。

- ①最終製品の9割程度まで完成した物品（最終製品と関税分類が同じであることが前提）
- ②単に切断する等の簡単な加工によって関税分類番号が異なる製品が得られることとなるような物品（「幅が60 cm未満の鉄鋼のフラットロール」（第72.12項））についての「幅が60 cm

以上の鉄鋼のフラットロール」(第72.10項)。第1節2.参照)

以上の議論を踏まえ、ルールとして書き表すことを考えてみよう。

ある特定の材料からの変更を実質的変更とは認めない…(図2-10において×印を付した矢印)

ということは、

【「関税率表に掲げる全品目」—「当該特定の材料」】からの変更についてのみ実質的変更と認める…(図2-10において○印を付した矢印)

ということと同じことを意味する。

すなわち、

『【特定の関税分類番号の】材料以外の材料からの変更』…〈タイプB〉

というルールとなる。

こう書くと、タイプBのルールも「・・・材料からの変更」とあり、タイプAのルールと変わりはないのではないかとの疑問もあり得よう。

この点に関して述べると、タイプAとタイプBとの間では、

タイプA：変更元を、ある特定の材料に限定

タイプB：変更元を、ある特定の材料以外の材料であれば何でもよい

とする大きな違いがある。

すなわちタイプBのルールは、何かある特定の材料に限定している訳ではないことから、タイプAとタイプBの間には本質的な違いがあると考えるのが妥当と考えられる。

このタイプBのカテゴリーに属するルールとしては、

『製品の属する項(第X項)とは異なる特定の項(第A項)に属する材料以外の材料からの変更』…〈タイプB1〉

というもの(図2-11参照)もあれば、

『製品の属する項に属する材料以外の材料からの変更』…〈タイプB2〉

というルール(図2-12参照)も考えられる。

なお、上記においては、関税率表上の「項」のレベルに係る表記方法を記載したが、「号」レベル又は「類」レベルの規則も当然存在し、

『製品の属する号(第Y号)とは異なる特定の号(第B号)に属する材料以外の材料からの変更』…〈タイプB1〉

であるとか、

『製品の属する類に属する材料以外の材料からの変更』…〈タイプB2〉

といったものとなる。

ただし、以下の説明においては、表現の煩雑を避けることを目的として、原則として「項」レベルに係る規則について記載することとする。

したがって、概念を説明している部分において「項」と記載している場合、通例はそれを「号」又は「類」と読み替えることが可能である。

図2-10

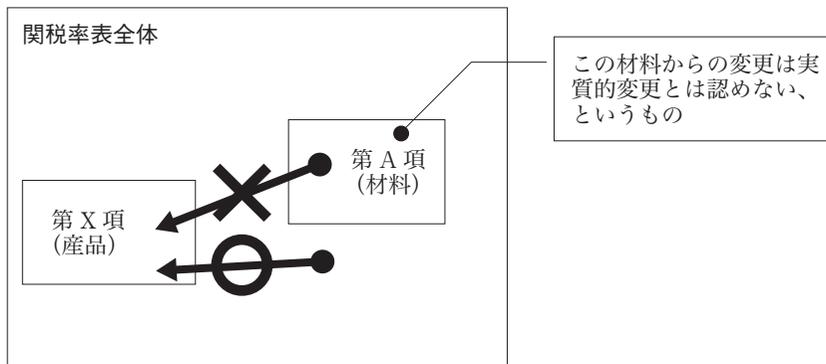


図2-11

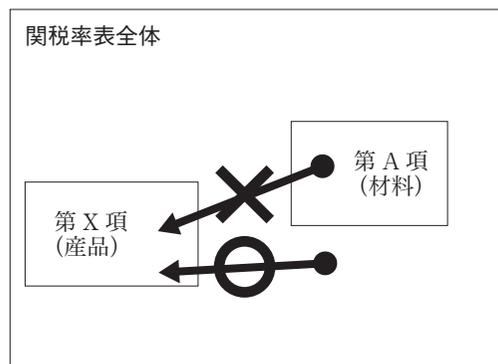
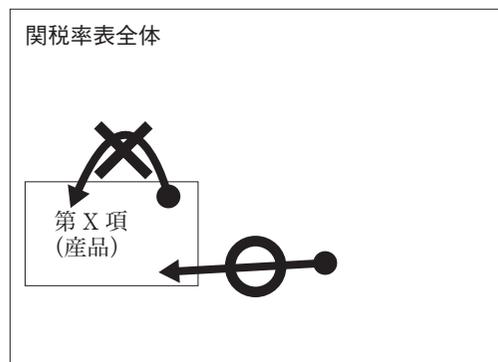


図2-12



## (2) 品目別規則のタイプ別具体例

ではここで、タイプA、タイプB1及びタイプB2に属する品目別規則としては、具体的にどのようなルールがあるのかを14のEPA及び一般特惠原産地規則において確認してみよう。

### ① タイプA

14本のEPAにおいては、このタイプに属する品目別規則は極めて例外的なものとなっている。

1つの例として、メキシコEPAの第74.05項—第74.07項の品目別規則を挙げる。(なお、メ

キシコ EPA の品目別規則は2002年版HSに基づいたものである。）

- ①第74.05項から第74.07項までの各項の産品への他の類の材料からの変更又は、  
 ②第74.05項から第74.07項までの各項の産品への第7404.00号の銅のくず（銅の含有量が全重量の94%未満のもの又は使用済みの陽極に限る。）若しくは第74.01項から第74.02項までの材料からの変更（この変更に加えて、当該他の類の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）及び域内原産割合が50%以上であること。

（丸付き数字の付加及び下線・太字強調は筆者）

メキシコ EPA の第74.05項—第74.07項の品目別規則は、同格ルール（第4部参照）から成るものであり、そのうち、上記の②のルールの方をもう少し詳しく見てみよう。

同ルールは、

『第74.05項から第74.07項までの各項の産品への第7404.00号の銅のくず（銅の含有量が全重量の94%未満のもの又は使用済みの陽極に限る。）若しくは第74.01項から第74.02項までの材料からの変更（この変更に加えて、当該他の類の材料からの変更が行われるか否かを問わない。）』・・・（\*1）

という要素と、

『域内原産割合が50%以上であること』・・・（\*2）

の2つの要素が組み合わさったものとなっており、これら2つの要素のうち、（\*1）の方がタイプAに対応するものとなっている。

なお、②のルールを適用する場合において、原産品としての資格を得るためには（\*1）と（\*2）の両方の条件を満たすことが必要となっている。

一般特恵原産地規則（注）においては、第50類から第63類に属する産品（いわゆる繊維製品）に関して、このタイプのルールが多く定められている。

（注）一般特恵原産地規則における品目別規則は上記第1節3.に記載した「一般ルール」に類似するものとなっている。すなわち、関税暫定措置法施行規則第9条第1項において「基本ルール」に相当するものとして「他の項の材料からの変更」を定め、それが適用されない品目に関して同施行規則別表において個別の品目別規則を規定している。

その一例として、第55.12項に係る品目別規則を表2-13に掲げる。この規則は関税分類変更基準と加工工程基準とが混成したルールと言えるものであり、例えば(1)で言えば『第47.01項から第47.06項まで若しくは第50.01項に該当する物品…からの製造』という部分が明示的に関税分類変更基準に対応する部分と言うことが可能である。

## ② タイプB2

説明の都合上、タイプB2について先に説明を行うこととする。

このタイプに属する品目別規則の具体的な書き表し方には多くのバリエーションがあるとこる、まずは、その例について触れることとする。

本タイプのご概念は、上記で述べた通り、

表2-13

55.12	合成繊維の短繊維の織物（合成繊維の短繊維の重量が全重量の85%以上のものに限る。）	
	(1) 絹の重量が全重量の10%を超えるもの	化学品、第47.01項から第47.06項まで若しくは第50.01項に該当する物品、紡織用天然繊維（生糸を除く。）、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造
	(2) その他のもの	化学品、第47.01項から第47.06項までに該当する物品、紡織用天然繊維、人造繊維の短繊維又は紡織用繊維くずからの製造

『製品の属する項に属する材料以外の材料からの変更』  
 であるが、これを以下のように書き換えることが可能であろう。

『製品の属する項以外の項に属する材料からの変更』

また、今我々が見ようとしている品目別規則は「製品の属する項」に対応するものであり、当該「製品の属する項」に視点を置くと、「製品の属する項以外の項」＝「他の項」と記述することが可能であろう。これにより、

『他の項に属する材料からの変更』

と書き換えられる。これを更に、

⇒ 『他の項の材料からの変更』

⇒ 『他の項からの変更』

⇒ 『項番号の変更』

⇒ 『項変更』

と書き換え得ることは理解できよう。

このタイプB2は、図2-12に対応するものである。

実際の品目別規則は、以上に段階的に記した表記方法のいずれかを採用した形となっている。

では、以下に具体例を掲げることとする。なお、EPAについては、14本のEPAのうちタイEPAのルールを掲げる。

○タイEPA

例えば、第22.09項の製品（食酢及び酢酸から得た食酢代用物）に対応する品目別規則は、以下のようにになっている。

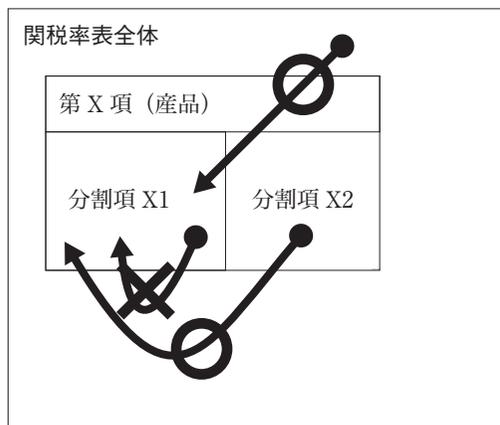
『第22.09項の製品への他の項の材料からの変更』

○一般特惠原産地規則

上記①の（注）において『「基本ルール」に相当するものとして「他の項の材料からの変更」を定め』と記載したが、関税暫定措置法施行規則第9条第1項の第1文において、実際には以下のように規定されている。

『令第26条第1項第2号に規定する財務省令で定める加工又は製造は、法第8条の2第1項又は第3項の規定の適用を受けようとする物品の該当する関税定率法別表の番号の項が当該物品の原料又は材料（令第26条の規定により当該物品を生産した国又は地域が原産

図2-13



地とされる物品（別表において「原産品」という。）以外のもの（以下この条及び別表において「非原産品」という。）に限る。）の該当する同表の番号の項と異なることとなる加工又は製造（別表の中欄に掲げる物品にあつては、それぞれ同表の下欄に掲げる加工又は製造）とする。』（下線強調：筆者）

このタイプB2の代表的な規則は『他の項からの変更』であるが、これのバリエーションとして、本質的な違いはないものの書き表し方が異なるものがある。それは『他の分割項からの変更』を代表とする規則である。

これは、項を分割してできた分割項の間での変更を実質的変更と認めるものであり、その概念は、図2-13に示す通りである。

同図において、分割項X2から分割項X1への変更は実質的変更と認められる（○印を付した曲線の矢印）とともに、第X項以外からの変更も実質的変更と認められる（○印を付した直線の矢印）。一方、分割項X1内部での変更は実質的変更とは認められない（×印を付した曲線の矢印）。

なお、「分割項」の詳細に関しては、下記の【補足2-2】を参照されたい。

### ③ タイプB1

このタイプに属する品目別規則の具体的な書き表し方のバリエーションについて、上記②と同様に見ることとする。

本タイプのご概念は、上記で述べた通り、

『産品の属する項とは異なる特定の項に属する材料以外の材料からの変更』

であるが、『産品の属する項とは異なる特定の項』 = 『第A項』と置き換えることと

『第A項に属する材料以外の材料からの変更』… (#)

となる。（なお、この『産品の属する項とは異なる特定の項』は1つに限られる必然性はなく、複数の項が指定される場合もある。）

そして、上記②と同様にして、以下のような書換えが可能となる。

第2部 主要な基本的概念

表2-14

2208.20— 2208.60	第2208.20号から第2208.60号までの各号の産品への他の項の材料からの変更（第22.07項の材料からの変更を除く。）
---------------------	--

表2-15

号番号	品名
第2208.20号	ぶどう酒又はぶどう酒もろみの搾りかすから得た蒸留酒
第2208.30号	ウイスキー
第2208.40号	ラム及びタフィア
第2208.50号	ジン及びジュネヴァ
第2208.60号	ウオッカ

(注) ここに掲げる5つの号の品名は、タイEPAの品目別規則がそのベースとしている2002年版HSに基づいたものである。なお、2017年版HSにおいては、第2208.40号の品名が「ラムその他これに類する発酵したさとうきびの製品から得た蒸留酒」となっている。

⇒『第A項以外の項に属する材料からの変更』

⇒『第A項以外の項からの変更』

さて、この「第A項以外の項からの変更」というルールは、

『どの項の材料からの変更があっても原則として実質的変更が生ずると認めるが、唯一の例外として、第A項の材料からの変更については実質的変更とは認めない』

ということの意味しており、この点を考慮すると、上記の(＃)は、

『他の項の材料からの変更（ただし第A項の材料からの変更を除く。）』

⇒『他の項からの変更（ただし、第A項からの変更を除く。）』

⇒『項番号の変更（ただし、第A項からの変更を除く。）』

⇒『項変更（ただし、第A項を除く。）』

といった具合に変換が可能であることが理解されるであろう。

実際の品目別規則は、以上に段階的に記した表記方法のいずれかを採用した形となっている。

では、以下に具体例を掲げることとする。なお、EPAについては、こちらもタイEPAの例を掲げる。

○タイEPA

例えば、第2208.20号から第2208.60号の産品までに対応する品目別規則は、表2-14のようになっている。

表2-14に掲げたルールは、第2208.20号から第2208.60号までの5つの号（表2-15参照）に対応する5本の品目別規則を、表記の簡素化を図るとの観点から1本の規則として書き表したものである。（図2-14参照）

この品目別規則の意味を、第2208.60号（ウオッカ）を例にとって確認してみよう。同号に係る品目別規則は、

『第2208.60号の産品への他の項の材料からの変更（第22.07項の材料からの変更を除く。）』

図2-14

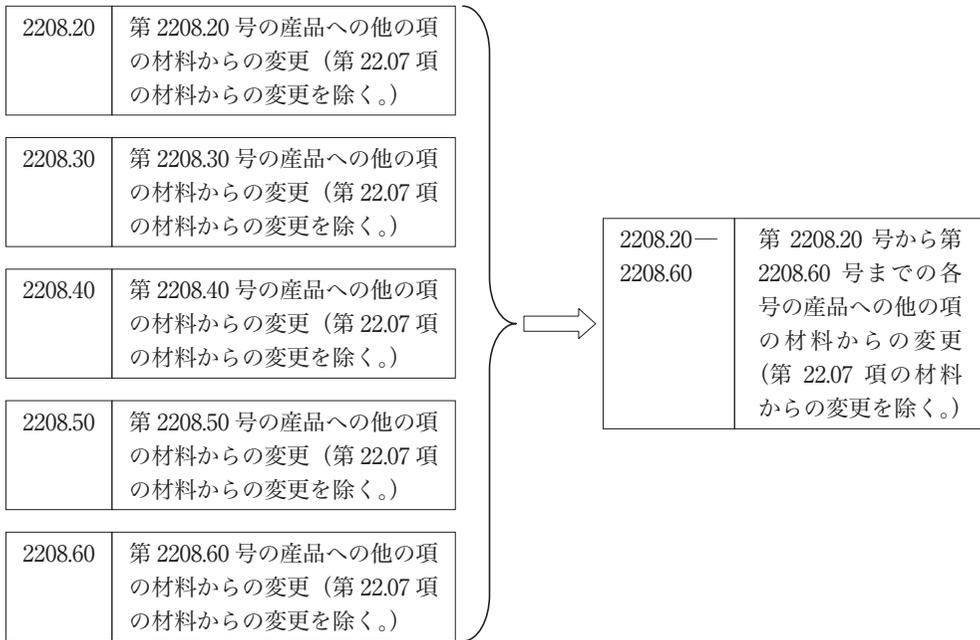


表2-16

72.15	鉄又は非合金鋼のその他の棒	第72.07項又は第72.13項から第72.15項までに該当する物品以外の物品からの製造
-------	---------------	--

というものであり、除外されている材料は第22.07項の産品、すなわち、

エチルアルコール（変性させてないものでアルコール分が80%以上のものに限る。）及び変性アルコール（アルコール分のいかんを問わない。）

である。

この規則の意味するところは、非原産のエチルアルコールを例えばタイに輸入し、当該エチルアルコールを材料としてタイにおいてウオッカを生産しても、当該ウオッカはタイの原産品とは認められないとするものである。

○一般特惠原産地規則

一例として、第72.15項に係る品目別規則を表2-16に掲げる。

まず、除外されている項番号に属する産品は何であるかということ、以下の通りとなっている。

第72.07項 鉄又は非合金鋼の半製品

第72.13項 鉄又は非合金鋼の棒（熱間圧延をしたもので不規則に巻いたものに限る。）

第72.14項 鉄又は非合金鋼のその他の棒（鍛造、熱間圧延、熱間引抜き又は熱間押しをしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。ただし、圧延後ねじつたものを含む。）

第72.07項、第72.13項又は第72.14項の産品からは比較的簡単な加工により、第72.15項の産

第2部 主要な基本的概念

品が生産できるであろうとの前提に立ち、それらの3つの項からの変更を除外しているものと解される。

また、第72.15項を除外しているということは、すなわち「項番号の変更」を規定しているものであり、タイプB2のルールとの混成となっている。

**【補足 2-2】「分割項」について**

HS品目表における分類、すなわち、「項」における規定の仕方は、原産品であるかないかの決定の観点とは必ずしも一致しないところ、各「項」において原産品決定の観点から、独自の細分を作る必要が生じ得る。

こういった観点から、「項」(heading)を原産品決定の目的に照らして任意に分割したものを「分割項」(split heading)と呼ぶ。

以上は「項」に限定した説明であるが、「号」(subheading)及び「類」(chapter)においても同様の議論が成り立ち、「号」及び「類」を原産品決定の目的に照らして任意に分割したものを、それぞれ「分割号」(split subheading)及び「分割類」(split chapter)と呼ぶ。

なお、「分割項」は「号」とは別ものであり、「分割類」も「項」とは別ものである。

では、EPAの品目別規則において、この「分割項」等が具体的にどのように表れて来るかを見てみよう。

一例として、マレーシアEPAの第46.01項の品目別規則を取り上げる。同規則は表2-17のように規定されている。

この規則は少し複雑な構造となっているところ、構造を分かり易く書くと表2-18のように

表2-17

46.01	<p>第46.01項のいぐさ製品への他の類の材料からの変更（第14類の材料からの変更を除く。）又は、 第46.01項の産品（いぐさ製品を除く。）への他の類の材料からの変更若しくは、 原産資格割合が40%以上であること（第46.01項の産品（いぐさ製品を除く。）への関税分類の変更を要しない。）</p> <p>A change to igusa goods of heading 46.01 from any other chapter, except from chapter 14; A change to any other good of heading 46.01 from any other chapter; or No required change in tariff classification to any other good of heading 46.01, provided there is a qualifying value content of not less than 40 percent.</p>
-------	---

表2-18

46.01	いぐさ製品	他の類の材料からの変更（第14類の材料からの変更を除く。）
	その他のもの	他の類の材料からの変更
		原産資格割合が40%以上であること（第46.01項の産品（いぐさ製品を除く。）への関税分類の変更を要しない。）

表2-19

番号	品名
46.01	さなだその他これに類する組物材料から成る物品（ストリップ状であるかないかを問わない。）並びに組物材料又はさなだその他これに類する組物材料から成る物品を平行につなぎ及び織つたものであつてシート状のもの（最終製品（敷物、壁掛等）であるかないかを問わない。）
	敷物及びすだれ（植物性材料製のものに限る。）
4601.21	竹製のもの
4601.22	とう製のもの
4601.29	その他のもの
	その他のもの
4601.92	竹製のもの
4601.93	とう製のもの
4601.94	その他の植物性材料製のもの
4601.99	その他のもの

なる。

「いぐさ製品」に対しては、『他の類の材料からの変更（第14類の材料からの変更を除く。）』という規則が適用されるが、

「その他のもの」（=いぐさ製品以外のもの）に対しては、

『他の類の材料からの変更』と、

『原産資格割合が40%以上であること（第46.01項の産品（いぐさ製品を除く。）への関税分類の変更を要しない。）』

の2つの規則が適用可能であり、この2つのいずれかを満たしていれば実質的変更が生じていると認められるということを意味している。

さて、表2-18を見ると、「いぐさ製品」と「その他のもの」の2つの区分が表れており、これらが分割項である。

これらの分割項は第46.01項の中の「号」と同じではないのか、と思われるかもしれないので、第46.01項の構造を確認してみよう。

（注）以下の説明は、2017年版HSに基づいたものである。なお、マレーシアEPAの品目別規則は2002年版HSに基づいている。

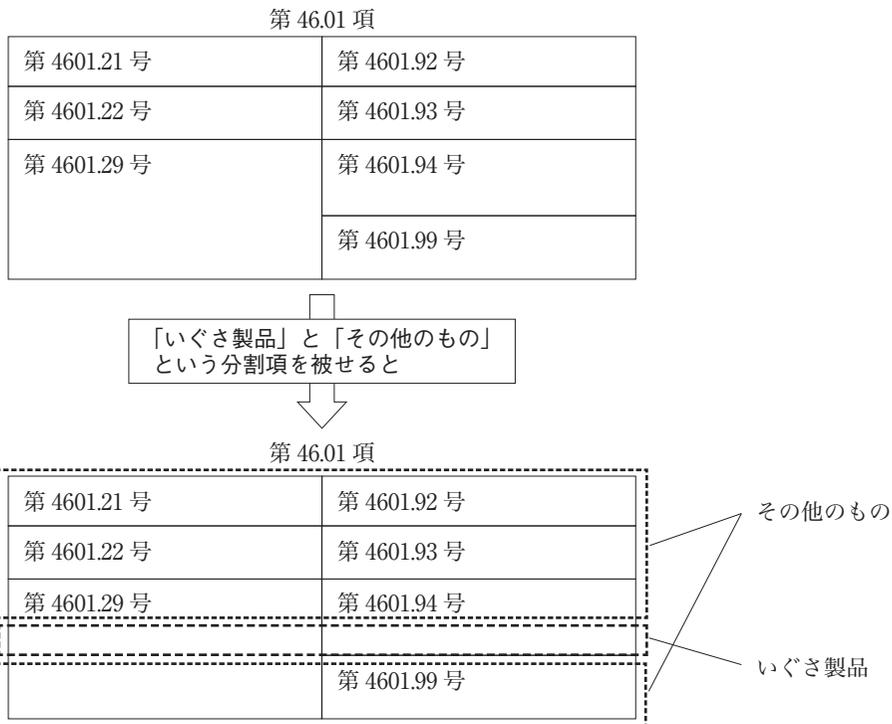
表2-19に第46.01項の構造を掲げる。

同項は、第4601.21号から第4601.99号までの7つの号から構成されていることが分かる。

これら3つの号と上述の分割項（「いぐさ製品」及び「その他のもの」）との関係を示すと図2-15に示す通りであり、「いぐさ製品」という分割項は、第4601.29号と第4601.94号の両者を横断的に分割していることが理解できるであろう。

この「分割項」の概念に基づく規則は一般特惠原産地規則の中にもいくつか見られる。

図2-15



以上に「分割項」についての説明を行ったが、ここで改めて表2-17及び表2-18を見ていただきたい。

品目別規則そのもの（表2-17）には、表2-18で示したような「分割項」は、必ずしも明示的に表れている訳ではないことが見て取れるであろう。したがって、分割項の有無については規則を注意深く読む必要があるものと思われる。

## 第3節 付加価値基準

### 1. 付加価値基準の概念

#### (1) 「付加される価値」について

上記第1節において、

『生産過程において価値が十分に又は相当量付加されている場合に、その産品は当該国の原産品であると認める考え方を、付加価値基準と呼ぶ。』

旨を記述した。

では、『価値が十分に又は相当量付加されている』ということをもどのようにして確認するかを考えてみよう。

まず『価値が付加されている』という点について見てみる。

非原産材料RをX国に輸入し、そこで加工を施して実質的変更が生じ、その結果として最終産品Aが得られるケースを想定してみる（図2-16参照）。

この場合において、最終産品Aが保持する価値（ $V(a)$ ）は、概念的には、非原産材料Rが保持する価値（ $V(r)$ ）にX国において付加される価値（ $V(d)$ ）を加えたものと考えられる。

すなわち、 $V(a) = V(r) + V(d)$  という関係が成り立つこととなる。

そうすると、X国において付加される価値については、

$$V(d) = V(a) - V(r)$$

となる。

最終産品等が「保持する価値」については、それらの価額で表すこととすると、結局、

$$\begin{aligned} & \text{X国において付加される価値 (V(d))} \\ &= \text{最終産品Aの価額 (V(a))} - \text{非原産材料Rの価額 (V(r))} \end{aligned}$$

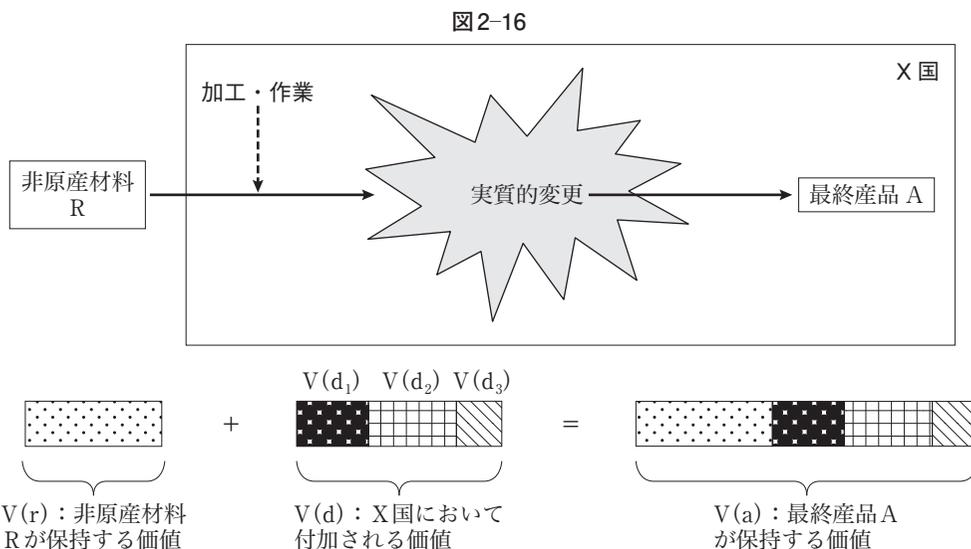
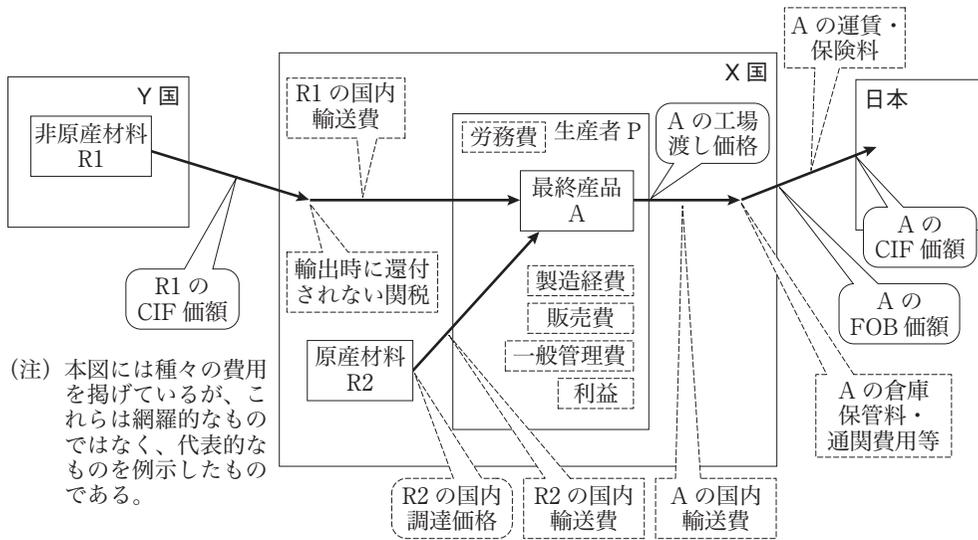


図2-17



により求められることとなる。これを、**控除方式 (Build-down method)** と呼ぶこととする。

なお、図2-16においては、非原産材料は1つだけであるが、実際の生産工程においては、非原産材料は複数存在しており、それらを足し合わせたものを「非原産材料の価額」として扱うこととなる。

さて、X国において付加される価値の算出方式としては、もう1つの方式が考えられる。

これまで「X国において付加される価値」と一括りで記してきたが、実際にX国において付加される価値には、種々の要素（例えば、産品Aに係る製造経費、販売費、労務費、利益、非原産材料の国内輸送費、原産材料の国内調達価格等）が含まれ得る（図2-17参照）。

図2-16においては、V(d) に含まれる要素として3つを図示しているが、それぞれV(d<sub>1</sub>)、V(d<sub>2</sub>) 及びV(d<sub>3</sub>) とする。

そうすると

$$V(d) = V(d_1) + V(d_2) + V(d_3)$$

により、V(d) すなわち「X国において付加される価値」が求められることとなる。

このように、国内において付加される価値の個々の構成要素を足し合わせることによって算出する方式を、**積上げ方式 (Build-up method)** と呼ぶこととする。

控除方式であれ積上げ方式であれ、最終産品Aの価額 (V(a)) が必要となる。

また、控除方式の場合にはV(r) が、積上げ方式の場合には生産国において付加される価値の構成要素ごとの価額 (V(d<sub>1</sub>)、V(d<sub>2</sub>)、…) が、それぞれ必要となる。

以上より、X国においてどれだけ価値が付加されているかを確認するためには、V(a)、V(r)、V(d<sub>1</sub>)、V(d<sub>2</sub>)、…という価額を確認する必要があることが理解できよう。

次に、『価値が十分に又は相当量付加されている』ことの確認について見てみよう。

上記で見た通り、V(a)、V(r)、V(d<sub>1</sub>)、V(d<sub>2</sub>)、…という価額を確認し、それらを組み合わせ

せることによって『付加される価値』については確認が可能となる。

では、その『付加される価値』が『十分に又は相当量』であるかないかの判断はどうすれば良いであろうか。

『十分に又は相当量』という抽象的な表現では判断を行い難いことから、

『付加される価値』が最終産品Aの価額の○% あればよい（「○」は特定の数字）という規定により判断することが現実的と考えられる。

そうすると、この『○%』という数字をどのようにして決定すべきかということが次に考えるべき点となる。

この数字の決定に当たっては、種々の議論があり得よう。

例えば、関税率表全体にわたって一律横断的に「A%」を適用するという方式もあれば、個々の品目ごとに数字を決めるという方式もあり得る。また、数字そのものが30%-40% といった水準なのか、それとも60%-70% といった水準にすべきかという議論もあり得よう。

こういった議論を踏まえた上で、各EPAの品目別規則等において、この数字が規定されている。

では、以下の(2)から順に、付加される価値の計算方法の詳細について述べることにする。

## (2) 「製品の価額」について—その1

上記の(1)で述べた通り、控除方式であれ積上げ方式であれ、最終産品Aの価額（V(a)）が必要となることから、まずはこのV(a) について取り上げることにする。なお、これ以降は、最終産品Aの価額（V(a)）のことを、一般化して「製品の価額」と記すことにする。

さて、「製品の価額」について、当該産品の生産国において付加された価値を考えるという観点からは、どのように定義すれば良いだろうか。

産品の生産国において付加された価値について考える訳であるから、最終消費国における小売価格では適切ではなく、当該生産国における当該産品の価額とすべきであるということは理解できようが、どの時点での価額とすべきかという点が問題として挙げられる。

図2-17においては、産品Aの価額として工場渡し価額（ex-works price。インコタームズ2020のEXWに相当）とFOB価額の2つを掲げている。

日本の14本のEPAにおいては、スイスEPAのみが工場渡し価額を産品の価額として採用しており、残り13本のEPAにおいてはFOB段階での価額を産品の価額として採用している。

なお、後者の「FOB段階での価額」については、補足説明が必要であるところ、下記(4)において説明を加える。

(注) 世界のFTAにおける原産地規則を見ると、工場渡し価額又はFOB価額に基づくものが多いようである。

例えば、EEA（European Economic Area）協定、EU—メキシコFTA、EU—チリFTA、EFTA—シンガポールFTA等、ヨーロッパ諸国が締約国となっているFTAにおいては、工場渡し価額に基づくものが多いようである。また、COMESA（Common Market for Eastern and southern Africa）等においては、ex-factory costに基づいたものとなっている。

一方、ATIGA、オーストラリア—タイFTA等においてはFOB価額を採用し、NAFTAの一部品目、カナダ—チリFTA等においてはFOBベースに調整した取引価額（transaction value）を採用し、US—オーストラリアFTA、US—チリFTA、韓国—チリFTA等においては、FOBベース

## 第2部 主要な基本的概念

に調整した調整価額 (adjusted value) を採用している。

以上の議論は「どの段階での価額か」という観点に基づくものであるが、別の観点に基づいた議論が必要となり得る。

それは、「製品の価額」の構成要素としてどこまでのものを含めるかという点である。

「製品の価額」を構成する要素としては、種々のものが考えられる。例えば、材料（原産材料、非原産材料）費、製造経費、労務費、研究開発費、利益が挙げられる。

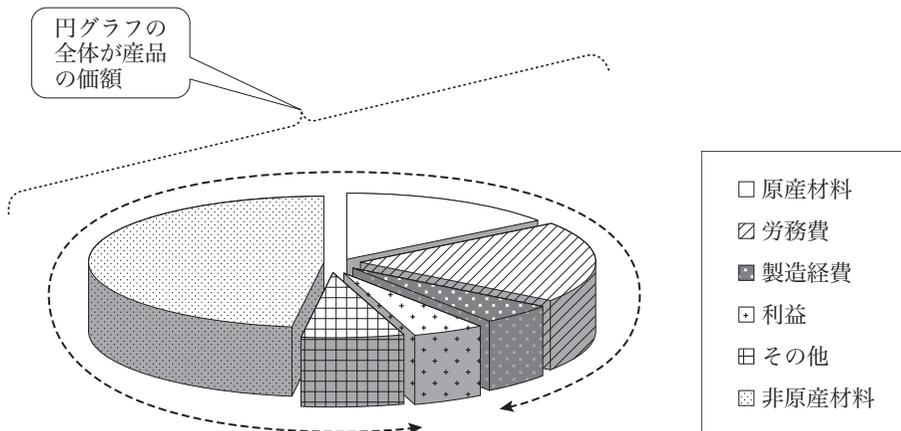
これらのうち、非原産材料の価額は、製品の生産に当たって付加される価値（以下、「付加価値」と言う。）を構成するものでないことは明らかであるが、その他にも、「利益」が付加価値に含まれるかという点については議論が分かれるところであろう。

この観点から、

$$[\text{製品の価額}] - [\text{利益}] = [\text{製品の生産に要した経費}]$$

をベースとして、付加価値を算定する方式が考えられ、これを**純費用 (net cost) 方式**と呼ぶ（図2-18参照）。

図2-18



付加価値の算定に関しては、この純費用方式を採用することが論理的と考えられるが、実際問題として、純費用の算出はしばしば困難であり、輸出者等に多大な負担をかけることが多い。

この観点から、より計算の容易な方式として、利益も含めた製品の価額をベースとして付加価値を算定する方式が考えられる。この場合、製品が実際に取引される価額、すなわち取引価額 (transaction value)<sup>38)</sup> に基づくことから、**取引価額方式**と呼ぶ（図2-19参照）。

日本の14本のEPAにおいては、いずれも取引価額方式を採用している<sup>39)</sup>。

38) 取引価額には、業者の利潤や運送コストが含まれるため、一般的に純粋な製品コストより10%前後多い価格になるとされる。したがって、例えば純費用方式に基づき計算した付加価値が50%以上というのは、取引価額方式を用いた場合、60%以上とほぼ同等になるものと考えられる。

39) 厳密に言えば、メキシコEPA第26条に規定する中間材料に関しては、中間材料の域内原産割合を算出する際に使用する「総費用」とは純費用であることから、中間材料を使用する場合においては、純費用方式を併用していると言い得る。

図2-19

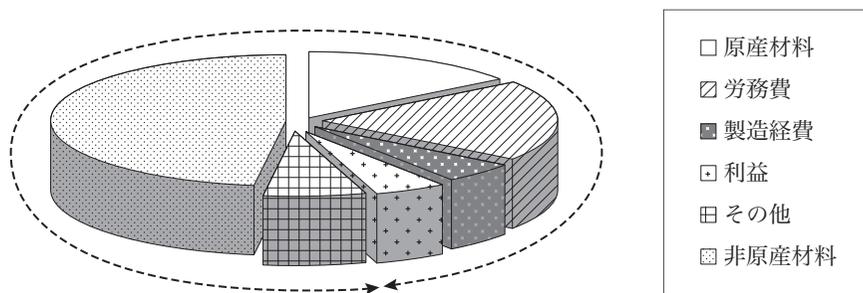


図2-20

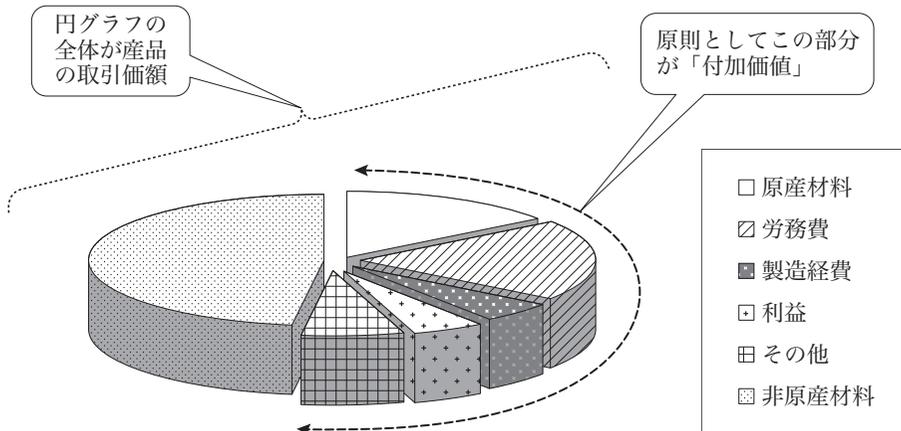


表2-20

和文名称	英文名称	EPA
原産資格割合	Qualifying Value Content	下記の4本のEPAを除く10本のEPA
	Local Value Content	ベトナムEPA
域内原産割合	Regional Value Content	メキシコEPA及びアセアン包括EPA
(名称なし)	—	スイスEPA

(3) 「付加価値」の算出方法について

上述の通り、日本の14本のEPAにおいては、取引価額方式を採用しているところ、製品の取引価額のうち、非原産材料の価額を除いた部分を「付加価値」とみなしている(図2-20参照)。

なお、同図で示した「付加価値」のことを、各EPAにおいては表2-20に掲げたように称している。

では、図2-20に示す「付加価値」の部分をもどのように算出するかについて見ることにするが、以下に述べることの総括表を表2-21として掲げる。

表2-21においては、列方向(⇕)に製品の価額の算定方法、すなわち取引価額方式と純費

表2-21

付加価値の算出方法

		A方式： 国内で付加された価値と製品の価額との比較に基づくもの			B方式： 非原産材料の価額と製品の価額との比較に基づくもの
		国内で付加された価値の算定方法			
		経費と利益の積算に基づくもの（A1方式）（積上げ方式）	製品の価額から非原産材料の価額を差し引いて得るもの（A2方式）（控除方式）		
取引価額方式	取引価額として採用する価額	F O B 価額	チリEPA（積上げ方式） インドEPA（積上げ方式）	シンガポールEPA メキシコEPA マレーシアEPA フィリピンEPA チリEPA（控除方式） タイEPA ブルネイEPA インドネシアEPA アセアン包括EPA ベトナムEPA インドEPA（控除方式） ペルーEPA オーストラリアEPA NAFTAの取引価額方式	一般特惠原産地規則
		工場渡し価額	—	—	スイスEPA
式		純費用方	（日本の14本のEPAにおいては採用されていない。）		

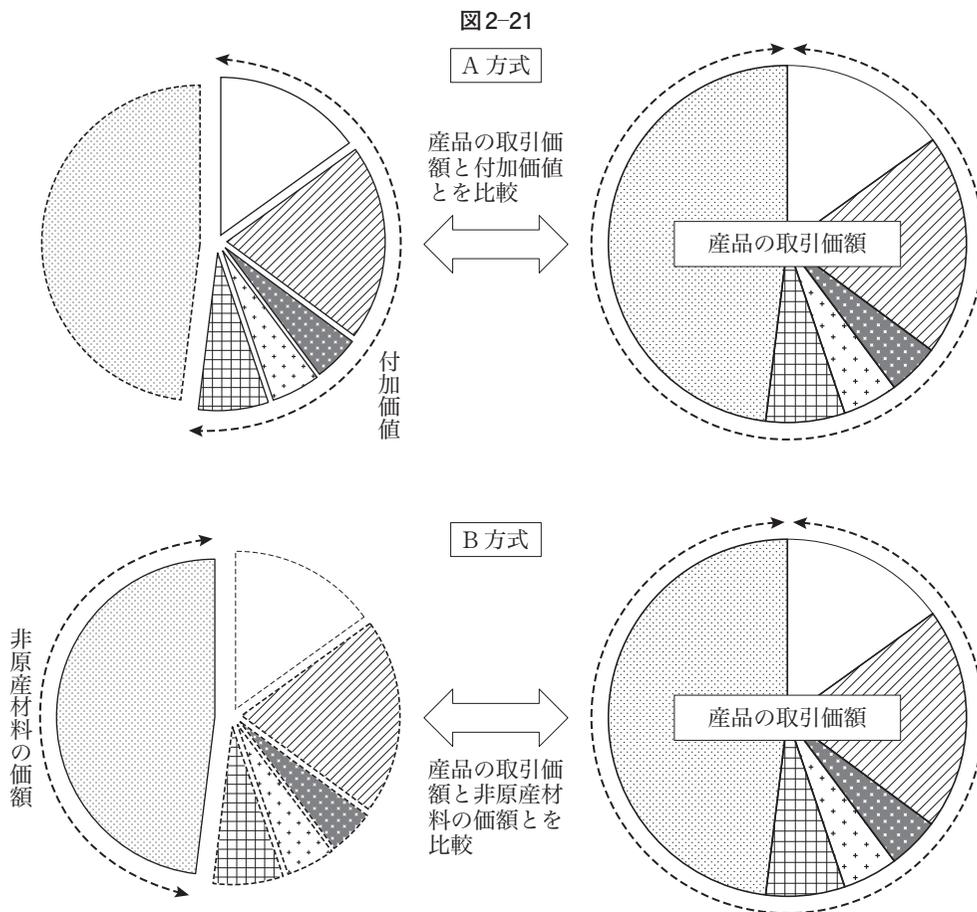
用方式を記載し、行方向（⇔）には付加価値の算出方法を記載し、それぞれに該当するEPA原産地規則を掲げた。

付加価値の算出方法は、国内で付加された価値と製品の価額との比較に基づくもの（A方式）と、非原産材料の価額と製品の価額との比較に基づくもの（B方式）とに大別される（図2-21参照）。

前者（A方式）は、更に経費と利益の積算に基づくもの（A1方式）と、[経費+利益]が産品価額に占める比率に基づくもの（A2方式）とに分けられる。

これらのうち、A1方式及びA2方式が、それぞれ上記(1)において述べた「積上げ方式」及び「控除方式」に対応する。

では、以下に、A1方式（積上げ方式）、A2方式（控除方式）及びB方式の詳細について見ることとする。



① **A方式：国内で付加された価値と製品の価額との比較に基づくもの**

この方式の下では、国内で付加された価値と製品の価額とを比較することとなる。

この比較方法には2通りあり、1つは、国内で付加された価値そのものに着目する方式（A1方式）である。

もう1つの方式はその裏返しとも言えるべきもので、取引価額方式の下では、製品の価額から非原産材料の価額を差し引くことにより、付加価値が求められることに着目するというもの（A2方式）である。

**イ. A1方式（各種の経費と利益を積算して算出）（積上げ方式）**

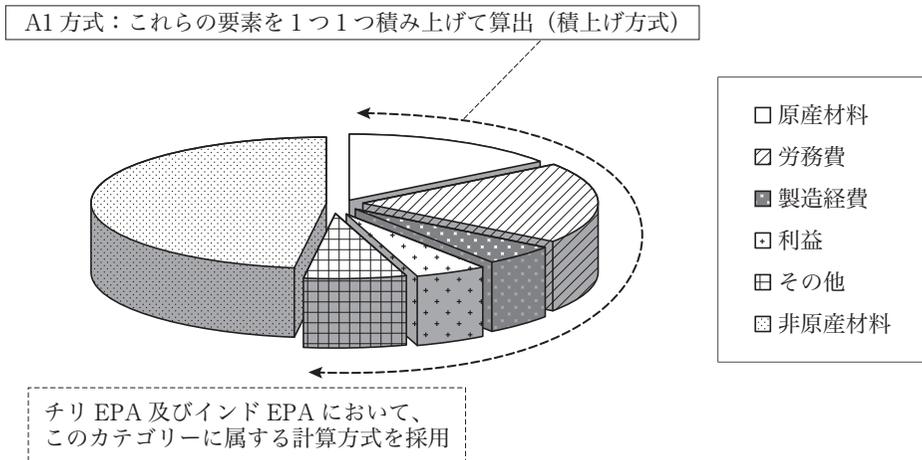
取引価額方式の下であることから、

$$[\text{国内で付加された価値}] = [\text{各種の経費(原産材料、労務費、製造経費等)}] + [\text{利益}]$$

となる。

したがって、各種の経費及び利益を1つ1つ足し合わせていくことにより、付加価値を計算することとなる（図2-22参照）。この場合、積算した各種の経費と利益の合計が製品価額に占める割合が所定の割合（例えば、50%）以上<sup>40)</sup>の場合に、原産資格が付与されるというものである。

図2-22



日本の14本のEPAにおいては、チリEPA及びインドEPAにおいて採用されている。

**ロ. A2方式（製品の価額から非原産材料の価額を差し引いて算出）（控除方式）**

取引価額方式の下であることから、

$$[\text{製品の価額}] = [\text{非原産材料の価額}] + [\text{国内で付加された価値}]$$

となる。これより、

$$[\text{国内で付加された価値}] = [\text{製品の価額}] - [\text{非原産材料の価額}]$$

が得られる（図2-23参照）。この場合、製品の価額から非原産材料の価額を差し引いて得られた値が製品価額に占める割合が所定の割合（例えば、50%）以上の場合に、原産資格が付与されるというものである。

日本の14本のEPAにおいては、スイスEPAを除く13本のEPAにおいて採用されている。なお、チリEPA及びインドEPAにおいては、A1方式（積上げ方式）と本方式の両者が採用されている。

**② B方式：非原産材料の価額と製品の価額との比較に基づくもの**

この方式の下では、付加価値そのものではなく、非原産材料の価額と製品の価額とを比較することとなる（図2-24参照）。この場合、非原産材料の価額が製品価額に占める割合が所定の割合（例えば、50%）以下の場合に、原産資格が付与されるというものである。

（注）このB方式の下では、付加価値基準と言っておきながら、付加価値を直接算定することはせずに、付加価値の裏返しである非原産材料の価額に着目して、同価額が製品の価額の○%以下であれば当該産品は（当該産品の生産国の）原産品であると認めることとなる。

それに対しA方式の下では、付加価値が製品の価額の○%以上であれば当該産品は（当該産品の生産国の）原産品であると認めることとなる。

40) 「以上」「以下」の意味については、混乱が生じ易いと思われるところ、ここで確認しておく。法令において「以上」「以下」という場合には、「基準値を含んでそれより上である又は下である」ことを意味する。すなわち、「40%以上（又は以下）」と規定されている場合、「40%を含んでそれより多い（又は少ない）」という意味となる。本書においては、法令と同じく「40%以上」には40%を含む、という意味で用いている。

図2-23

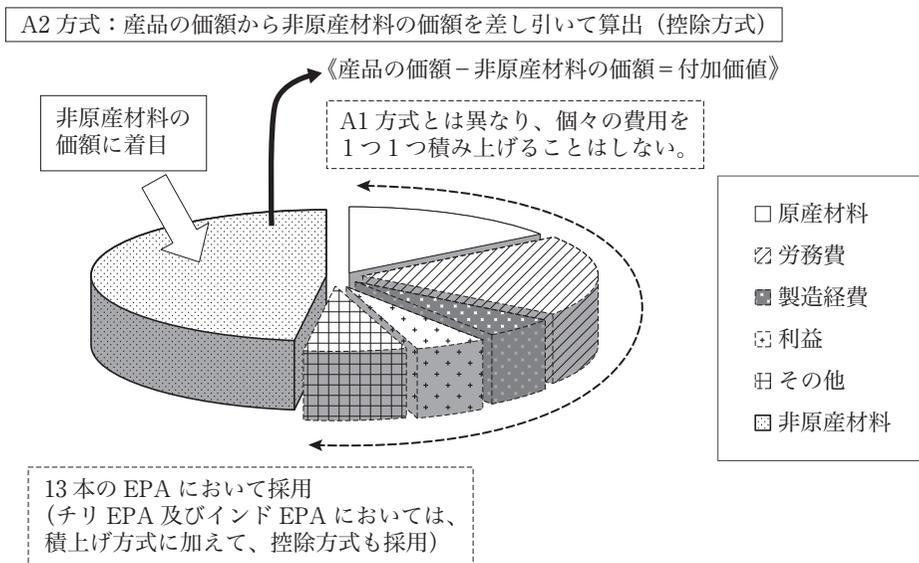
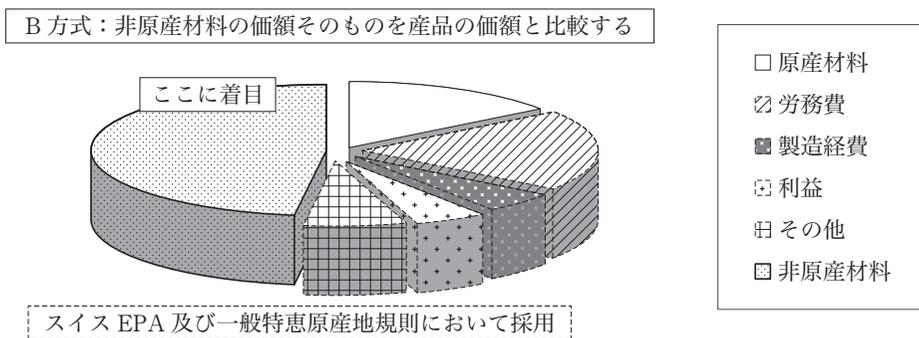


図2-24



両方式の間では、製品の価額の比較対象が相互補完的な関係にあることから、原産品であるか否かの判断に当たっては、○%以上と○%以下という差異が生ずることとなる。

このB方式は、日本の14本のEPAではスイスEPAにおいて、また、一般特惠原産地規則において、それぞれ採用されている。

③ 各EPAにおける「付加価値」の具体的な計算方式

ここまでは付加価値の計算方式の概念を述べたものであるが、日本の14本のEPAにおいて採用されている実際の計算方式は、上記に掲げたものの一部を簡略化したものもあるところ、以下に具体的に見てみることにする。

まず、A方式は国内で付加された価値と製品価額とを比較する方法であることから、基本的には、

$$\frac{\text{[国内で付加された価値]}}{\text{製品の価額}} \times 100 \geq X\% \dots\dots\dots \rightarrow (\text{計算式-a0})$$

## 第2部 主要な基本的概念

という式に拠ることとなる。

この「国内で付加された価値」の算定方法により、A1方式とA2方式の2つに分けられる。

A1（積上げ方式）方式においては、各種の経費と利益を積算することにより国内で付加された価値を算出することから、計算式a0は次のように書くことができる。

$$\frac{[\text{各種の経費（原産材料、労務費、製造経費等）}] + [\text{利益}]}{\text{製品の価額}} \times 100 \geq X\% \cdots \cdots \rightarrow (\text{計算式—a1})$$

実際のEPAにおいては、計算式a1の分子の部分に多様性がある。

A1方式を採用しているEPAは、チリEPA及びインドEPAの2本である。

チリEPAにおいては、計算を簡便に行うことを目的として、計算式a1の分子の構成要素は「原産材料の価額」に限定されている。

$$\frac{\text{原産材料の価額}}{\text{製品の価額}} \times 100 \geq X\% \cdots \cdots \rightarrow (\text{計算式—a2})$$

この結果、製造経費、労務費、利益等は算入されないこととなることから、原産資格を獲得するための閾値もそれに応じて低く設定する必要性が生じ、チリEPAにおいては具体的には30%という数値が設定されている。

次にインドEPAにおいては、計算式a1の分子の構成要素は原産材料の価額に加え、直接労務費、直接経費、利益が含まれており、閾値も35%とチリEPAに比べ高めに設定されている。

$$\frac{\text{原産材料の価額} + \text{直接労務費} + \text{直接経費} + \text{利益}}{\text{製品の価額}} \times 100 \geq X\% \cdots \cdots \rightarrow (\text{計算式—a3})$$

A1方式に係る具体的な条文は、表2-22に掲げる通りである。

次にA2方式（控除方式）においては、製品の価額から非原産材料の価額を差し引くことにより国内で付加された価値を算出することから、計算式a0は次のように書くことができる。

$$\frac{\text{製品の価額} - \text{非原産材料の価額}}{\text{製品の価額}} \times 100 \geq X\% \cdots \cdots \rightarrow (\text{計算式—a4})$$

A2方式を採用しているEPAはスイスEPA以外の13本のEPAであり、計算式はいずれも計算式a4のスタイルとなっている。

A1方式を採用しているチリEPA及びインドEPAにおいても、A2方式（控除方式）に基づく計算方式も採用されており、その場合の閾値としてチリEPAは45%、インドEPAは35%という数値が設定されている。

チリEPA及びインドEPAの下で、このように2通りの計算方式が採用されているのは、事業者が製品の原産資格割合を算定するに当たり、自らが利用し易い方法を用いることができるよう選択肢を拡げることで、協定の利便性を更に増進することを意図したものである。

A2方式に係る具体的な条文は、表2-23に掲げる通りである。

最後にB方式においては、非原産材料価額そのものが製品価額に占める比率を求めることから、付加価値の計算式は次のように書くことができる。

表2-22 積上げ方式における付加価値の計算式

<b>⑨チリEPA 第30条 原産資格割合</b> (Article 30 Qualifying Value Content)	
	前条1(c)の規定の適用上、製品の原産資格割合は、次のいずれかの計算式により算定する。
	For the purposes of subparagraph 1 (c) of Article 29, the qualifying value content of a good shall be calculated on the basis of one or the other of the following methods:
(b)	原産材料の価額に基づく計算式 (積上げ方式)
	Method based on value of originating materials ("Build-up method")
	$QVC = \frac{VOM}{TV} \times 100$
	この場合において、
	Where:
	「QVC」とは、百分率で表示される製品の原産資格割合をいう。
	QVC is the qualifying value content of the good, expressed as a percentage;
	「TV」とは、2に規定する場合を除くほか、製品の取引価額であって、本船渡しの価額に調整されたものをいう。
	TV is the transaction value of the good adjusted to F.O.B. basis, except as provided for in paragraph 2;
	(省略)
	「VOM」とは、製品の生産において生産者が使用したすべての原産材料の価額であって、次条の規定に従って決定されたものをいう。
	VOM is the value of originating materials used by the producer in the production of the good determined pursuant to Article 31.
<b>⑩インドEPA 第30条 原産資格割合の算定</b> (Article 30 Calculation of Qualifying Value Content)	
1	製品の原産資格割合は、次のいずれかの計算式により算定する。
	For the purposes of calculating the qualifying value content of a good, one or the other of the following formulas shall be applied:
(b)	$QVC = \frac{VOM + \text{直接労務費} + \text{直接経費} + \text{利益}}{FOB} \times 100$
	$Q.V.C. = \frac{V.O.M. + \text{Direct Labour Cost} + \text{Direct Overhead Cost} + \text{Profit}}{F.O.B.} \times 100$
	この場合において、
	Where:
	「VOM」とは、製品の生産において使用される全ての原産材料の価額をいう。
	V.O.M. is the value of originating material used in the production of the good.
注釈	製品の原産資格割合の算定に当たり、輸出締約国において一般的に認められている会計原則を適用する。
Note::	For the purpose of calculating the qualifying value content of a good, the Generally Accepted Accounting Principles in the exporting Party shall be applied.

表2-23 控除方式における付加価値の計算式

①オーストラリアEPA 第3.5条 原産資格割合の算定 (Article 3.5 Calculation of Qualifying Value Content)	
1	前条1の規定の適用上、附属書2（品目別規則）に定める品目別規則において付加価値基準を用いる場合には、2の規定に従って算定される産品の原産資格割合が当該産品の品目別規則に定める割合以上であることを要件とする。
	For the purposes of paragraph 1 of Article 3.4, the product specific rules set out in Annex 2 (Product Specific Rules) using the value-added method require that the qualifying value content of a good, calculated in accordance with paragraph 2, is not less than the percentage specified by the rule for the good.
2	産品の原産資格割合は、次の計算式により算定する。
	For the purposes of calculating the qualifying value content of a good, the following formula shall be applied:
	$QVC = \frac{FOB - VNM}{FOB} \times 100$
	この場合において、
	where:
	「QVC」とは、百分率で表示される産品の原産資格割合をいう。
	Q.V.C. is the qualifying value content of a good, expressed as a percentage;
	「FOB」とは、3に規定する場合を除くほか、輸送の方法を問わず、産品の買手から当該産品の売手に支払われる当該産品の本船渡しの価額をいう。ただし、当該産品が輸出される際に軽減され、免除され、又は払い戻された内国税を含まない。
	F.O.B. is, except as provided for in paragraph 3, the free-on-board value of a good payable by the buyer of the good to the seller of the good, regardless of the mode of shipment, not including any internal excise taxes reduced, exempted, or repaid when the good is exported;
	「VNM」とは、産品の生産において使用される全ての非原産材料の価額をいう。
	and V.N.M. is the value of non-originating materials used in the production of a good.
⑤シンガポールEPA 第23条 原産品 (Article 23 Originating Goods)	
5	(b) (a)に規定する産品の原産資格割合は、次の計算式により算定する。
	For the purpose of calculating the qualifying value content of a good pursuant to subparagraph (a) above, the following formula shall be applied:
	$QVC = \frac{FOB - NQM}{FOB} \times 100$
	この場合において、
	Where:
	「QVC」とは、百分率で表示される産品の原産資格割合をいう。
	Q.V.C. is the qualifying value content of a good, expressed as a percentage;
	「FOB」とは、輸送の方法を問わず、買手から売手に支払われる物品の本船甲板渡し価額をいう。ただし、輸出の際に軽減され、免除され又は払い戻された内国税を含まない。

	F.O.B. is the free-on-board value of a good payable by the buyer to the seller, regardless of the mode of shipment, not including any internal excise taxes reduced, exempted, or repaid when the good is exported; and
	「NQM」とは、製品の生産に当たって生産者により使用されたすべての材料の非原産資格価額であって、(c)の規定に従って計算されるものとする。
	N.Q.M. is the non-qualifying value of materials used by the producer in the production of the good, calculated in accordance with sub-paragraph (c) below.
<b>⑥メキシコEPA 第23条 域内原産割合 (Article 23 Regional Value Content)</b>	
1	4及び第26条に規定する場合を除くほか、製品の域内原産割合は、2に規定する取引価額方式により算定する。
	Except as provided for in paragraph 4 below and Article 26, the regional value content of a good shall be calculated on the basis of the transaction value method set out in paragraph 2 below.
2	取引価額方式による製品の域内原産割合は、次の計算式により算定する。
	For the purposes of calculating the regional value content of a good on the basis of the transaction value method, the following formula shall be applied:
	$RVC = \frac{TV - VNM}{TV} \times 100$
	この場合において、
	where:
	「RVC」とは、百分率で表示される域内原産割合をいう。
	RVC: the regional value content, expressed as a percentage;
	「TV」とは、3に規定する場合を除くほか、製品の取引価額であって本船渡しの価額に調整されたものをいう。
	TV: transaction value of the good adjusted to a F.O.B. basis, except as provided for in paragraph 3 below; and
	「VNM」とは、製品の生産において生産者が使用したすべての非原産材料の価額であって、次条の規定に従って決定されたものをいう。
	VNM: value of non-originating materials used by the producer in the production of the good determined pursuant to Article 24.
<b>⑦マレーシアEPA 第28条 原産品 (Article 28 Originating Goods)</b>	
4	(b) 製品の原産資格割合は、次の計算式により算定する。
	For the purposes of calculating the qualifying value content of a good, the following formula shall be applied:
	$QVC = \frac{FOB - VNM}{FOB} \times 100$
	この場合において、
	Where:
	「QVC」とは、百分率で表示される製品の原産資格割合をいう。
	Q.V.C. is the qualifying value content of a good, expressed as a percentage;

第2部 主要な基本的概念

	「FOB」とは、5に規定する場合を除くほか、輸送の方法を問わず、製品の買手から当該製品の売手に支払われる当該製品の本船渡しの価額をいう。ただし、当該製品が輸出される際に軽減され、免除され、又は払い戻された内国税を含まない。
	F.O.B. is, except as provided for in paragraph 5 of this Article, the free-on-board value of a good payable by the buyer of the good to the seller of the good, regardless of the mode of shipment, not including any internal excise taxes reduced, exempted, or repaid when the good is exported; and
	「VNM」とは、製品の生産において使用されるすべての非原産材料の価額をいう。
	V.N.M. is the value of non-originating materials used in the production of a good.
	<b>⑧フィリピンEPA 第29条 原産品 (Article 29 Originating Goods)</b>
4	(b) 製品の原産資格割合は、次の計算式により算定する。
	For the purposes of calculating the qualifying value content of a good, the following formula shall be applied:
	$QVC = \frac{FOB - VNM}{FOB} \times 100$
	この場合において、
	Where:
	「QVC」とは、百分率で表示される製品の原産資格割合をいう。
	Q.V.C. is the qualifying value content of a good, expressed as a percentage;
	「FOB」とは、5に規定する場合を除くほか、輸送の方法を問わず、製品の買手から当該製品の売手に支払われる当該製品の本船渡しの価額をいう。ただし、当該製品が輸出される際に軽減され、免除され、又は払い戻された内国税を含まない。
	F.O.B. is, except as provided for in paragraph 5 below, the free-on-board value of a good payable by the buyer of the good to the seller of the good, regardless of the mode of shipment, not including any internal excise taxes reduced, exempted, or repaid when the good is exported; and
	「VNM」とは、製品の生産において使用されるすべての非原産材料の価額をいう。
	V.N.M. is the value of non-originating materials used in the production of a good.
	<b>⑨チリEPA 第30条 原産資格割合 (Article 30 Qualifying Value Content)</b>
1	前条1(c)の規定の適用上、製品の原産資格割合は、次のいずれかの計算式により算定する。
	For the purposes of subparagraph 1 (c) of Article 29, the qualifying value content of a good shall be calculated on the basis of one or the other of the following methods:
(a)	非原産材料の価額に基づく計算式 (控除方式)
	Method based on value of non-originating materials (“Build-down method”)
	$QVC = \frac{TV - VNM}{TV} \times 100$
(b)	(省略)
	この場合において、
	Where:
	「QVC」とは、百分率で表示される製品の原産資格割合をいう。

QVC is the qualifying value content of the good, expressed as a percentage;
「TV」とは、2に規定する場合を除くほか、商品の取引価額であって、本船渡しの価額に調整されたものをいう。
TV is the transaction value of the good adjusted to F.O.B. basis, except as provided for in paragraph 2;
「VNM」とは、商品の生産において生産者が使用したすべての非原産材料の価額であって、次条の規定に従って決定されたものをいう。
VNM is the value of non-originating materials used by the producer in the production of the good determined pursuant to Article 31; and
<b>⑩タイEPA 第28条 原産品 (Article 28 Originating Goods)</b>
4 (b) 商品の原産資格割合は、次の計算式により算定する。
For the purposes of calculating the qualifying value content of a good, the following formula shall be applied:
$QVC = \frac{FOB - VNM}{FOB} \times 100$
この場合において、
Where:
「QVC」とは、百分率で表示される商品の原産資格割合をいう。
Q.V.C. is the qualifying value content of a good, expressed as a percentage;
「FOB」とは、5に規定する場合を除くほか、輸送の方法を問わず、商品の買手から当該商品の売手に支払われる当該商品の本船渡しの価額をいう。ただし、当該商品が輸出される際に軽減され、免除され、又は払い戻された内国税を含まない。
F.O.B. is, except as provided for in paragraph 5 below, the free-on-board value of a good payable by the buyer of the good to the seller of the good, regardless of the mode of shipment, not including any internal taxes reduced, exempted, or repaid when the good is exported; and
「VNM」とは、商品の生産において使用されるすべての非原産材料の価額をいう。
V.N.M. is the value of non-originating materials used in the production of a good.
<b>⑪ブルネイEPA 第24条 原産品 (Article 24 Originating Goods)</b>
4 (b) 商品の原産資格割合は、次の計算式により算定する。
For the purposes of calculating the qualifying value content of a good, the following formula shall be applied:
$QVC = \frac{FOB - VNM}{FOB} \times 100$
この場合において、
Where:
「QVC」とは、百分率で表示される商品の原産資格割合をいう。
Q.V.C. is the qualifying value content of a good, expressed as a percentage;
「FOB」とは、5に規定する場合を除くほか、輸送の方法を問わず、商品の買手から当該商品の売手に支払われる当該商品の本船渡しの価額をいう。ただし、当該商品が輸出される際に軽減され、免除され、又は払い戻された内国税を含まない。

第2部 主要な基本的概念

	F.O.B. is, except as provided for in paragraph 5, the free-on-board value of a good payable by the buyer of the good to the seller of the good, regardless of the mode of shipment, not including any internal excise taxes reduced, exempted, or repaid when the good is exported; and
	「VNM」とは、製品の生産において使用されるすべての非原産材料の価額をいう。
	V.N.M. is the value of non-originating materials used in the production of a good.
<b>⑫インドネシアEPA 第29条 原産品</b> (Article 29 Originating Goods)	
4	(a) 1(c)の規定の適用上、附属書2に定める品目別規則において付加価値基準を用いる場合には、(b)の規定に従って算定される製品の原産資格割合が当該製品の品目別規則に定める割合以上であることを要件とする。
	For the purposes of subparagraph 1 (c), the product specific rules set out in Annex 2 using the value-added method require that the qualifying value content of a good, calculated in accordance with subparagraph (b), is not less than the percentage specified by the rule for the good.
	(b) 製品の原産資格割合は、次の計算式により算定する。
	For the purposes of calculating the qualifying value content of a good, the following formula shall be applied:
	$QVC = \frac{FOB - VNM}{FOB} \times 100$
	この場合において、
	Where:
	「QVC」とは、百分率で表示される製品の原産資格割合をいう。
	Q.V.C. is the qualifying value content of a good, expressed as a percentage;
	「FOB」とは、5に規定する場合を除くほか、輸送の方法を問わず、製品の買手から当該製品の売手に支払われる当該製品の本船渡しの価額をいう。ただし、当該製品が輸出される際に軽減され、免除され、又は払い戻された内国税を含まない。
	F.O.B. is, except as provided for in paragraph 5, the free-on-board value of a good payable by the buyer of the good to the seller of the good, regardless of the mode of shipment, not including any internal excise taxes reduced, exempted, or repaid when the good is exported; and
	「VNM」とは、製品の生産において使用されるすべての非原産材料の価額をいう。
	V.N.M. is the value of non-originating materials used in the production of a good.
<b>⑬アセアン包括EPA 第27条 域内原産割合の算定</b> (Article 27 Calculation of Regional Value Content)	
1	製品のRVCは、次の計算式を用いて算定する。
	For the purposes of calculating the RVC of a good, the following formula shall be used:
	$RVC = \frac{FOB - VNM}{FOB} \times 100\%$
2	この条の規定の適用上、
	For the purposes of this Article:

(a)	「FOB」とは、3に規定する場合を除くほか、産品の本船渡しの価額（生産者から外国に向けた最終的な積み込みを行う港又は場所まで輸送するために要する運賃を含む。）をいう。
	“FOB” is, except as provided for in paragraph 3, the free-on-board value of a good, inclusive of the cost of transport from the producer to the port or site of final shipment abroad;
(b)	「RVC」とは、百分率で表示される産品のRVCをいう。
	“RVC” is the RVC of a good, expressed as a percentage; and
(c)	「VNM」とは、産品の生産において使用されるすべての非原産材料の価額をいう。
	“VNM” is the value of non-originating materials used in the production of a good.
<b>⑭ベトナムEPA 第27条 原産資格割合の算定</b> (Article 27 Calculation of Local Value Content)	
1	産品のLVCは、次の計算式を用いて算定する。
	For the purposes of calculating the LVC of a good, the following formula shall be used:
	$LVC = \frac{FOB - VNM}{FOB} \times 100\%$
2	この条の規定の適用上、
	For the purposes of this Article:
(a)	「FOB」とは、3に規定する場合を除くほか、産品の本船渡しの価額（生産者から外国に向けた最終的な積み込みを行う港又は場所まで輸送するために要する運賃を含む。）をいう。
	“FOB” is, except as provided for in paragraph 3, the free-on-board value of a good, inclusive of the cost of transport from the producer to the port or site of final shipment abroad;
(b)	「LVC」とは、百分率で表示される産品のLVCをいう。
	“LVC” is the LVC of a good, expressed as a percentage; and
(c)	「VNM」とは、産品の生産において使用されるすべての非原産材料の価額をいう。
	“VNM” is the value of non-originating materials used in the production of a good.
<b>⑯インドEPA 第30条 原産資格割合の算定</b> (Article 30 Calculation of Qualifying Value Content)	
1	産品の原産資格割合は、次のいずれかの計算式により算定する。
	For the purposes of calculating the qualifying value content of a good, one or the other of the following formulas shall be applied:
(a)	$QVC = \frac{FOB - VNM}{FOB} \times 100$
	この場合において、
	Where:
	「QVC」とは、百分率で表示される産品の原産資格割合をいう。
	Q.V.C. is the qualifying value content of a good, expressed as a percentage;

第2部 主要な基本的概念

	「FOB」とは、2に規定する場合を除くほか、輸送の方法を問わず、製品の買手から当該製品の売手に支払われる当該製品の本船渡しの価額をいう。ただし、当該製品が輸出される際に軽減され、免除され、又は払い戻された内国税を含まない。
	F.O.B. is, except as provided for in paragraph 2, the free-on-board value of a good payable by the buyer of the good to the seller of the good, regardless of the mode of shipment, not including any internal excise taxes reduced, exempted, or repaid when the good is exported; and
	「VNM」とは、製品の生産において使用される全ての非原産材料の価額をいう。
	V.N.M. is the value of non-originating materials used in the production of a good;
	(b) (省略)
注釈	製品の原産資格割合の算定に当たり、輸出締約国において一般的に認められている会計原則を適用する。
Note:	For the purpose of calculating the qualifying value content of a good, the Generally Accepted Accounting Principles in the exporting Party shall be applied.
<b>⑰ペルー EPA 第41条 原産資格割合 (Article 41 Qualifying Value Content)</b>	
1	製品の原産資格割合は、次の計算式により算定する。
	For the purposes of calculating the qualifying value content (QVC) of a good, the following formula shall be applied:
	$QVC = \frac{FOB - VNM}{FOB} \times 100$
	この場合において、
	where:
	「QVC」とは、百分率で表示される製品の原産資格割合をいう。
	QVC: is the qualifying value content of a good, expressed as a percentage;
	「FOB」とは、2に規定する場合を除くほか、輸送の方法を問わず、製品の買手から当該製品の売手に支払われる当該製品の本船渡しの価額をいう。ただし、当該製品が輸出される際に軽減され、免除され、又は払い戻された内国税を含まない。
	FOB: is, except as provided for in paragraph 2, the free-on-board value of a good payable by the buyer of the good to the seller of the good, regardless of the mode of shipment, not including any internal excise taxes reduced, exempted, or repaid when the good is exported; and
	「VNM」とは、製品の生産において使用される全ての非原産材料の価額をいう。
	VNM: is the value of the non-originating materials used in the production of a good.

$$\frac{\text{非原産材料の価額}}{\text{製品の価額}} \times 100 \leq X\% \dots \rightarrow (\text{計算式—b1})$$

これは厳密に言えば、「付加された価値」ではなく、「生産過程において付加される価値以外の部分の価額」により判断するものであるが、これら両者は表裏一体の関係にあることから、実質的に同じことを言っていることとなる。

B方式を採用しているEPAはスイスEPAである。また、一般特惠原産地規則においてもB方式を採用している。

表2-24 B方式における付加価値の計算式

⑮スイスEPA 附属書2第4条 十分に作業又は加工される産品 (Annex II Article IV Sufficiently Worked or Processed Products)	
1	この附属書の第2条(b)の規定の適用上、非原産材料を使用して得られる産品であって、次のいずれかのもは、締約国の原産品とする。 For the purposes of subparagraph (b) of Article II of this Annex, a product obtained using non-originating materials shall be considered as an originating product of a Party, if:
(a)	当該産品の生産に使用された非原産材料の価額が当該産品の工場渡し価額の60%を超えない産品 the value of non-originating materials used in the production of the product does not exceed 60 per cent of the ex-works price of the product; or
⑮スイスEPA 附属書2付録1 品目別規則 注釈 (Annex II Appendix 1 Product Specific Rules Introductory Notes)	
1	この付録に定める品目別規則の適用上、 For the purposes of the product specific rules set out in this Appendix:
(a)	「VNM」とは、産品の生産に使用された非原産材料の最大の価額を示す。当該最大の価額については、当該非原産材料の価額を当該産品の工場渡し価額により除した割合により、百分率で表されるVNMの直後の数字により示す。例えば、「VNM40%」とは、VNMが産品の工場渡し価額の40%を超えないことを示す。 “VNM” denotes the maximum value, in percentage of the ex-works price of the product as indicated by the figure immediately after it, of non-originating materials used in the production of the product. For example, “VNM 40%” denotes that the VNM does not exceed 40 per cent of the ex-works price of the product.
③一般特惠原産地規則 (関税暫定措置法施行規則別表 備考1(5))	
(5)	「非原産品割合」とは、原料又は材料として使用された非原産品の価格が生産された物品の価格のうちに占める割合をいう。

なお、一般特惠原産地規則においては計算式—b1のうち、

$$\frac{\text{非原産材料の価額}}{\text{産品の価額}}$$

の部分、「非原産品割合」と呼んでいる。

B方式に係る具体的な条文は、表2-24に掲げる通りである。

では、これで「付加される価値」が計算できるかと言うと、クリアすべきポイントがまだ1つある。それは、上記の計算式において現れている「産品の価額」及び「非原産材料の価額」という概念であり、以下にこの点についての考察を行ってみよう。なお、「産品の価額」については、上記の(2)において記載したとおり、補足的な考察を行うものである。

#### (4) 「産品の価額」について—その2

産品の価額については、上記(2)において、工場渡し価額 (ex-works price) 又はFOB段階

表2-25

	「FOB」の定義 (右記以外の12本のEPA)	「TV」の定義 (メキシコ、チリの各EPA)	
原則	輸送の方法を問わず、製品の買手から当該製品の売手に支払われる当該製品の <b>本船渡しの価額(*)</b>	製品の取引価額であって本船渡しの価額に調整されたもの	原則
製品の <b>本船渡しの価額は存在するが、その価額が不明で確認することができない場合</b>	製品の買手から当該製品の生産者への確認可能な最初の支払に係る価額に調整される価額	関税評価協定第2条から第7条までの規定に従って決定される価額	製品の <b>取引価額が存在しない場合又は製品の取引価額が関税評価協定第1条の規定により受諾可能なものでない場合</b>
製品の <b>本船渡しの価額が存在しない場合</b>	関税評価協定第1条から第8条までの規定に従って決定される価額		

\*：当該製品が輸出される際に軽減され、免除され、又は払い戻された内国税を除く旨を明記したEPAもある。

での価額であると記載したところであるが、後者について補足を行う。

上記の(3)において記載した付加される価値の計算式において、FOB段階での価額として以下の概念が用いられている。

「FOB」：オーストラリア、シンガポール、マレーシア、フィリピン、タイ、ブルネイ、インドネシア、アセアン包括、ベトナム、インド、ペルーの各EPAで採用。  
(なお、この「FOB」は、あくまで各EPAにおいて特別に定義された概念を指すものであり、一般的にFOB (free on board：本船渡し価額) と呼ばれるものとは、概念的には異なるものであることに留意する必要がある。)

「TV」：メキシコ、チリの各EPAで採用。

さて、この「FOB」及び「TV」の定義は、段階的に定められているところ、大まかに述べると以下の通りとなる (表2-25参照)。

すなわち、

① 「FOB」については、

イ. 原則としては、

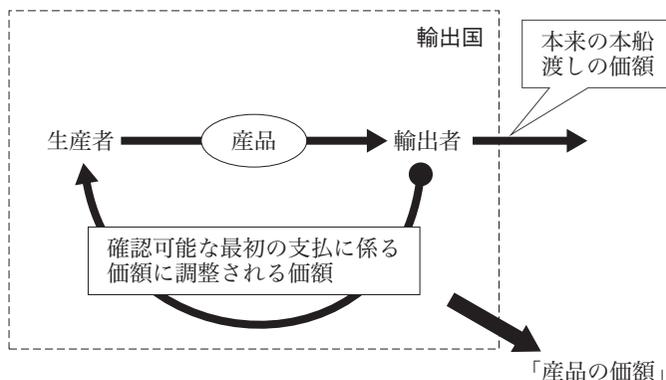
『輸送の方法を問わず、製品の買手から当該製品の売手に支払われる当該製品の**本船渡しの価額 (注)**』

を設定し、

(注) 当該製品が輸出される際に軽減され、免除され、又は払い戻された内国税を除く旨を明記したEPAもある。

ロ. 製品の**本船渡しの価額は存在するが、その価額が不明で確認することができない場合には**、『製品の買手から当該製品の生産者への確認可能な最初の支払に係る価額に調整される価

図2-25



額』

とし、更に

ハ、製品の本来の本船渡しの価額が存在しない場合には、

『関税評価協定第1条から第8条までの規定に従って決定される価額』

としている。関税評価協定については、第5部第3章を参照されたい。

なお、上記のロ、は製品の生産者と輸出者が異なる場合（例えば商社が輸出者となるような場合）を想定したもの（図2-25参照）であり、一方、上記のハ、は、最終製品の生産者がその製品の生産において自ら生産した部品（いわゆる「内製部品」）を使用する場合を想定している。このハ、の場合においては、当然のことながら、当該部品の「本来の本船渡しの価額」は存在しないことから、（したがって、関税評価協定にいう「現実に支払われた又は支払われるべき価格」も存在せず）関税評価協定の第1条から第8条の規定に従って決定される価額に拠ることとなる（図2-26参照）。

②「TV」については、

『製品の取引価額であって本来の本船渡しの価額に調整されたもの』

を基本としつつ、製品の取引価額が存在しない場合又は製品の取引価額が関税評価協定第1条の規定により受諾可能なものでない場合には、

『関税評価協定第2条から第7条までの規定に従って決定される価額』

としている。

以上に関係する条文を表2-26に掲げるので参照されたい。

#### (5) 「非原産材料の価額」について

本項においては、計算式—a4及び計算式—b1の両方に含まれる「非原産材料の価額」について考えてみる。

この「非原産材料の価額」を求めるに当たっては、以下のような事項について考察を加える必要がある。

- ①そもそも非原産材料とは何であるか。
- ②どの時点での価額であるか。

図2-26

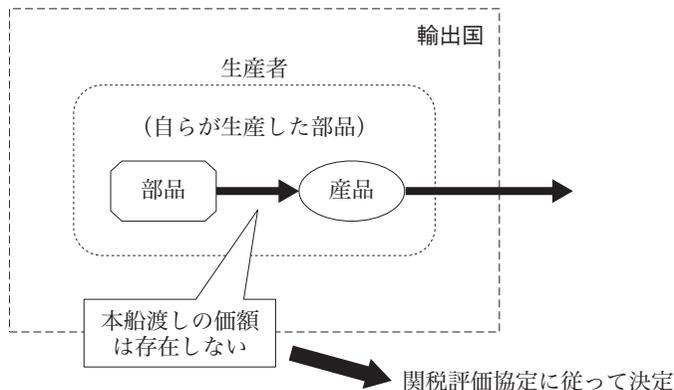


表2-26

①オーストラリアEPA 第3.5条 原産資格割合の算定 (Article 3.5 Calculation of Qualifying Value Content)	
2	<p>産品の原産資格割合は、次の計算式により算定する。</p> <p>For the purposes of calculating the qualifying value content of a good, the following formula shall be applied:</p> <p>(省略)</p> <p>この場合において、</p> <p>where:</p> <p>(省略)</p> <p>「FOB」とは、3に規定する場合を除くほか、輸送の方法を問わず、産品の買手から当該産品の売手に支払われる当該産品の本船渡しの価額をいう。ただし、当該産品が輸出される際に軽減され、免除され、又は払い戻された内国税を含まない。</p> <p>F.O.B. is, except as provided for in paragraph 3, the free-on-board value of a good payable by the buyer of the good to the seller of the good, regardless of the mode of shipment, not including any internal excise taxes reduced, exempted, or repaid when the good is exported;</p>
3 (a)	<p>産品の本船渡しの価額は存在するが、その価額が不明で確認することができない場合には、2に規定するFOBは、当該産品の買手から当該産品の生産者への確認可能な最初の支払に係る価額に調整される価額又は関税評価協定第1条から第8条までの規定に従って決定される価額とする。</p> <p>3. F.O.B. referred to in paragraph 2 shall be the value:</p> <p>(a) adjusted to the first ascertainable price paid for a good from the buyer to the producer of the good or determined in accordance with Articles 1 through 8 of the Agreement on Customs Valuation, if there is free-on-board value of the good, but it is unknown and cannot be ascertained; or</p>
(b)	<p>産品の本船渡しの価額が存在しない場合には、2に規定するFOBは、関税評価協定第1条から第8条までの規定に従って決定される価額とする。</p>

	3. F.O.B. referred to in paragraph 2 shall be the value: (b) determined in accordance with Articles 1 through 8 of the Agreement on Customs Valuation, if there is no free-on-board value of a good.
	⑤シンガポールEPA 第23条 原産品 (Article 23 Originating Goods)
5	(b) (a)に規定する産品の原産資格割合は、次の計算式により算定する。 For the purpose of calculating the qualifying value content of a good pursuant to subparagraph (a) above, the following formula shall be applied: (省略) この場合において、 Where: (省略) 「FOB」とは、輸送の方法を問わず、買手から売手に支払われる物品の本船甲板渡し価額をいう。ただし、輸出の際に軽減され、免除され又は払い戻された内国税を含まない。 F.O.B. is the free-on-board value of a good payable by the buyer to the seller, regardless of the mode of shipment, not including any internal excise taxes reduced, exempted, or repaid when the good is exported; and
	⑥メキシコEPA 第23条 域内原産割合 (Article 23 Regional Value Content)
2	取引価額方式による産品の域内原産割合は、次の計算式により算定する。 For the purposes of calculating the regional value content of a good on the basis of the transaction value method, the following formula shall be applied: (省略) この場合において、 where: (省略) 「TV」とは、3に規定する場合を除くほか、産品の取引価額であって本船渡しの価額に調整されたものをいう。 TV: transaction value of the good adjusted to a F.O.B. basis, except as provided for in paragraph 3 below; and
3	2の規定の適用上、生産者が産品を直接輸出しない場合には、当該産品の取引価額は、当該生産者の所在する締約国の区域において買手が当該生産者から当該産品を受領する地点における価額に調整する。 For the purposes of paragraph 2 above, when the producer of the good does not export it directly, the transaction value of the good shall be adjusted to the point where the buyer receives the good from the producer in the Area of a Party where the producer is located.
4	産品の取引価額が存在しない場合又は産品の取引価額が関税評価協定第1条の規定により受諾可能なものでない場合には、当該産品の価額は、関税評価協定第2条から第7条までの規定に従って決定する。 In the event that there is no transaction value or the transaction value of the good is unacceptable under Article 1 of the Customs Valuation Code, the value of the good shall be determined in accordance with Articles 2 through 7 of the Customs Valuation Code.

<p>⑦マレーシアEPA 第28条 原産品 (Article 28 Originating Goods)</p>	
4 (b)	<p>産品の原産資格割合は、次の計算式により算定する。</p> <p>For the purposes of calculating the qualifying value content of a good, the following formula shall be applied:</p> <p>(省略)</p> <p>この場合において、</p> <p>Where:</p> <p>(省略)</p> <p>「FOB」とは、5に規定する場合を除くほか、輸送の方法を問わず、産品の買手から当該産品の売手に支払われる当該産品の本船渡しの価額をいう。ただし、当該産品が輸出される際に軽減され、免除され、又は払い戻された内国税を含まない。</p> <p>F.O.B. is, except as provided for in paragraph 5 of this Article, the free-on-board value of a good payable by the buyer of the good to the seller of the good, regardless of the mode of shipment, not including any internal excise taxes reduced, exempted, or repaid when the good is exported; and</p>
5 (a)	<p>産品の本船渡しの価額は存在するが、その価額が不明で確認することができない場合には、4(b)に規定するFOBは、当該産品の買手から当該産品の生産者への確認可能な最初の支払に係る価額に調整される価額とする。</p> <p>5. F.O.B. referred to in subparagraph 4 (b) of this Article shall be the value:</p> <p>(a) adjusted to the first ascertainable price paid for the good from the buyer to the producer of the good, if there is free-on-board value of a good, but it is unknown and cannot be ascertained; or</p>
(b)	<p>産品の本船渡しの価額が存在しない場合には、4(b)に規定するFOBは、関税評価協定第1条から第8条までの規定に従って決定される価額とする。</p> <p>5. F.O.B. referred to in subparagraph 4 (b) of this Article shall be the value:</p> <p>(b) determined in accordance with Articles 1 through 8 of the Agreement on Customs Valuation, if there is no free-on-board value of the good.</p>
<p>⑧フィリピンEPA 第29条 原産品 (Article 29 Originating Goods)</p>	
4 (b)	<p>産品の原産資格割合は、次の計算式により算定する。</p> <p>For the purposes of calculating the qualifying value content of a good, the following formula shall be applied:</p> <p>(省略)</p> <p>この場合において、</p> <p>Where:</p> <p>(省略)</p> <p>「FOB」とは、5に規定する場合を除くほか、輸送の方法を問わず、産品の買手から当該産品の売手に支払われる当該産品の本船渡しの価額をいう。ただし、当該産品が輸出される際に軽減され、免除され、又は払い戻された内国税を含まない。</p> <p>F.O.B. is, except as provided for in paragraph 5 below, the free-on-board value of a good payable by the buyer of the good to the seller of the good, regardless of the mode of shipment, not including any internal excise taxes reduced, exempted, or repaid when the good is exported; and</p>

5	(a) 産品の本船渡しの価額は存在するが、その価額が不明で確認することができない場合には、4(b)に規定するFOBは、当該産品の買手から当該産品の生産者への確認可能な最初の支払に係る価額に調整される価額とする。
	5. F.O.B. referred to in subparagraph 4 (b) above shall be the value: (a) adjusted to the first ascertainable price paid for the good from the buyer to the producer of the good, if there is free-on-board value of a good, but it is unknown and cannot be ascertained; or
	(b) 産品の本船渡しの価額が存在しない場合には、4(b)に規定するFOBは、関税評価協定第1条から第8条までの規定に従って決定される価額とする。
	5. F.O.B. referred to in subparagraph 4 (b) above shall be the value: (b) determined in accordance with Articles 1 through 8 of the Agreement on Customs Valuation, if there is no free-on-board value of the good.
<b>⑨チリEPA 第30条 原産資格割合 (Article 30 Qualifying Value Content)</b>	
1	前条1(c)の規定の適用上、産品の原産資格割合は、次のいずれかの計算式により算定する。
	For the purposes of subparagraph 1 (c) of Article 29, the qualifying value content of a good shall be calculated on the basis of one or the other of the following methods:
	(省略)
	この場合において、
	Where:
	(省略)
	「TV」とは、2に規定する場合を除くほか、産品の取引価額であって、本船渡しの価額に調整されたものをいう。
	TV is the transaction value of the good adjusted to F.O.B. basis, except as provided for in paragraph 2;
2	産品の取引価額が存在しない場合又は産品の取引価額が関税評価協定第1条の規定により受諾可能なものでない場合には、当該産品の価額は、関税評価協定第2条から第7条までの規定に従って決定する。
	In the event that there is no transaction value or the transaction value of the good is unacceptable under Article 1 of the Agreement on Customs Valuation, the value of the good shall be determined in accordance with Articles 2 through 7 of the Agreement on Customs Valuation.
<b>⑩タイEPA 第28条 原産品 (Article 28 Originating Goods)</b>	
4	(b) 産品の原産資格割合は、次の計算式により算定する。
	For the purposes of calculating the qualifying value content of a good, the following formula shall be applied:
	(省略)
	この場合において、
	Where:
	(省略)

第2部 主要な基本的概念

	<p>「FOB」とは、5に規定する場合を除くほか、輸送の方法を問わず、製品の買手から当該製品の売手に支払われる当該製品の本船渡しの価額をいう。ただし、当該製品が輸出される際に軽減され、免除され、又は払い戻された内国税を含まない。</p>
	<p>F.O.B. is, except as provided for in paragraph 5 below, the free-on-board value of a good payable by the buyer of the good to the seller of the good, regardless of the mode of shipment, not including any internal taxes reduced, exempted, or repaid when the good is exported; and</p>
5 (a)	<p>製品の本船渡しの価額は存在するが、その価額が不明で確認することができない場合には、4(b)に規定するFOBは、当該製品の買手から当該製品の生産者への確認可能な最初の支払に係る価額に調整される価額とする。</p>
	<p>5. F.O.B. referred to in subparagraph 4 (b) above shall be the value: (a) adjusted to the first ascertainable price paid for the good from the buyer to the producer of the good, if there is free-on-board value of a good, but it is unknown and cannot be ascertained; or</p>
(b)	<p>製品の本船渡しの価額が存在しない場合には、4(b)に規定するFOBは、関税評価協定第1条から第8条までの規定に従って決定される価額とする。</p>
	<p>5. F.O.B. referred to in subparagraph 4 (b) above shall be the value: (b) determined in accordance with Articles 1 through 8 of the Agreement on Customs Valuation, if there is no free-on-board value of the good.</p>
<p>⑪ブルネイ EPA 第24条 原産品 (Article 24 Originating Goods)</p>	
4 (b)	<p>製品の原産資格割合は、次の計算式により算定する。</p>
	<p>For the purposes of calculating the qualifying value content of a good, the following formula shall be applied:</p>
	<p>(省略)</p>
	<p>この場合において、</p>
	<p>Where:</p>
	<p>(省略)</p>
	<p>「FOB」とは、5に規定する場合を除くほか、輸送の方法を問わず、製品の買手から当該製品の売手に支払われる当該製品の本船渡しの価額をいう。ただし、当該製品が輸出される際に軽減され、免除され、又は払い戻された内国税を含まない。</p>
	<p>F.O.B. is, except as provided for in paragraph 5, the free-on-board value of a good payable by the buyer of the good to the seller of the good, regardless of the mode of shipment, not including any internal excise taxes reduced, exempted, or repaid when the good is exported; and</p>
5 (a)	<p>製品の本船渡しの価額は存在するが、その価額が不明で確認することができない場合には、4(b)に規定するFOBは、当該製品の買手から当該製品の生産者への確認可能な最初の支払に係る価額に調整される価額とする。</p>
	<p>5. F.O.B. referred to in subparagraph 4 (b) shall be the value: (a) adjusted to the first ascertainable price paid for a good from the buyer to the producer of the good, if there is free-on-board value of the good, but it is unknown and cannot be ascertained; or</p>

(b) 産品の本船渡しの価額が存在しない場合には、4(b)に規定するFOBは、関税評価協定第1条から第8条までの規定に従って決定される価額とする。
5. F.O.B. referred to in subparagraph 4 (b) shall be the value: (b) determined in accordance with Articles 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7 and 8 of the Agreement on Customs Valuation, if there is no free-on-board value of a good.
<b>⑫インドネシアEPA 第29条 原産品</b> (Article 29 Originating Goods)
4 (b) 産品の原産資格割合は、次の計算式により算定する。
For the purposes of calculating the qualifying value content of a good, the following formula shall be applied:
(省略)
この場合において、
Where:
(省略)
「FOB」とは、5に規定する場合を除くほか、輸送の方法を問わず、産品の買手から当該産品の売手に支払われる当該産品の本船渡しの価額をいう。ただし、当該産品が輸出される際に軽減され、免除され、又は払い戻された内国税を含まない。
F.O.B. is, except as provided for in paragraph 5, the free-on-board value of a good payable by the buyer of the good to the seller of the good, regardless of the mode of shipment, not including any internal excise taxes reduced, exempted, or repaid when the good is exported; and
5 (a) 産品の本船渡しの価額は存在するが、その価額が不明で確認することができない場合には、4(b)に規定するFOBは、当該産品の買手から当該産品の生産者への確認可能な最初の支払に係る価額に調整される価額とする。
5. F.O.B. referred to in subparagraph 4 (b) shall be the value: (a) adjusted to the first ascertainable price paid for a good from the buyer to the producer of the good, if there is free-on-board value of the good, but it is unknown and cannot be ascertained; or
(b) 産品の本船渡しの価額が存在しない場合には、4(b)に規定するFOBは、関税評価協定第1条から第8条までの規定に従って決定される価額とする。
5. F.O.B. referred to in subparagraph 4 (b) shall be the value: (b) determined in accordance with Articles 1 through 8 of the Agreement on Customs Valuation, if there is no free-on-board value of a good.
<b>⑬アセアン包括EPA 第27条 域内原産割合の算定</b> (Article 27 Calculation of Regional Value Content)
2 この条の規定の適用上、
For the purposes of this Article:
(a) 「FOB」とは、3に規定する場合を除くほか、産品の本船渡しの価額（生産者から外国に向けた最終的な積込みを行う港又は場所まで輸送するために要する運賃を含む。）をいう。
“FOB” is, except as provided for in paragraph 3, the free-on-board value of a good, inclusive of the cost of transport from the producer to the port or site of final shipment abroad;

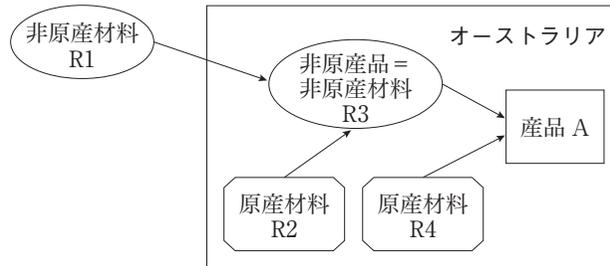
第2部 主要な基本的概念

3 (a)	<p>3. FOB referred to in subparagraph 2 (a) shall be the value: (a) adjusted to the first ascertainable price paid for a good from the buyer to the producer of the good, if there is free-on-board value of the good, but it is unknown and cannot be ascertained; or</p>
(b)	<p>3. FOB referred to in subparagraph 2 (a) shall be the value: (b) determined in accordance with Articles 1 through 8 of the Agreement on Customs Valuation, if there is no free-on-board value of a good.</p>
<p>⑭ベトナムEPA 第27条 原産資格割合の算定 (Article 27 Calculation of Local Value Content)</p>	
2	<p>この条の規定の適用上、 For the purposes of this Article:</p>
(a)	<p>「FOB」とは、3に規定する場合を除くほか、製品の本船渡しの価額（生産者から外国に向けた最終的な積込みを行う港又は場所まで輸送するために要する運賃を含む。）をいう。 “FOB” is, except as provided for in paragraph 3, the free-on-board value of a good, inclusive of the cost of transport from the producer to the port or site of final shipment abroad;</p>
3 (a)	<p>3. FOB referred to in subparagraph 2 (a) shall be the value (a) adjusted to the first ascertainable price paid for a good from the buyer to the producer of the good, if there is free-on-board value of the good, but it is unknown and cannot be ascertained; or</p>
(b)	<p>3. FOB referred to in subparagraph 2 (a) shall be the value (b) determined in accordance with Articles 1 through 8 of the Agreement on Customs Valuation, if there is no free-on-board value of a good.</p>
<p>⑮スイスEPA (規定なし)</p>	
<p>⑯インドEPA 第30条 原産資格割合の算定 (Article 30 Calculation of Qualifying Value Content)</p>	
1	<p>製品の原産資格割合は、次のいずれかの計算式により算定する。 For the purposes of calculating the qualifying value content of a good, one or the other of the following formulas shall be applied:</p>
<p>(省略)</p>	
<p>この場合において、</p>	

	Where:
	「FOB」とは、2に規定する場合を除くほか、輸送の方法を問わず、製品の買手から当該製品の売手に支払われる当該製品の本船渡しの価額をいう。ただし、当該製品が輸出される際に軽減され、免除され、又は払い戻された内国税を含まない。
	F.O.B. is, except as provided for in paragraph 2, the free-on-board value of a good payable by the buyer of the good to the seller of the good, regardless of the mode of shipment, not including any internal excise taxes reduced, exempted, or repaid when the good is exported; and
2	(a) 製品の本船渡しの価額は存在するが、その価額が不明で確認することができない場合には、1に規定するFOBは、当該製品の買手から当該製品の生産者への確認可能な最初の支払に係る価額に調整される価額とする。
	2. F.O.B. referred to in paragraph 1 shall be the value: (a) adjusted to the first ascertainable price paid for a good from the buyer to the producer of the good, if there is free-on-board value of the good, but it is unknown and cannot be ascertained; or
	(b) 製品の本船渡しの価額が存在しない場合には、1に規定するFOBは、関税評価協定第1条から第8条までの規定に従って決定される価額とする。
	2. F.O.B. referred to in paragraph 1 shall be the value: (b) determined in accordance with Articles 1 through 8 of the Agreement on Customs Valuation, if there is no free-on-board value of a good.
⑰ペルーEPA 第41条 原産資格割合 (Article 41 Qualifying Value Content)	
1	製品の原産資格割合は、次の計算式により算定する。
	For the purposes of calculating the qualifying value content (QVC) of a good, the following formula shall be applied:
	(省略)
	この場合において、
	where:
	(省略)
	「FOB」とは、2に規定する場合を除くほか、輸送の方法を問わず、製品の買手から当該製品の売手に支払われる当該製品の本船渡しの価額をいう。ただし、当該製品が輸出される際に軽減され、免除され、又は払い戻された内国税を含まない。
	FOB: is, except as provided for in paragraph 2, the free-on-board value of a good payable by the buyer of the good to the seller of the good, regardless of the mode of shipment, not including any internal excise taxes reduced, exempted, or repaid when the good is exported; and
2	(a) 製品の本船渡しの価額は存在するが、当該価額が不明で確認することができない場合には、1に規定するFOB価額は、当該製品の買手から当該製品の生産者への確認可能な最初の支払に係る価額によって代替される。
	2. FOB referred to in paragraph 1 shall be: (a) substituted with the first ascertainable price paid for a good from the buyer to the producer of the good, if there is free-on-board value of the good, but it is unknown and cannot be ascertained; or

<p>(b) 産品の本船渡しの際額が存在しない場合には、1に規定するFOB価額は、関税評価協定第1条から第8条までの規定に従って決定される価額とする。</p>
<p>2. FOB referred to in paragraph 1 shall be:                  (b) the value determined in accordance with Articles 1 through 8 of the Agreement on Customs Valuation, if there is no free-on-board value of a good.</p>

図2-27



③材料の価額のうち、どれだけを「非原産材料価額」の中に算入するか。

④非原産材料価額をどのように計算するか。

これらについて、以下、順に考えてみよう。

① そもそも非原産材料とは何であるか。

「非原産材料」というと、他の国から輸入した材料であるというイメージを浮かべがちであろうが、必ずしもそうとは限らない。

各原産地規則における「非原産材料」とは（その原産地規則に基づく）原産資格を有しない材料であるということの意味するだけであって、必ずしも他の国から輸入したものである必要はなく——もちろん、「非原産材料」の多くは他の国から輸入した材料であろうが——「自国産の非原産材料」というものも存在し得る。

では、ここでオーストラリアEPAに基づいて考えてみよう。例えば、他国で生産された非原産材料R1とオーストラリアの原産材料R2とを用いてオーストラリアで産品R3を生産する事例を想定してみよう（図2-27参照）。R3に関しては、オーストラリアEPAにおける要件を満たさないことから、オーストラリアEPAの下では非原産品とみなされるものとする。オーストラリア国内で産品Aを生産する際にこのR3を用いた場合、Aから見ると、このR3は自国（＝オーストラリア）内で生産された非原産材料ということとなる。

この点を明確に理解しておかないと、以下の議論に当たって混乱が生じ得るところ、留意されたい。

② どの時点での価額であるか。

上記(4)において、「産品の価額」はどの時点のものであるかについて確認したところであるが、それと同様の議論である。

14本のEPAにおいて具体的にどのように規定されているかを見てみると、EPAによって若

表2-27

	右記以外の12本のEPA	メキシコ、チリの各EPA	
原則	CIF 価額 (関税評価協定に従って決定される価額であって、当該製品の生産者が所在する締約国の輸入港に当該非原産材料を輸送するために要する運賃、適当な場合の保険料、こん包費その他の全ての費用を含むもの)	取引価額 (製品の生産者の所在する締約国の輸入港に当該材料を輸送するために要する運賃、保険料、こん包費その他のすべての費用を含める。)	原則
当該非原産材料の価額が不明で確認することができない場合	当該非原産材料についての当該締約国における確認可能な最初の支払に係る価額。ただし、当該非原産材料の供給者の倉庫から当該製品の生産者の所在地まで当該非原産材料を輸送するために当該締約国において要する運賃、保険料、こん包費その他の全ての費用及び当該輸送に関して当該締約国において要する他の費用(一般的に認められており、かつ、確認可能なものに限る。)を除外することができる。	関税評価協定第2条から第7条までの規定に従って決定される価額。	当該材料の取引価額が存在しない場合又は当該材料の取引価額が関税評価協定第1条の規定により受諾可能なものでない場合

干の差異はあるものの大まかには以下の通りとなる(表2-27参照)。

イ. メキシコ・チリ以外の12本のEPAにおいては、

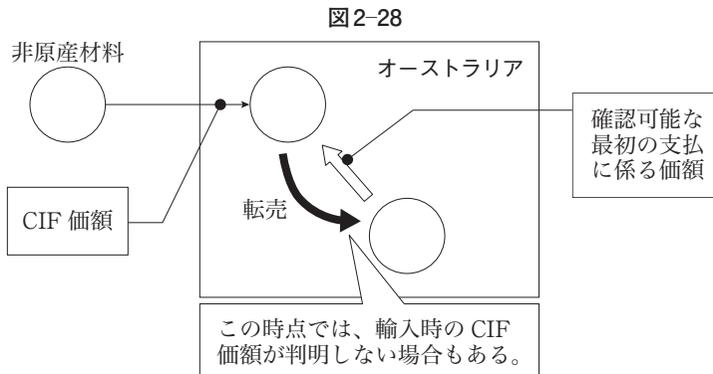
(イ)原則は、関税評価協定に従って決定するCIF 価額であり、

(ロ)それが不明で確認できない場合には、確認可能な最初の支払に係る価額とする、という考え方を採っている。

上記の(ロ)は、製品の生産者と非原産材料の輸入者とが異なる場合(例えば商社が輸入した非原産材料を製品の生産者が当該商社から購入するような場合)を想定したもの(図2-28参照)である。

なお、表2-27を見て分かる通り、この(ロ)に対応する規定には、ただし書きとして非原産材料の供給者の倉庫と(当該非原産材料を購入する)製品の生産者の倉庫との間の輸送に係る費用を除外することができる旨が定められている。

非原産材料の購入に係る契約内容は個々に異なり得るものであり、購入価格の構成要素に何が含まれるかはさまざまであると思われる。当該購入価格に上記の輸送に係る費用が含まれており、かつ、それが判明する場合には、それを除外することができるものとするのである。これにより、付加価値の計算に当たり、当該非原産材料(が製品の生産国に輸入される際)のCIF 価額に対して、より近付いた価額を使用することが可能となり得る。



ロ. メキシコ・チリの各EPAにおいては、

(イ)原則は、取引価額（CIFベースに相当）であり、

(ロ)その取引価額が存在しない場合又は当該材料の取引価額が関税評価協定第1条の規定により受諾可能なものでない場合には、『関税評価協定第2条から第7条までの規定に従って決定される価額』

としている。

関係する条文を表2-28に掲げるので参照されたい。

③ 材料の価額のうち、どれだけを「非原産材料価額」の中に算入するか。

以上に見たとおり、

イ. 非原産材料には、(最終的な製品の生産国にとって)他国産の非原産材料と、自国産の非原産材料があること、また、

ロ. その価額は原則としてCIF価額であるが、それが不明である場合には、確認可能な最初の支払に係る価額(又は関税評価協定第2条から第7条に基づき決定される価額)であること、が理解できたであろう。

では、付加価値の計算式中の「非原産材料の価額」は、自国産であるか他国産であるかを問わず、「非原産材料」と認められるもののCIF価額(又は確認可能な最初の支払に係る価額等)をそのまま足し合わせていけば良いのか、というそうではない。この点について図2-29を用いて説明を加えよう。

図2-29において、最終的な製品Aは、1次原産材料R1と1次非原産材料R2とから生産され、R1、R2の価格構成は図に掲げたとおりであるとする。

ここに見るとおり、一般に、

$$1次原産材料の価額 = 2次非原産材料の価額 + 2次原産材料の価額 + 1次原産材料の生産コスト + 利益$$

であることから、1次原産材料の価額に含まれる2次非原産材料の価額をどのように取り扱うかという問題があり、また、

$$1次非原産材料の価額 = 2次非原産材料の価額 + \underline{2次原産材料の価額} + \underline{1次非原産材料の生産コスト + 利益}$$

表2-28

①オーストラリアEPA 第3.5条 原産資格割合の算定 (Article 3.5 Calculation of Qualifying Value Content)	
2	<p>産品の原産資格割合は、次の計算式により算定する。</p> <p>For the purposes of calculating the qualifying value content of a good, the following formula shall be applied:</p> <p>(省略)</p> <p>この場合において、</p> <p>where:</p> <p>(省略)</p> <p>「VNM」とは、産品の生産において使用される全ての非原産材料の価額をいう。</p> <p>and V.N.M. is the value of non-originating materials used in the production of a good.</p>
4	<p>2の規定の適用上、締約国における産品の生産に使用される非原産材料の価額は、次のいずれかの価額とする。</p> <p>For the purposes of paragraph 2, the value of a non-originating material used in the production of a good in a Party:</p> <p>(a) 関税評価協定に従って決定される価額であつて、当該産品の生産者が所在する締約国の輸入港に当該非原産材料を輸送するために要する運賃、適当な場合の保険料、こん包費その他の全ての費用を含むもの</p> <p>shall be determined in accordance with the Agreement on Customs Valuation, and shall include freight, insurance where appropriate, packing and all the other costs incurred in transporting the material to the importation port in the Party where the producer of the good is located; or</p> <p>(b) 当該非原産材料の価額が不明で確認することができない場合には、当該非原産材料についての当該締約国における確認可能な最初の支払に係る価額。ただし、当該非原産材料の供給者の倉庫から当該産品の生産者の所在地まで当該非原産材料を輸送するために当該締約国において要する運賃、保険料、こん包費その他の全ての費用及び当該輸送に関して当該締約国において要する他の費用（一般的に認められており、かつ、確認可能なものに限る。）を除外することができる。</p> <p>if such value is unknown and cannot be ascertained, shall be the first ascertainable price paid for the material in the Party, but may exclude all the costs incurred in the Party in transporting the material from the warehouse of the supplier of the material to the place where the producer is located such as freight, insurance and packing as well as any other known and ascertainable cost incurred in the Party.</p>
8	<p>3(b)又は4(a)の規定の適用上、産品又は非原産材料の価額を決定するに当たり、関税評価協定は、産品又は非原産材料の国内での取得（国内での商取引の場合を含む。）について準用する。</p> <p>For the purposes of subparagraph 3 (b) or 4 (a), in determining the value of a good or non-originating material, the Agreement on Customs Valuation shall apply <i>mutatis mutandis</i> to domestic acquisition of the good or the nonoriginating material including domestic transactions.</p>

⑤シンガポールEPA 第23条 原産品 (Article 23 Originating Goods)	
5 (b)	(a)に規定する商品の原産資格割合は、次の計算式により算定する。
	For the purpose of calculating the qualifying value content of a good pursuant to sub-paragraph (a) above, the following formula shall be applied:
	(省略)
	この場合において、
	Where:
	(省略)
	「NQM」とは、商品の生産に当たって生産者により使用されたすべての材料の非原産資格価額であって、(c)の規定に従って計算されるものとする。
	N.Q.M. is the non-qualifying value of materials used by the producer in the production of the good, calculated in accordance with sub-paragraph (c) below.
(c)	(b)に規定する材料の非原産資格価額は、次の計算式により算定する。
	For the purpose of calculating the non-qualifying value of materials pursuant to sub-paragraph (b) above, the following formula shall be applied:
	$NQM = TVM - QVM$
	この場合において、
	Where:
	「TVM」とは、すべての材料の価額の総額とする。
	T.V.M. is the total value of materials; and
	「QVM」とは、すべての材料の原産資格価額とする。
	Q.V.M. is the qualifying value of materials.
6	5(c)の規定の適用上、
	For the purpose of sub-paragraph (c) of paragraph 5 above:
(a)	各材料の原産資格価額は、
	the qualifying value of materials shall be:
(i)	当該材料が(b)の要件を満たす場合には、当該材料の価額に等しい価額とする。
	the total value of the material if the material satisfies the requirements of sub-paragraph (b) below; or
(ii)	当該材料が(b)の要件を満たさない場合には、一方の又は双方の締約国に帰せられる当該材料の原産価額そのものとする。
	the value of the material that can be attributed to one or both of the Parties if the material does not satisfy the requirements of sub-paragraph (b) below; and
(b)	(a)の規定の適用上、各材料が次の要件を満たす場合には、この(b)の要件を満たすものとする。
	for the purpose of sub-paragraph (a) above, a material shall be considered to have satisfied the requirements of this sub-paragraph if:
(i)	一方の又は双方の締約国に帰せられる当該材料の原産割合が当該材料の価額の40%以上であること。

	the content of the value of the material that can be attributed to one or both of the Parties is not less than 40 per cent of the total value of the material; and
(ii)	生産又は作業が最後に行われた国がいずれかの締約国であること。
	the material has undergone its last production or operation in the territory of either Party.
7	締約国において製品の生産に使用される材料の価額は、関税評価協定（注）に従って決定されるものとし、かつ、CIF 価格（保険料及び運賃込みの価格をいう。）とする。ただし、当該価格が不明で確認することができない場合には、当該材料についての当該締約国における確認可能な最初の支払に係る価格とする。
	The value of a material used in the production of a good in a Party shall be the CIF value and shall be determined in accordance with the Agreement on Customs Valuation (Note), or, if this is not known and cannot be ascertained, the first ascertainable price paid for the material in the Party.
注	関税評価協定は、国内取引の場合又は当該材料の取引が存在しない場合について準用する。
	Note: The Agreement on Customs Valuation shall apply mutatis mutandis to domestic transactions or to the cases where there is no transaction of the material.
	<b>⑥メキシコEPA 第23条 域内原産割合</b> (Article 23 Regional Value Content)
2	取引価額方式による製品の域内原産割合は、次の計算式により算定する。
	For the purposes of calculating the regional value content of a good on the basis of the transaction value method, the following formula shall be applied:
	(省略)
	この場合において、
	where:
	(省略)
	「VNM」とは、製品の生産において生産者が使用したすべての非原産材料の価額であって、次条の規定に従って決定されたものをいう。
	VNM: value of non-originating materials used by the producer in the production of the good determined pursuant to Article 24.
	<b>⑥メキシコEPA 第24条 材料の価額</b> (Article 24 Value of Materials)
1	材料の価額は、
	The value of a material:
(a)	当該材料の取引価額とする。
	shall be the transaction value of the material; or
(b)	当該材料の取引価額が存在しない場合又は当該材料の取引価額が関税評価協定第1条の規定により受諾可能なものでない場合には、関税評価協定第2条から第7条までの規定に従って決定する。
	in the event that there is no transaction value or the transaction value of the material is unacceptable under Article 1 of the Customs Valuation Code, shall be determined in accordance with Articles 2 through 7 of the Customs Valuation Code.
2	材料の価額には、1(a)又は(b)の規定による価額のほか、

第2部 主要な基本的概念

	Where not included under subparagraph 1 (a) or 1 (b) above, the value of a material:
(a)	3に規定する場合を除くほか、製品の生産者の所在する締約国の輸入港に当該材料を輸送するために要する運賃、保険料、こん包費その他のすべての費用を含める。
	shall include freight, insurance, packing and all other costs incurred in transporting the material to the importation port in the Party where the producer of the good is located, except as provided for in paragraph 3 below; and
(b)	製品の生産における当該材料の使用から生じた無駄になった部分及び使い損じた部分の材料の費用（再利用可能なくず又は副産物の価額を差し引いたものをいう。）を含めることができる。
	may include the cost of waste and spoilage resulting from the use of the material in the production of the good, less the value of reusable scrap or by-product.
3	生産者が所在する締約国の区域において非原産材料を取得する場合には、当該非原産材料の価額には、当該非原産材料の供給者の倉庫から当該生産者の所在地まで当該非原産材料を輸送するために要する運賃、保険料、こん包費その他のすべての費用及び当該生産者の所在する区域において要する他の費用（一般的に認められており、かつ、確認可能なものに限る。）を含めない。
	The value of a non-originating material shall not include, where the producer acquires the material in the Area of the Party where the producer is located, freight, insurance, packing and all other costs incurred in transporting the material from the warehouse of the supplier of the material to the place where the producer is located; as well as any other known and ascertainable cost incurred in the Area of the producer of the good.
4	製品の生産において生産者が使用する非原産材料の価額には、次の価額を含めない。
	The value of non-originating materials used by the producer in the production of the good shall not include the value of the non-originating materials used by:
(a)	製品の生産に当たって生産者が取得し、かつ、使用する原産材料の生産において、当該原産材料の生産者が使用した非原産材料の価額
	another producer in the production of an originating material which is acquired and used by the producer of the good in the production of such good; or
(b)	第26条の規定に基づき製品の生産者が中間材料として指定する自己生産の原産材料の生産において、当該生産者が使用した非原産材料の価額
	the producer of the good in the production of a self-produced originating material, which is designated by the producer as an intermediate material under Article 26.
<b>⑦マレーシアEPA 第28条 原産品 (Article 28 Originating Goods)</b>	
4 (b)	製品の原産資格割合は、次の計算式により算定する。
	For the purposes of calculating the qualifying value content of a good, the following formula shall be applied:
	(省略)
	この場合において、
	Where:
	(省略)
	「VNM」とは、製品の生産において使用されるすべての非原産材料の価額をいう。
	V.N.M. is the value of non-originating materials used in the production of a good.

6	4(b)の規定に従って原産資格割合を算定するに当たり、締約国の領域における製品の生産に使用される非原産材料の価額は、次のいずれかの価額とする。
	For the purposes of calculating the qualifying value content of a good under subparagraph 4 (b) of this Article, the value of a non-originating material used in the production of the good in the territory of a Country:
(a)	関税評価協定に従って決定される価額であって、当該製品の生産者の所在する締約国の領域における輸入港に当該非原産材料を輸送するために要する運賃、適当な場合の保険料、こん包費その他のすべての費用を含むもの
	shall be determined in accordance with the Agreement on Customs Valuation, and shall include freight, insurance where appropriate, packing and all the other costs incurred in transporting the material to the importation port in the territory of the Country where the producer of the good is located; or
(b)	当該非原産材料の価額が不明で確認することができない場合には、当該非原産材料についての当該締約国の領域における確認可能な最初の支払に係る価額。ただし、当該非原産材料の供給者の倉庫から当該製品の生産者の所在地まで当該非原産材料を輸送するために当該締約国の領域において要する運賃、保険料、こん包費その他のすべての費用及び当該締約国の領域において要する他の費用（一般的に認められており、かつ、確認可能なものに限る。）を除外することができる。
	if such value is unknown and cannot be ascertained, shall be the first ascertainable price paid for the material in the territory of the Country, but may exclude all the costs incurred in the territory of the Country in transporting the material from the warehouse of the supplier of the material to the place where the producer is located such as freight, insurance and packing as well as any other known and ascertainable cost incurred in the territory of the Country.
8	5(b)又は6(a)の規定の適用において製品又は非原産材料の価額を決定するために関税評価協定を適用するに当たり、関税評価協定は、必要な変更を加えて、国内取引の場合又は当該製品若しくは非原産材料の取引が存在しない場合について適用する。
	For the purposes of subparagraph 5 (b) or 6 (a) of this Article, in applying the Agreement on Customs Valuation to determine the value of a good or non-originating material, the Agreement on Customs Valuation shall apply mutatis mutandis to domestic transactions or to the cases where there is no transaction of the good or non-originating material.
<b>⑧フィリピンEPA 第29条 原産品 (Article 29 Originating Goods)</b>	
4 (b)	製品の原産資格割合は、次の計算式により算定する。
	For the purposes of calculating the qualifying value content of a good, the following formula shall be applied:
	(省略)
	この場合において、
	Where:
	(省略)
	「VNM」とは、製品の生産において使用されるすべての非原産材料の価額をいう。
	V.N.M. is the value of non-originating materials used in the production of a good.

第2部 主要な基本的概念

6	4(b)の規定に従って原産資格割合を算定するに当たり、締約国における製品の生産に使用される非原産材料の価額は、次のいずれかの価額とする。
	For the purposes of calculating the qualifying value content of a good under subparagraph 4 (b) above, the value of a non-originating material used in the production of the good in a Party:
(a)	関税評価協定に従って決定される価額であって、当該製品の生産者の所在する締約国の輸入港に当該非原産材料を輸送するために要する運賃、適当な場合の保険料、こん包費その他のすべての費用を含むもの
	shall be determined in accordance with the Agreement on Customs Valuation, and shall include freight, insurance where appropriate, packing and all the other costs incurred in transporting the material to the importation port in the Party where the producer of the good is located; or
(b)	当該非原産材料の価額が不明で確認することができない場合には、当該非原産材料についての当該締約国における確認可能な最初の支払に係る価額。ただし、当該非原産材料の供給者の倉庫から当該製品の生産者の所在地まで当該非原産材料を輸送するために当該締約国において要する運賃、保険料、こん包費その他のすべての費用及び当該締約国において要する他の費用（一般的に認められており、かつ、確認可能なものに限る。）を除外することができる。
	if such value is unknown and cannot be ascertained, shall be the first ascertainable price paid for the material in the Party, but may exclude all the costs incurred in the Party in transporting the material from the warehouse of the supplier of the material to the place where the producer is located such as freight, insurance and packing as well as any other known and ascertainable cost incurred in the Party.
8	5(b)又は6(a)の規定の適用において製品又は非原産材料の価額を決定するために関税評価協定を適用するに当たり、関税評価協定は、必要な変更を加えて、国内取引の場合又は当該製品若しくは非原産材料の取引が存在しない場合について適用する。
	For the purposes of subparagraph 5 (b) or 6 (a) above, in applying the Agreement on Customs Valuation to determine the value of a good or non-originating material, the Agreement on Customs Valuation shall apply <i>mutatis mutandis</i> to domestic transactions or to the cases where there is no transaction of the good or non-originating material.
<b>⑨チリEPA 第30条 原産資格割合 (Article 30 Qualifying Value Content)</b>	
1	前条1(c)の規定の適用上、製品の原産資格割合は、次のいずれかの計算式により算定する。
	For the purposes of subparagraph 1 (c) of Article 29, the qualifying value content of a good shall be calculated on the basis of one or the other of the following methods:
	(省略)
	この場合において、
	Where:
	(省略)
	「VNM」とは、製品の生産において生産者が使用したすべての非原産材料の価額であって、次条の規定に従って決定されたものをいう。
	VNM is the value of non-originating materials used by the producer in the production of the good determined pursuant to Article 31; and

⑨チリEPA 第31条 材料の価額 (Article 31 Value of Materials)	
1	材料の価額は、 The value of a material:
(a)	当該材料の取引価額とする。 shall be the transaction value of the material; or
(b)	当該材料の取引価額が存在しない場合又は当該材料の取引価額が関税評価協定第1条の規定により受諾可能なものでない場合には、関税評価協定第2条から第7条までの規定に従って決定する。 in the event that there is no transaction value or the transaction value of the material is unacceptable under Article 1 of the Agreement on Customs Valuation, shall be determined in accordance with Articles 2 through 7 of the Agreement on Customs Valuation.
2	1に規定する材料の価額には、 The value of a material referred to in paragraph 1:
(a)	製品の生産者が所在する締約国の輸入港に当該材料を輸送するために要する運賃、保険料、こん包費その他のすべての費用を含める。 shall include freight, insurance, packing and all other costs incurred in transporting the material to the importation port in the Party where the producer of the good is located; and
(b)	製品の生産における当該材料の使用から生じた無駄になった部分及び使い損じた部分の材料の費用（再利用可能なくず又は副産物の価額を差し引いたものをいう。）を含めることができる。 may include the cost of waste and spoilage resulting from the use of the material in the production of the good, less the value of reusable scrap or by-product.
3	生産者が所在する締約国において非原産材料を取得する場合には、当該非原産材料の価額には、当該非原産材料の供給者の倉庫から当該生産者の所在地まで当該非原産材料を輸送するために要する運賃、保険料、こん包費その他のすべての費用及び当該締約国において要する他の費用（一般的に認められており、かつ、確認可能なものに限る。）を含めない。 The value of a non-originating material shall not include, where the producer acquires the material in the Party where the producer is located, freight, insurance, packing and all other costs incurred in transporting the material from the warehouse of the supplier of the material to the place where the producer is located; as well as any other known and ascertainable cost incurred in the Party.
⑩タイEPA 第28条 原産品 (Article 28 Originating Goods)	
4	(b) 製品の原産資格割合は、次の計算式により算定する。 For the purposes of calculating the qualifying value content of a good, the following formula shall be applied:
	(省略)
	この場合において、 Where:
	(省略)
	「VNM」とは、製品の生産において使用されるすべての非原産材料の価額をいう。

第2部 主要な基本的概念

	V.N.M. is the value of non-originating materials used in the production of a good.
6	4(b)の規定に従って原産資格割合を算定するに当たり、締約国における製品の生産に使用される非原産材料の価額は、次のいずれかの価額とする。
	For the purposes of calculating the qualifying value content of a good under subparagraph 4 (b) above, the value of a non-originating material used in the production of the good in a Party:
(a)	関税評価協定に従って決定される価額であって、当該製品の生産者の所在する締約国における輸入港に当該非原産材料を輸送するために要する運賃、適当な場合の保険料、こん包費その他のすべての費用を含むもの
	shall be determined in accordance with the Agreement on Customs Valuation, and shall include freight, insurance where appropriate, packing and all the other costs incurred in transporting the material to the importation port in the Party where the producer of the good is located; or
(b)	当該非原産材料の価額が不明で確認することができない場合には、当該非原産材料についての当該締約国における確認可能な最初の支払に係る価額。ただし、当該非原産材料の供給者の倉庫から当該製品の生産者の所在地まで当該非原産材料を輸送するために当該締約国において要する運賃、保険料、こん包費その他のすべての費用及び当該締約国において要する他の費用（一般的に認められており、かつ、確認可能なものに限る。）を除外することができる。
	if such value is unknown and cannot be ascertained, shall be the first ascertainable price paid for the material in the Party, but may exclude all the costs incurred in the Party in transporting the material from the warehouse of the supplier of the material to the place where the producer is located such as freight, insurance and packing as well as any other known and ascertainable cost incurred in the Party.
8	5(b)又は6(a)の規定の適用において製品又は非原産材料の価額を決定するために関税評価協定を適用するに当たり、関税評価協定は、必要な変更を加えて、国内取引の場合又は当該製品若しくは非原産材料の取引が存在しない場合について適用する。
	For the purposes of subparagraph 5 (b) or 6 (a) above, in applying the Agreement on Customs Valuation to determine the value of a good or non-originating material, the Agreement on Customs Valuation shall apply <i>mutatis mutandis</i> to domestic transactions or to the cases where there is no transaction of the good or non-originating material.
⑪ブルネイ EPA 第24条 原産品 (Article 24 Originating Goods)	
4 (b)	製品の原産資格割合は、次の計算式により算定する。
	For the purposes of calculating the qualifying value content of a good, the following formula shall be applied:
	(省略)
	この場合において、
	Where:
	(省略)
	「VNM」とは、製品の生産において使用されるすべての非原産材料の価額をいう。
	V.N.M. is the value of non-originating materials used in the production of a good.

6	4(b)の規定に従って原産資格割合を算定するに当たり、締約国における製品の生産に使用される非原産材料の価額は、次のいずれかの価額とする。
	For the purposes of calculating the qualifying value content of a good under subparagraph 4 (b), the value of a non-originating material used in the production of the good in a Party:
(a)	関税評価協定に従って決定される価額であつて、当該製品の生産者の所在する締約国の輸入港に当該非原産材料を輸送するために要する運賃、適当な場合の保険料、こん包費その他のすべての費用を含むもの
	shall be determined in accordance with the Agreement on Customs Valuation, and shall include freight, insurance where appropriate, packing and all the other costs incurred in transporting the material to the importation port in the Party where the producer of the good is located; or
(b)	当該非原産材料の価額が不明で確認することができない場合には、当該非原産材料についての当該締約国における確認可能な最初の支払に係る価額。ただし、当該非原産材料の供給者の倉庫から当該製品の生産者の所在地まで当該非原産材料を輸送するために当該締約国において要する運賃、保険料、こん包費その他のすべての費用及び当該締約国において要する他の費用（一般的に認められており、かつ、確認可能なものに限る。）を除外することができる。
	if such value is unknown and cannot be ascertained, shall be the first ascertainable price paid for the material in the Party, but may exclude all the costs incurred in the Party in transporting the material from the warehouse of the supplier of the material to the place where the producer is located such as freight, insurance and packing as well as any other known and ascertainable cost incurred in the Party.
8	5(b)又は6(a)の規定の適用において製品又は非原産材料の価額を決定するために関税評価協定を適用するに当たり、関税評価協定は、必要な変更を加えて、国内取引の場合又は当該製品若しくは非原産材料の取引が存在しない場合について適用する。
	For the purposes of subparagraph 5 (b) or 6 (a), in applying the Agreement on Customs Valuation to determine the value of a good or non-originating material, the Agreement on Customs Valuation shall apply <i>mutatis mutandis</i> to domestic transactions or to the cases where there is no transaction of the good or non-originating material.
⑫インドネシア EPA 第29条 原産品 (Article 29 Originating Goods)	
4 (b)	製品の原産資格割合は、次の計算式により算定する。
	For the purposes of calculating the qualifying value content of a good, the following formula shall be applied:
	(省略)
	この場合において、
	Where:
	(省略)
	「VNM」とは、製品の生産において使用されるすべての非原産材料の価額をいう。
	V.N.M. is the value of non-originating materials used in the production of a good.
6	4(b)の規定に従って原産資格割合を算定するに当たり、締約国における製品の生産に使用される非原産材料の価額は、次のいずれかの価額とする。

第2部 主要な基本的概念

	For the purposes of calculating the qualifying value content of a good under subparagraph 4 (b), the value of a non-originating material used in the production of the good in a Party:
(a)	関税評価協定に従って決定される価額であって、当該製品の生産者の所在する締約国の輸入港に当該非原産材料を輸送するために要する運賃、適当な場合の保険料、こん包費その他のすべての費用を含むもの
	shall be determined in accordance with the Agreement on Customs Valuation, and shall include freight, insurance where appropriate, packing and all the other costs incurred in transporting the material to the importation port in the Party where the producer of the good is located; or
(b)	当該非原産材料の価額が不明で確認することができない場合には、当該非原産材料についての当該締約国における確認可能な最初の支払に係る価額。ただし、当該非原産材料の供給者の倉庫から当該製品の生産者の所在地まで当該非原産材料を輸送するために当該締約国において要する運賃、保険料、こん包費その他のすべての費用及び当該締約国において要する他の費用（一般的に認められており、かつ、確認可能なものに限る。）を除外することができる。
	if such value is unknown and cannot be ascertained, shall be the first ascertainable price paid for the material in the Party, but may exclude all the costs incurred in the Party in transporting the material from the warehouse of the supplier of the material to the place where the producer is located such as freight, insurance and packing as well as any other known and ascertainable cost incurred in the Party.
8	5(b)又は6(a)の規定の適用において製品又は非原産材料の価額を決定するために関税評価協定を適用するに当たり、関税評価協定は、必要な変更を加えて、国内取引の場合又は当該製品若しくは非原産材料の取引が存在しない場合について適用する。
	For the purposes of subparagraph 5 (b) or 6 (a), in applying the Agreement on Customs Valuation to determine the value of a good or non-originating material, the Agreement on Customs Valuation shall apply <i>mutatis mutandis</i> to domestic transactions or to the cases where there is no transaction of the good or non-originating material.
<b>⑬ アセアン包括EPA 第27条 域内原産割合の算定</b> (Article 27 Calculation of Regional Value Content)	
2	この条の規定の適用上、
	For the purposes of this Article:
(c)	「VNM」とは、製品の生産において使用されるすべての非原産材料の価額をいう。
	“VNM” is the value of non-originating materials used in the production of a good.
4	1の規定の適用上、締約国における製品の生産に使用される非原産材料の価額は、次のいずれかの価額とする。
	For the purposes of paragraph 1, the value of nonoriginating materials used in the production of a good in a Party:
(a)	関税評価協定に従って決定される価額であって、当該製品の生産者の所在する締約国の輸入港に当該非原産材料を輸送するために要する運賃、保険料、適当な場合のこん包費その他のすべての費用を含むもの

	shall be determined in accordance with the Agreement on Customs Valuation and shall include freight, insurance, and where appropriate, packing and all other costs incurred in transporting the material to the importation port in the Party where the producer of the good is located; or
(b)	当該非原産材料の価額が不明で確認することができない場合には、当該非原産材料についての当該締約国における確認可能な最初の支払に係る価額。ただし、当該非原産材料の供給者の倉庫から当該製品の生産者の所在地まで当該非原産材料を輸送するために当該締約国において要する運賃、保険料、こん包費その他のすべての費用及び当該締約国において要する他の費用（一般的に認められており、かつ、確認可能なものに限る。）を除外することができる。
	if such value is unknown and cannot be ascertained, shall be the first ascertainable price paid for the material in the Party, but may exclude all the costs incurred in the Party in transporting the material from the warehouse of the supplier of the material to the place where the producer is located such as freight, insurance and packing as well as any other known and ascertainable cost incurred in the Party.
6	3(b)又は4(a)の規定の適用において製品又は非原産材料の価額を決定するために関税評価協定を適用するに当たり、関税評価協定は、必要な変更を加えて、国内取引の場合又は当該製品若しくは非原産材料の国内取引が存在しない場合について適用する。
	For the purposes of subparagraph 3 (b) or 4 (a), in applying the Agreement on Customs Valuation to determine the value of a good or non-originating material, the Agreement on Customs Valuation shall apply, mutatis mutandis, to domestic transactions or to the cases where there is no domestic transaction of the good or nonoriginating material.
⑭ベトナムEPA 第27条 原産資格割合の算定 (Article 27 Calculation of Local Value Content)	
2	この条の規定の適用上、 For the purposes of this Article:
(c)	「VNM」とは、製品の生産において使用されるすべての非原産材料の価額をいう。 “VNM” is the value of non-originating materials used in the production of a good.
4	1の規定の適用上、締約国における製品の生産に使用される非原産材料の価額は、次のいずれかの価額とする。 For the purposes of paragraph 1, the value of non-originating materials used in the production of a good in a Party:
(a)	関税評価協定に従って決定される価額であつて、当該製品の生産者の所在する締約国の輸入港に当該非原産材料を輸送するために要する運賃、保険料、適当な場合のこん包費その他のすべての費用を含むもの shall be determined in accordance with the Agreement on Customs Valuation and shall include freight, insurance, and where appropriate, packing and all other costs incurred in transporting the materials to the importation port in the Party where the producer of the good is located; or

第2部 主要な基本的概念

	<p>(b) 当該非原産材料の価額が不明で確認することができない場合には、当該非原産材料についての当該締約国における確認可能な最初の支払に係る価額。ただし、当該非原産材料の供給者の倉庫から当該製品の生産者の所在地まで当該非原産材料を輸送するために当該締約国において要する運賃、保険料、こん包費その他のすべての費用及び当該締約国において要する他の費用（一般的に認められており、かつ、確認可能なものに限る。）を除外することができる。</p>
	<p>if such value is unknown and cannot be ascertained, shall be the first ascertainable price paid for the materials in the Party, but may exclude all the costs incurred in the Party in transporting the materials from the warehouse of the supplier of the materials to the place where the producer is located such as freight, insurance and packing as well as any other known and ascertainable costs incurred in the Party.</p>
<p>6</p>	<p>3(b)又は4(a)の規定の適用において製品又は非原産材料の価額を決定するために関税評価協定を適用するに当たり、関税評価協定は、必要な変更を加えて、国内取引の場合又は当該製品若しくは非原産材料の国内取引が存在しない場合について適用する。</p> <p>For the purposes of subparagraph 3 (b) or 4 (a), in applying the Agreement on Customs Valuation to determine the value of a good or non-originating materials, the Agreement on Customs Valuation shall apply, mutatis mutandis, to domestic transactions or to the cases where there is no domestic transaction of the good or non-originating material.</p>
<p><b>⑮ スイスEPA 附属書2第4条 十分に作業又は加工される産品 (Article IV Sufficiently Worked or Processed Products)</b></p>	
<p>4</p>	<p>1及び2の規定の適用上、締約国の関税地域における製品の生産に使用される非原産材料の価額は、次のいずれかの価額とする。</p>
	<p>For the purposes of paragraphs 1 and 2, the value of nonoriginating materials used in the production of the product in the customs territory of a Party:</p>
<p>(a)</p>	<p>関税評価協定に従って決定される価額であって、当該製品の生産者の所在する当該関税地域の輸入港に当該非原産材料を輸送するために要する運賃、保険料及び適当な場合のこん包費その他のすべての費用を含むもの</p> <p>shall be determined in accordance with the Agreement on Customs Valuation and shall include freight, insurance and, where appropriate, packing and all other costs incurred in transporting the nonoriginating materials to the importation port in the customs territory of the Party where the producer of the product is located; or</p>
<p>(b)</p>	<p>当該非原産材料の価額が不明で確認することができない場合には、当該非原産材料についての当該関税地域における確認可能な最初の支払に係る価額。ただし、当該非原産材料の供給者の倉庫から当該製品の生産者の所在地まで当該非原産材料を輸送するために当該関税地域において要する運賃、保険料、こん包費その他のすべての費用及び当該関税地域において要する他の費用（一般的に認められており、かつ、確認可能なものに限る。）を除外することができる。</p>
	<p>if such value is unknown and cannot be ascertained, shall be the first ascertainable price paid for the non-originating materials in the customs territory of he Party, but may exclude all costs incurred in that customs territory in transporting the non-originating materials from the warehouse of the supplier of that material to the place where the producer is located such as freight, insurance and packing costs as well as any other known and ascertainable cost incurred in that customs territory.</p>

5	4(a)の規定の適用において非原産材料の価額を決定するに当たり、関税評価協定は、非原産材料の関税地域内での取得（関税地域内での商取引の場合を含める。）について準用する。
	For the purposes of subparagraph 4 (a), in determining the value of non-originating materials, the Agreement on Customs Valuation shall apply mutatis mutandis to domestic acquisition of the non-originating materials including domestic transactions.
⑯	インド EPA 第30条 原産資格割合の算定 (Article 30 Calculation of Qualifying Value Content)
1	製品の原産資格割合は、次のいずれかの計算式により算定する。
	For the purposes of calculating the qualifying value content of a good, one or the other of the following formulas shall be applied:
(a)	(省略)
	この場合において、
	Where:
	(省略)
	「VNM」とは、製品の生産において使用される全ての非原産材料の価額をいう。
	V.N.M. is the value of non-originating materials used in the production of a good;
	(省略)
注釈	製品の原産資格割合の算定に当たり、輸出締約国において一般的に認められている会計原則を適用する。
	Note: For the purpose of calculating the qualifying value content of a good, the Generally Accepted Accounting Principles in the exporting Party shall be applied.
3	1の規定の適用上、締約国における製品の生産に使用される材料の価額は、次のいずれかの価額とする。
	For the purposes of paragraph 1, the value of a material used in a production of a good in a Party:
(a)	CIF 価額
	shall be the CIF value; or
(b)	当該材料についての当該締約国における確認可能な最初の支払に係る価額。ただし、当該材料の供給者の倉庫から当該製品の生産者の所在地まで当該材料を輸送するために当該締約国において要する運賃、保険料、こん包費その他の全ての費用及び当該締約国において要する他の費用（一般的に認められており、かつ、確認可能なものに限る。）を除外することができる。
	shall be the first ascertainable price paid for the material in the Party, but may exclude all the costs incurred in the Party in transporting the material from the warehouse of the supplier of the material to the place where the producer is located such as freight, insurance and packing as well as any other known and ascertainable cost incurred in the Party.
注釈	この3の規定の適用上、「CIF 価額」とは、関税評価協定に従って決定される輸入貨物の課税価額であって、当該製品の生産者が所在する締約国の輸入港に当該材料を輸送するために要する適当な場合の運賃及び保険料、こん包費その他の全ての費用を含むものをいう。

	Note: For the purposes of this paragraph, the term “CIF value” means the customs value of the imported good in accordance with the Agreement on Customs Valuation and includes freight and insurance where appropriate, packing and all other costs incurred in transporting the material to the importation port in the Party where the producer of the good is located.
4	2(b)又は3(a)の規定の適用において産品又は非原産材料の価額を決定するために関税評価協定を適用するに当たり、関税評価協定は、必要な変更を加えて、国内取引の場合又は当該産品若しくは非原産材料の国内取引が存在しない場合について適用する。  For the purposes of subparagraph 2 (b) or 3 (a), in applying the Agreement on Customs Valuation to determine the value of a good or non-originating material, the Agreement on Customs Valuation shall apply <i>mutatis mutandis</i> to domestic transactions or to the cases where there is no domestic transaction of the good or non-originating material.
⑰ペルー EPA 第41条 原産資格割合 (Article 41 Qualifying Value Content)	
1	産品の原産資格割合は、次の計算式により算定する。  For the purposes of calculating the qualifying value content (QVC) of a good, the following formula shall be applied:  (省略)  この場合において、  where:  (省略)  「VNM」とは、産品の生産において使用される全ての非原産材料の価額をいう。  VNM: is the value of the non-originating materials used in the production of a good.
3	1の規定の適用上、締約国における産品の生産において使用される非原産材料の価額は、次のいずれかの価額とする。  For the purposes of paragraph 1, the value of the nonoriginating materials used in the production of a good in a Party shall be:  (a) 産品の生産者が直接輸入する材料については、CIF 価額  in the case of a material imported directly by the producer of a good: the CIF value; or  (b) 産品の生産者が当該締約国において取得する材料については、次のいずれかの価額  in the case of a material acquired by the producer in the Party:  CIF 価額  the CIF value; or  取引価額。ただし、当該非原産材料の供給者の倉庫から当該産品の生産者の所在地まで当該非原産材料を輸送するために当該締約国において要する全ての費用（例えば、運賃、保険料、こん包費）及び当該締約国において輸送の際に要する他の費用（一般的に認められており、かつ、確認可能なものに限る。）を除外することができる。  the transaction value, but may exclude all the costs incurred in the Party in transporting the material from the warehouse of the supplier of the material to the place where the producer is located such as freight, insurance and packing as well as any other known and ascertainable cost incurred in the Party in such transportation.

	この3の規定の適用上、「CIF 価額」とは、当該非原産材料について、関税評価協定に従って輸入貨物の課税価額として決定される価額をいい、当該製品の生産者が所在する締約国の輸入港に当該非原産材料を輸送するために要する適当な場合の運賃及び保険料、こん包費並びに他の全ての費用を含む。
	For the purposes of this paragraph, the term “CIF value” means the customs value of the imported good in accordance with the Agreement on Customs Valuation and includes freight and insurance where appropriate, packing and all other costs incurred in transporting the material to the importation port in the Party where the producer of the good is located.
	この3の規定の適用上、「取引価額」とは、当該非原産材料の生産者が行う取引に関連して当該非原産材料に対して現実に支払われた又は支払われるべき価額をいう。
	For the purposes of this paragraph, the “transaction value” means the price actually paid or payable for a material with respect to a transaction of the producer of the material.
4	2(b)又は3(b)の規定の適用において、製品又は非原産材料の価額を決定するに当たり、関税評価協定は、必要な変更を加えた上で、適用する。
	The Agreement on Customs Valuation shall apply, <i>mutatis mutandis</i> , for the purposes of calculating the value of a good or non-originating material referred to in subparagraphs 2 (b) and 3 (b).

であることから、1次非原産材料の価額に含まれる2次原産材料の価額や1次非原産材料の生産コスト等をどのように取り扱うかという問題が出てくることとなる。

もう少し具体的に見てみよう。

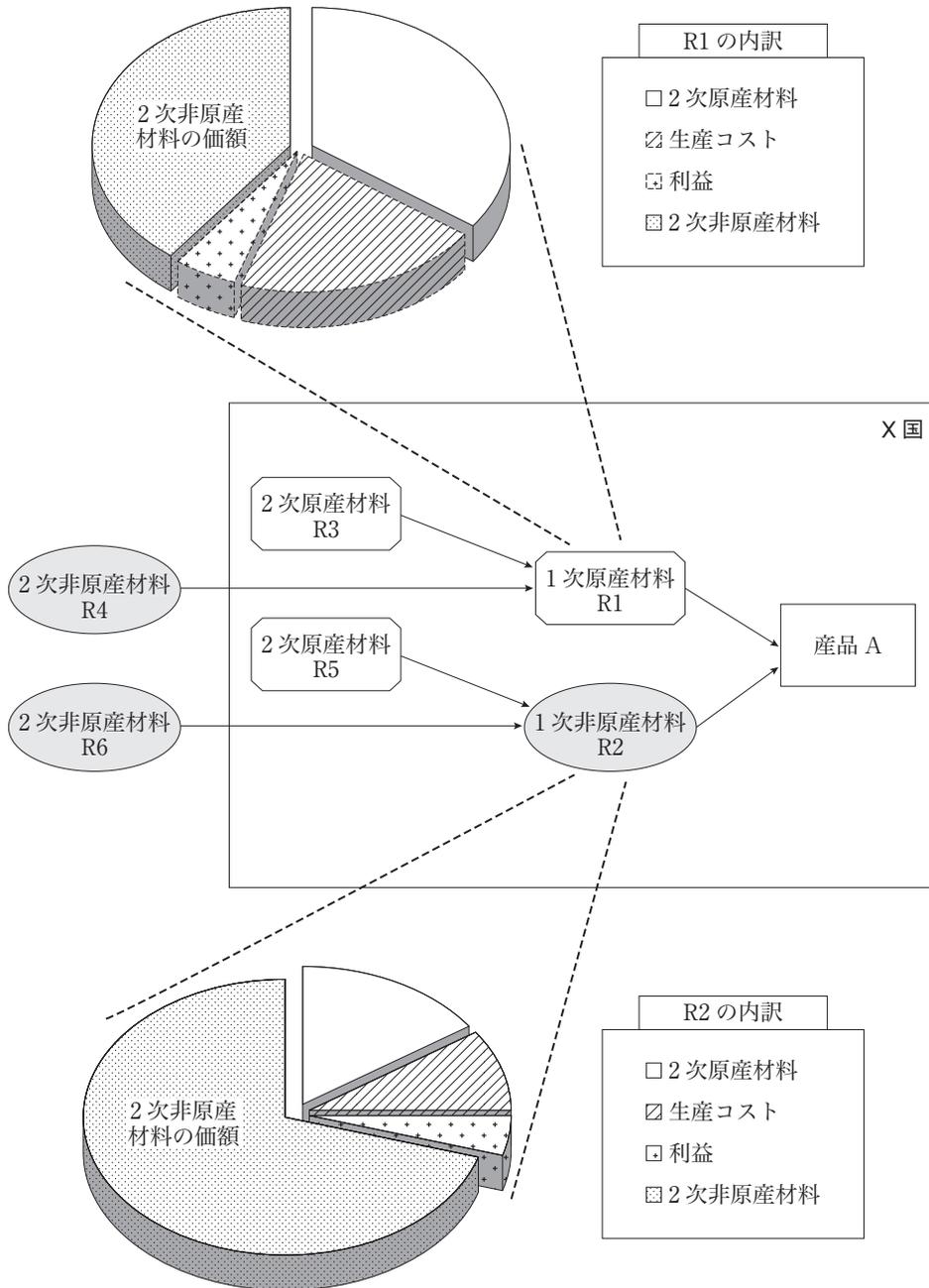
図2-30の事例において、最終的な製品Aの付加価値の算定に当たり、非原産材料の価額に算入すべきものは、R3の価額=30であろうか。それとも、R1の価額20であろうか。すなわち、非原産材料R3の価額の中には、オーストラリアの原産材料R2に相当する部分が当然含まれており、「非原産材料価額」の中にその原産材料相当分を算入しても良いのだろうか、という疑問が当然生じ得るであろう。・・・(疑問—1)

次に図2-31の事例を見てみよう。

今、他国産の非原産材料R4とオーストラリアの原産材料R5とを用いてオーストラリアで製品R6を製造したとする。R6に関しては、オーストラリアEPA上の要件を満たすことから、オーストラリアEPA上の原産品と見なされるものとする。オーストラリア国内で製品Aを生産する際にこのR6を用いた場合、製品Aから見ると、このR6は自国(=オーストラリア)内で生産された原産材料であるが、その価額の中にはR4由来分(非原産材料相当分)が含まれている。しかしながら、この非原産材料相当分は、非原産材料の中ではなく原産材料の中に含まれるものであることから、「非原産材料の価額」に算入しなくても構わない、と結論付けても良いものであろうか。・・・(疑問—2)

これらの2つの疑問をどのように処理するかを巡っていくつかの計算方式が存在しており、それらについて下記④において説明を加える。

図2-29



④ 非原産材料価額をどのように計算するか—その1

「付加される価値」とは、基本的には

$$\text{「原産材料の価額} + \text{生産コスト} + \text{利益}」 \cdots (\#)$$

により求められることとなるが、この (#) をどのレベルまで、かつ、どれだけ厳密に追跡するかによって、計算方式が異なってくることとなる。

図2-30

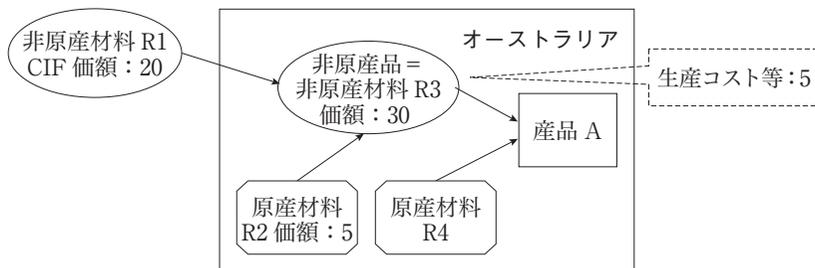


図2-31

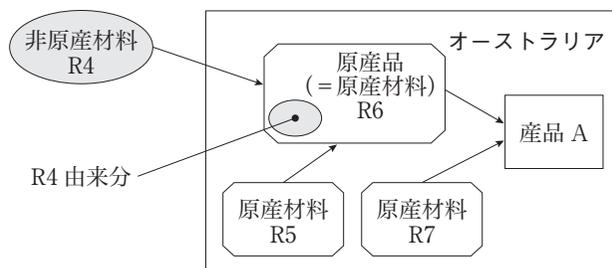
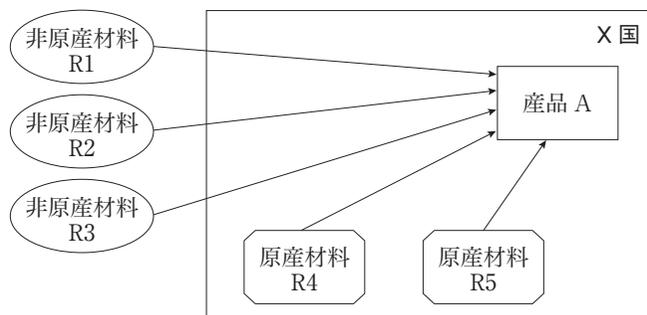


図2-32



さて、最終的な製品の生産の方法にもいろいろなものが考えられる。

図2-32のように種々の材料を用いて製品Aを生産するケースも考えられる。

図2-32のケースにおいて、「非原産材料の価額」の算定に当たって考慮すべき非原産材料はR1、R2、R3であることは容易に見て取れよう。

では、図2-33のケースにおいてはどうかであろうか。

R3も当然考慮すべきである・・・(\*1)

という考え方もあるだろうし、

R3から製造した中間財M1はX国の原産品となってしまったのだから、R3が元々保持していた「非原産品」という資格は失われてしまった、よって考慮する必要はない・・・(\*2)

との考え方も成り立ち得るであろう。

通常、上述の\*1の考え方をトレーシング方式、\*2の考え方をロールアップ方式と、それ

図2-33

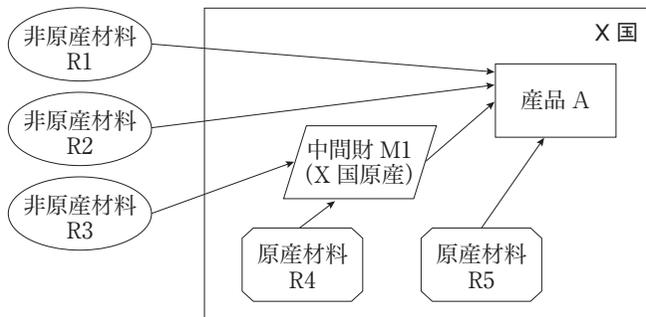
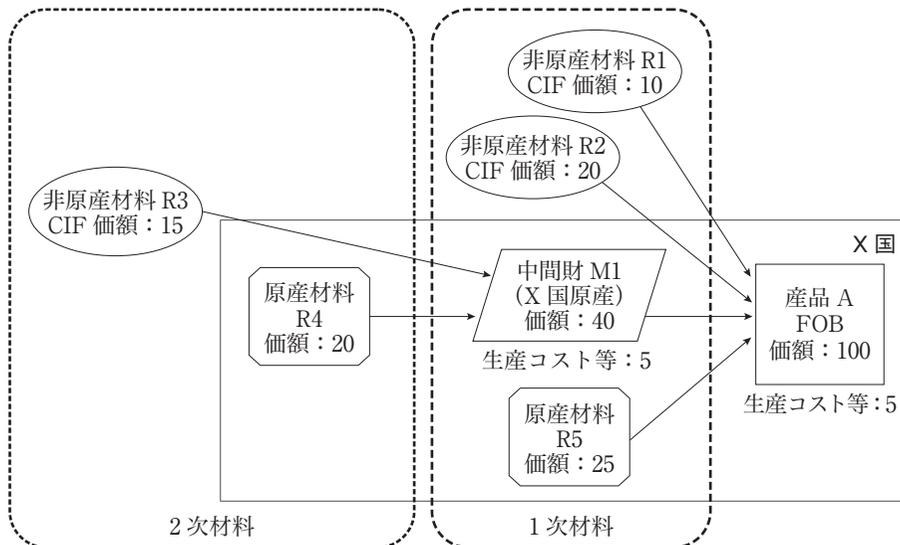


図2-34



それぞれ呼んでいる。

(注) トレーシング (tracing) とは追跡であり、すなわち、「非原産材料」について、製造工程を可能な限り遡って追跡するということを意味している。一方、ロールアップ (roll up) は、巻き上げる、くるくるとくるむ、という意味であり、すなわち「非原産品」という資格を「原産品」という資格の中にくるみ込むといった意味となる。

図2-34に掲げる事例において、トレーシング方式、ロールアップ方式によって非原産材料の価額を計算したら、それぞれいくらになるのかを確認してみよう (図2-35参照)。

これから見て分かる通り、ロールアップ方式は、

(1次材料レベルの) 原産材料の中の (2次材料レベルの) 非原産材料の価額を考慮しない

- 上記計算式中の「非原産材料の価額」が (トレーシング方式に比べ) 小さくなる
- 上記計算式の分子の値が (トレーシング方式に比べ) 大きくなる
- 付加価値の値が (トレーシング方式に比べ) 大きくなる

という特徴があることが見て取れる。

図2-35

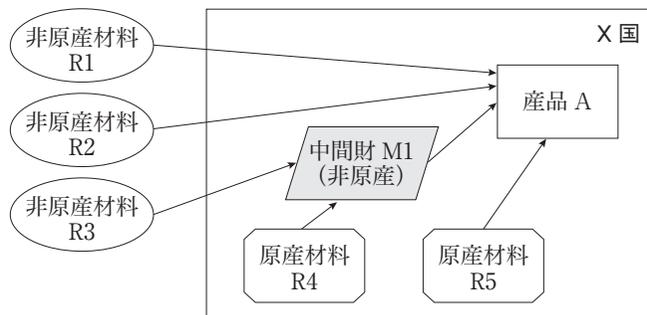
	トレーシング方式	ロールアップ方式
	1次材料+2次材料に着目した場合に相当	1次材料のみに着目した場合に相当
該当する非原産材料	R1、R2 及び R3	R1 及び R2
「非原産材料の価額」	R1 + R2 + R3 = 10 + 20 + 15 = 45	R1 + R2 = 30

$$\frac{\text{製品の価額} - \text{非原産材料の価額}}{\text{製品の価額}} \times 100 \geq X\%$$
  

$$\text{付加価値} = \frac{100 - 45}{100} \times 100 = 55\% \qquad \text{付加価値} = \frac{100 - 30}{100} \times 100 = 70\%$$

図2-36



ここで、トレーシング方式とロールアップ方式の性格を改めて確認すると、トレーシング方式は（本事例においては）、

1次材料レベルの原産材料に含まれる、2次材料レベルの非原産材料の価額を追跡して算入する

ものであり、他方、ロールアップ方式は、

1次材料レベルの原産材料に含まれる、2次材料レベルの非原産材料の価額を考慮しない

ものである。

さて、非原産材料の価額の計算においては、トレーシング方式・ロールアップ方式の他に第3の方式とでも呼ぶべき方式が存在し、それはロールダウン方式と呼ばれるものである。

以下に、図2-36のケースを用いて説明してみよう。

図2-37

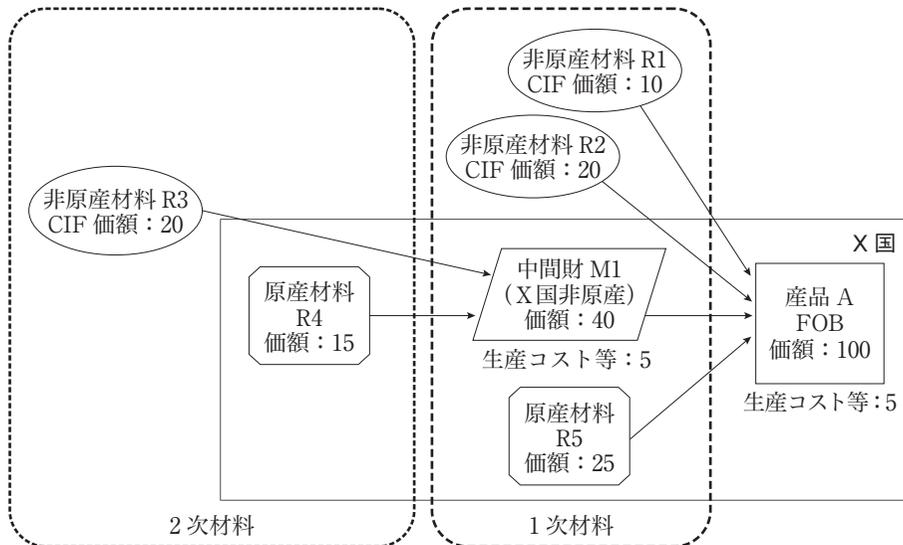


図2-33のケースと異なる点は、本ケースにおいては、中間財M1がX国の非原産材料であるということである。

この場合、「非原産材料の価額」の算定に当たって考慮すべき非原産材料は、M1であろうか、それともR3であろうか。

上述のトレーシング方式に則ってR3を考慮すべきであるという考え方もあれば、

R3及びR4から製造した中間財M1は非原産であることから、R4が保持していた「原産品」という資格は失われたと見做されるためR4を考慮する必要はなく、よってM1を非原産材料として考慮すべきである・・・(\*3)

この考え方も成り立ち得る。

この\*3の考え方が上述のロールダウン方式である。

(注) ロールダウン (roll down) とは、こぼれ落ちるという意味であり、すなわち、「原産品」という資格がこぼれ落ちていくというイメージである。

ここで、トレーシング方式、ロールダウン方式によって非原産材料の価額を計算した場合、それぞれどのような結果が得られるのかを図2-37に掲げる事例を用いて図2-38で確認してみよう。

これから見て分かるとおり、ロールダウン方式においては、

(1次材料レベルの) 非原産材料の中の (2次材料レベルの) 原産材料の価額を考慮しない

→上記計算式中の「非原産材料の価額」が(トレーシング方式に比べ)大きくなる

→上記計算式の分子の値が(トレーシング方式に比べ)小さくなる

→付加価値の値が(トレーシング方式に比べ)小さくなる

という特徴があることが見て取れる。

図2-38

	トレーシング方式	ロールダウン方式
	1次材料+2次材料に着目した場合に相当	1次材料のみに着目した場合に相当
該当する非原産材料	R1、R2 及び R3	R1、R2 及び M1
「非原産材料の価額」	R1+R2+R3 =10+20+20 =50	R1+R2+M1 =10+20+40 =70

$$\frac{\text{製品の価額} - \text{非原産材料の価額}}{\text{製品の価額}} \times 100 \geq X\%$$
  

$$\text{付加価値} = \frac{100 - 50}{100} \times 100 = 50\% \qquad \text{付加価値} = \frac{100 - 70}{100} \times 100 = 30\%$$

以上に見てきたことをここでまとめてみよう。

極めて大まかに言えば、非原産材料の価額に含まれる原産材料等の価額の追跡、又は、原産材料の価額に含まれる非原産材料の価額の追跡を1次材料のレベルにとどめるのがロールアップ方式及びロールダウン方式であり、一方、2次材料（又はそれよりも更に先）のレベルまで厳密に追跡するのがトレーシング方式であるということが可能である。

すなわち、ロールアップ方式においては、追跡を1次材料のレベルにとどめた結果、(1次)原産材料の価額に含まれる(2次)非原産材料の価額を考慮しないこととなり、一方、ロールダウン方式においては、同様に追跡を1次材料のレベルにとどめた結果、(1次)非原産材料の価額に含まれる「(2次)原産材料の価額+生産コスト+利益」を考慮しないこととなる。

### ⑤ 非原産材料価額をどのように計算するか。——その2

上記④は、「非原産材料の価額」の計算に当たり、個々の非原産材料の価額のうちどれだけを「非原産材料の価額」の中に算入するか、という観点から述べたものであるが、「非原産材料」の計算においては、もう1つ別の観点が存在し、当該観点の下においては2つの考え方が存在している。

1つ目は、

非原産材料の価額を足して積み上げる方法 (★1)

であり、これは、個々の非原産材料ごとに、それらの内のどの部分が「非原産材料価額」に算入されるかされないかを一つ一つ判断した上で、算入されると認められたものを足して積み上げていく方式（シンガポールEPA以外の13本のEPA及び一般特惠原産地規則において採用）である（図2-39）。

図2-39

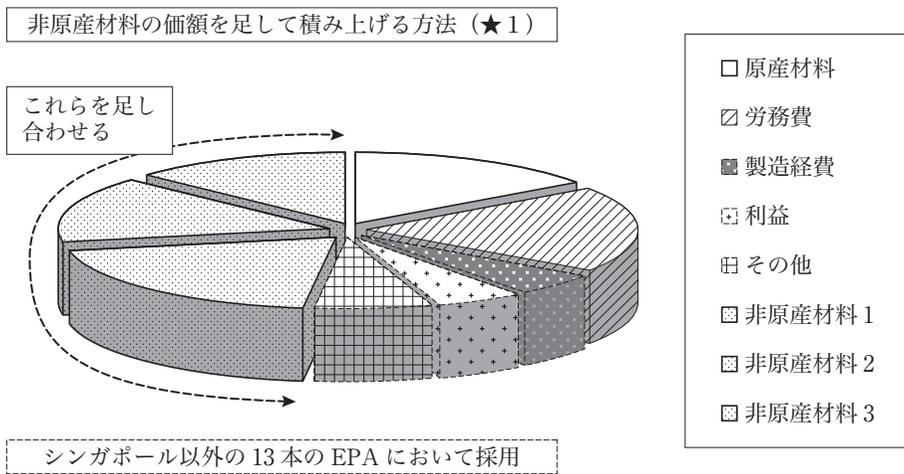
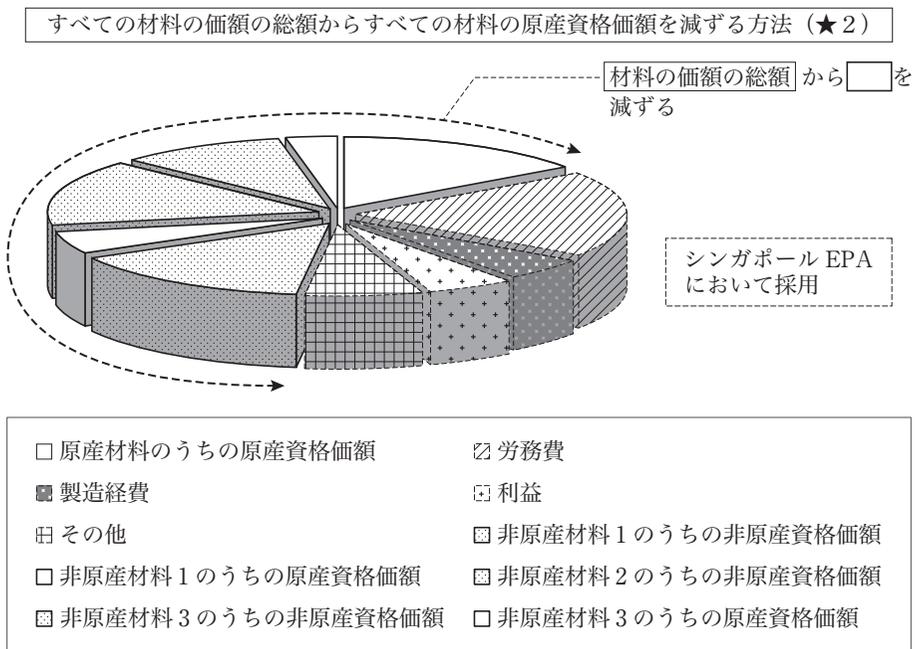


図2-40



2つ目は、

すべての材料の価額の総額からすべての材料の原産資格価額を減ずる方法 (★2) であり、これは、すべての材料の価額の総額からすべての材料の原産資格価額を減ずる方式 (シンガポールEPAにおいて採用) である (図2-40)。

これらは、上記1.(1)において記した「積み上げ方式」・「控除方式」に類似したものといえる。

**【補足 2-3】 価額を定義する材料の範囲**

各EPAの付加価値基準に係る規定を見ていると、価額を定義する材料の範囲が異なってい

ることが見て取れる。例えば、オーストラリアEPA第3.5条4においては、

2の規定の適用上、締約国における製品の生産に使用される非原産材料の価額は、次のいずれかの価額とする。

と規定されている一方で、インドEPA第30条3においては、

1の規定の適用上、締約国における製品の生産に使用される材料の価額は、次のいずれかの価額とする。

と規定されており、「非原産材料の価額」か「材料の価額」かの違いがある。

オーストラリアEPAの他、マレーシアEPA、フィリピンEPA、タイEPA、ブルネイEPA、インドネシアEPA、アセアン包括EPA、ベトナムEPA、スイスEPA、ペルーEPA及び一般特惠原産地規則においては「非原産材料（又は非原産品）の価額」を定義しており、これを仮に第1のグループと呼ぶこととする。

一方、インドEPAの他、シンガポールEPA、メキシコEPA及びチリEPAにおいては「材料の価額」を定義しており、こちらは第2のグループと呼ぶこととする。

この違いが存在する理由は、各原産地規則における付加価値の計算に当たって、第1のグループにおいては非原産材料のみを考慮すれば良いのに対し、第2のグループにおいては、原産材料及び非原産材料の双方の価額が必要となり得ることに由来するものと解される。

すなわち、第1のグループのうち

- ① スイス以外の9本のEPAにおいては、製品のFOB価額から製品の生産において使用されるすべての非原産材料の価額を控除した価額を製品のFOB価額で割ることにより原産資格割合又は域内原産割合を求め、
  - ② スイスEPAにおいては、製品の生産に使用された非原産材料の価額を製品の工場渡し価額で割ることにより非原産材料の最大の価額を求め、
  - ③ 一般特惠原産地規則においては、原料又は材料として使用された非原産品の価格を生産された物品の価格で割ることにより非原産品割合を求めており、
- いずれの規則においても原産材料の価額は関連していない。

一方、第2のグループのうち

- ① シンガポールEPAにおいては、原産資格割合の算定に当たって必要なNQM（すべての材料の非原産資格価額）の算出に「すべての材料の価額」が必要であり、
  - ② メキシコEPAにおいては、原産材料である中間材料の価額が域内原産割合の算定に関わってくる場合があり、
  - ③ チリEPA及びインドEPAの場合は積上げ方式に基づき原産資格割合を計算する場合には、原産材料の価額が必要となり、
- いずれの規則においても原産材料の価額が関係し得ることとなる。

## 2. 日本のEPAにおける付加価値基準に係る規定の解釈

それでは、14本のEPAにおける付加価値基準の規定のうち、特に「トレーシング方式」、「ロールアップ方式」等に係る規定に焦点を当てて、それらをどのように読み取れば良いかを具体的に説明していこう。それら以外の規定の解釈については、第3部第2章における逐条解

## 第2部 主要な基本的概念

積を参照されたい。

まず、14本のEPAを、「トレーシング方式」、「ロールアップ方式」等に係る規定の類型により区分すると、

- ① メキシコ、マレーシア、フィリピン、タイ、ブルネイ、インドネシア、アセアン包括、ベトナム、スイス、ペルー及びオーストラリアの11本のEPAが類似のルールを有していることから、1つのグループ（本項において「グループA」と呼ぶ。）を形成し、
- ② 上記①とは異なる概念に基づくルールを有するものとして、シンガポール及びチリの各EPAが個別に存在する

という状況となっている。なお、後者の2本のEPAのルールは相互に異なるものとなっている。

（インドEPAにおいては「トレーシング方式」、「ロールアップ方式」等に係る明示的な規定は存在しない。）

以下においては、グループAに属するEPAの規定の典型的な例として、まずマレーシアEPA及びメキシコEPAの規定について説明を行い、次いでオーストラリアEPAにおける補足的な規定について説明することとする。そして、それらとは異なる概念に基づくルールであるシンガポール及びチリの各EPAの規定について説明を加えることとする。

### (1) マレーシアEPA

マレーシアEPAにおいては、上記1. (5)④に記載したロールアップ方式を採用しており、その根拠規定が第28条7に定められている。その他関係する条文も含めて表2-29に掲げる。

では、これらの規定を図2-41の事例を用いて説明してみよう。

同図の事例において、中間財・最終的な産品に係る品目別規則は、いずれも「原産資格割合が40%以上となるような生産」であると仮定し、また、マレーシア国内における輸送コスト等は考慮しないものとする。

最終的な産品の価額及び材料の価額については、図2-41に記入したとおり、それぞれ第28条4から6の関連規定により決定される。

この場合において、上記の第28条4(b)における「VNM」の定義及び同条7については、以下のように解される。

#### 第28条4(b)

「VNM」とは、産品 (=A) の生産において使用されるすべての非原産材料 (=R3、R4及びR6) の価額をいう。

#### 第28条7

産品 (=A) が締約国 (=例えば、マレーシア) の原産品であるか否かを決定するため4(b)の規定に従って原産資格割合を算定するに当たり、当該産品 (=A) のVNMには、当該産品 (=A) の生産に当たって使用される当該締約国 (=マレーシア) の原産材料 (=R1及びR2) の生産において使用される非原産材料 (=R6) の価額を含めない。

表2-29

第28条 原産品 (Article 28 Originating Goods)	
4 (a)	1(c)の規定の適用上、附属書2に定める品目別規則において付加価値基準を用いる場合には、(b)の規定に従って計算される産品の原産資格割合が当該産品の品目別規則に定める割合以上であることを要件とする。
	For the purposes of subparagraph 1 (c) of this Article, the product specific rules set out in Annex 2 using the value-added method require that the qualifying value content of a good, calculated in accordance with subparagraph (b) of this Article, is not less than the percentage specified by the rule for the good.
(b)	産品の原産資格割合は、次の計算式により算定する。
	For the purposes of calculating the qualifying value content of a good, the following formula shall be applied:
	$QVC = \frac{FOB - VNM}{FOB} \times 100$
	この場合において、
	Where:
	「QVC」とは、百分率で表示される産品の原産資格割合をいう。
	Q.V.C. is the qualifying value content of a good, expressed as a percentage;
	「FOB」とは、5に規定する場合を除くほか、輸送の方法を問わず、産品の買手から当該産品の売手に支払われる当該産品の本船渡しの価額をいう。ただし、当該産品が輸出される際に軽減され、免除され、又は払い戻された内国税を含まない。
	F.O.B. is, except as provided for in paragraph 5 of this Article, the free-on-board value of a good payable by the buyer of the good to the seller of the good, regardless of the mode of shipment, not including any internal excise taxes reduced, exempted, or repaid when the good is exported; and
	「VNM」とは、産品の生産において使用されるすべての非原産材料の価額をいう。
	V.N.M. is the value of non-originating materials used in the production of a good.
5 (a)	産品の本船渡しの価額は存在するが、その価額が不明で確認することができない場合には、4(b)に規定するFOBは、当該産品の買手から当該産品の生産者への確認可能な最初の支払に係る価額に調整される価額とする。
	5. F.O.B. referred to in subparagraph 4 (b) of this Article shall be the value: (a) adjusted to the first ascertainable price paid for the good from the buyer to the producer of the good, if there is free-on-board value of a good, but it is unknown and cannot be ascertained; or
(b)	産品の本船渡しの価額が存在しない場合には、4(b)に規定するFOBは、関税評価協定第1条から第8条までの規定に従って決定される価額とする。
	5. F.O.B. referred to in subparagraph 4 (b) of this Article shall be the value: (b) determined in accordance with Articles 1 through 8 of the Agreement on Customs Valuation, if there is no free-on-board value of the good.
6	4(b)の規定に従って原産資格割合を算定するに当たり、締約国の領域における産品の生産に使用される非原産材料の価額は、次のいずれかの価額とする。

	For the purposes of calculating the qualifying value content of a good under subparagraph 4 (b) of this Article, the value of a non-originating material used in the production of the good in the territory of a Country:
(a)	関税評価協定に従って決定される価額であって、当該製品の生産者の所在する締約国の領域における輸入港に当該非原産材料を輸送するために要する運賃、適当な場合の保険料、梱包費その他のすべての費用を含むもの
	shall be determined in accordance with the Agreement on Customs Valuation, and shall include freight, insurance where appropriate, packing and all the other costs incurred in transporting the material to the importation port in the territory of the Country where the producer of the good is located; or
(b)	当該非原産材料の価額が不明で確認することができない場合には、当該非原産材料についての当該締約国の領域における確認可能な最初の支払に係る価額。ただし、当該非原産材料の供給者の倉庫から当該製品の生産者の所在地まで当該非原産材料を輸送するために当該締約国の領域において要する運賃、保険料、梱包費その他のすべての費用及び当該締約国の領域において要する他の費用（一般的に認められており、かつ、確認可能なものに限る。）を除外することができる。
	if such value is unknown and cannot be ascertained, shall be the first ascertainable price paid for the material in the territory of the Country, but may exclude all the costs incurred in the territory of the Country in transporting the material from the warehouse of the supplier of the material to the place where the producer is located such as freight, insurance and packing as well as any other known and ascertainable cost incurred in the territory of the Country.
7	産品が締約国の原産品であるか否かを決定するため4(b)の規定に従って原産資格割合を算定するに当たり、当該製品のVNMには、当該製品の生産に当たって使用される当該締約国の原産材料の生産において使用される非原産材料の価額を含めない。
	For the purposes of calculating the qualifying value content of a good under subparagraph 4 (b) of this Article in determining whether the good qualifies as an originating good of a Country, V.N.M. of the good shall not include the value of non-originating materials used in the production of originating materials of the Country which are used in the production of the good.
8	5(b)又は6(a)の規定の適用において産品又は非原産材料の価額を決定するために関税評価協定を適用するに当たり、関税評価協定は、必要な変更を加えて、国内取引の場合又は当該産品若しくは非原産材料の取引が存在しない場合について適用する。
	For the purposes of subparagraph 5 (b) or 6 (a) of this Article, in applying the Agreement on Customs Valuation to determine the value of a good or non-originating material, the Agreement on Customs Valuation shall apply mutatis mutandis to domestic transactions or to the cases where there is no transaction of the good or non-originating material.

上記に掲げる読替え文の読み方は次の通りである。なお、この読み方は本書全体を通じて共通した方式である。

読替え文の読み方：

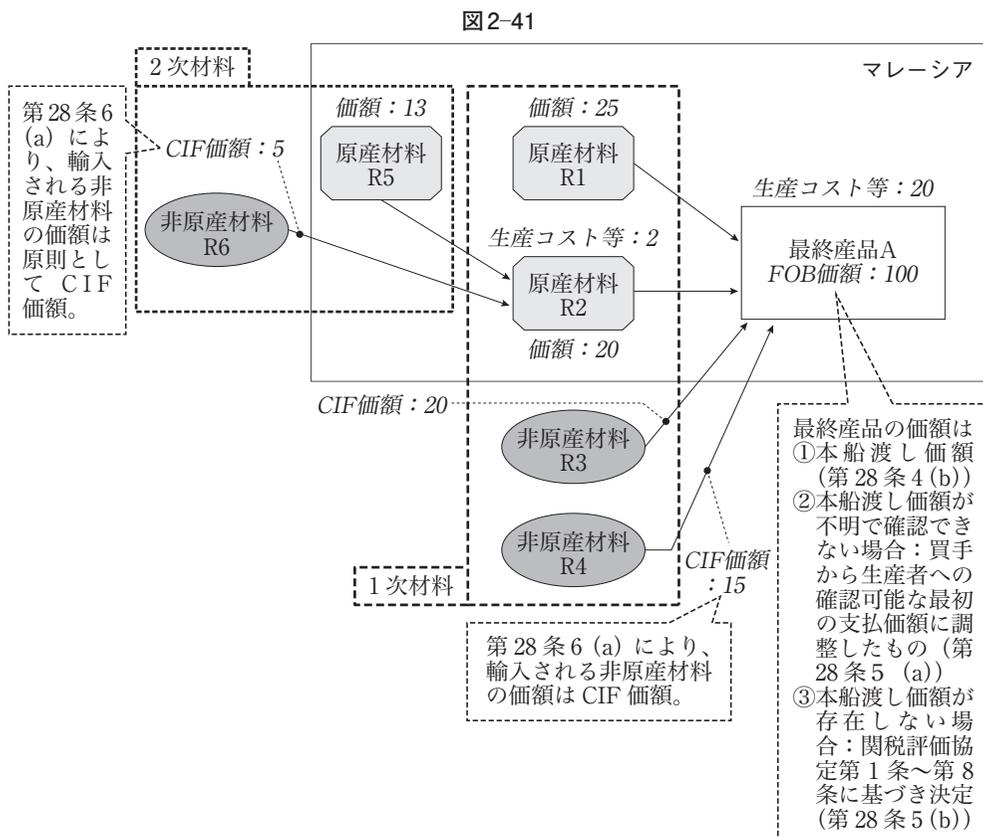
①ゴシック体の部分とその直後のカッコ書きの中のイコールより後の部分とが同等。

②下線を施した部分とその直後のカッコ書きの中のイコールより後の斜字体の部分とが同等。

第28条4(b)について具体的に読み取ってみると、

『産品 (= A)』とある箇所は、『産品』 = 『A』ということであり (上記の①)、これは条文中の『産品』が図2-41の事例においては最終製品の『A』に相当することを表している。

『産品 (= A) の生産において使用されるすべての非原産材料 (= R3, R4及びR6)』とある箇所は (上記の①と②が混在していることからやや複雑であるが)、『産品 (= A) の生産において使用されるすべての非原産材料』 = 『R3, R4及びR6』ということを表している (上記の②)。



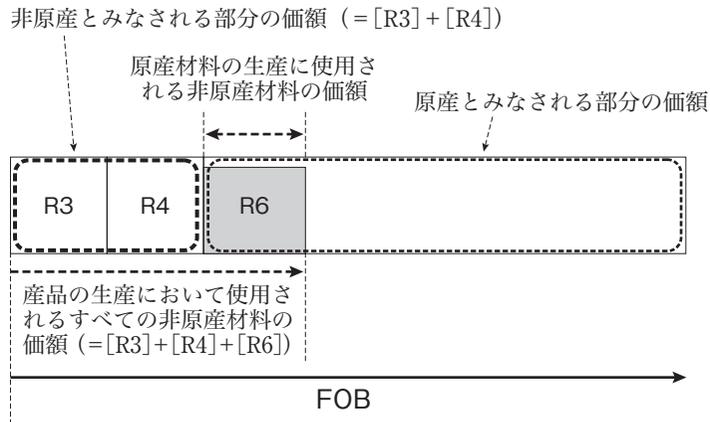
以上より、第28条4(b)における「VNM」の定義及び第28条7を併せ読むと、

$$\text{VNM} = \langle \text{産品の生産において使用されるすべての非原産材料の価額} \rangle - \langle \text{原産材料の生産に使用される非原産材料の価額} \rangle$$

となり、図2-41の事例においては、

$$\begin{aligned} \text{VNM} &= ([R3] + [R4] + [R6]) - [R6] \\ &= [R3] + [R4] \end{aligned}$$

図2-42



となる。

(注) [R3]、[R4]、[R6] は、それぞれ非原産材料R3、R4、R6の価額を表すものとする。(以下同様)

よって、最終的な製品Aの原産資格割合 (QVC) は

$$\begin{aligned} \text{QVC} &= \frac{\text{FOB} - \text{VNM}}{\text{FOB}} \times 100 \\ &= \frac{\text{FOB} - ([R3] + [R4])}{\text{FOB}} \times 100 \end{aligned}$$

となり、これを図示すると、図2-42のとおりとなる。

すなわち、「原産材料の生産に使用される非原産材料の価額」 (= R6) は原産とみなされる部分の方に算入されることとなる。

では、最終的な製品AはマレーシアEPAの下でのマレーシア原産品と認められるだろうか。今、製品のFOBは100とする。

VNM (製品の生産において生産者が使用したすべての非原産材料の価額) については、第28条7に留意すると、上記のとおりR6は非原産材料の価額には算入されないことから、

$$\begin{aligned} \text{VNM} &= R3 + R4 \\ &= 20 + 15 \\ &= 35 \end{aligned}$$

よって、

$$\begin{aligned} \text{QVC} &= \frac{\text{FOB} - \text{VNM}}{\text{FOB}} \times 100 \\ &= \frac{100 - 35}{100} \times 100 \\ &= 65 \end{aligned}$$

したがって、最終的な製品Aは、マレーシアEPA上のマレーシア原産品と認められること

となる。

## (2) メキシコEPA

メキシコEPAにおいては、ロールアップ方式を採用しており、その根拠規定が第24条4(a)に定められている。その他関係する条文も含めて表2-30に掲げる。

では、これらの規定を図2-43の事例を用いて説明してみよう。

同図の事例において、中間財・最終的な産品に係る品目別規則は、いずれも「域内原産割合が60%以上となるような生産」であると仮定し、また、メキシコ国内における輸送コスト等は考慮しないものとしている。

最終的な産品の価額及び材料の価額については、図2-43に記入したとおり、それぞれ第23条及び第24条の関連規定により決定される。

この場合において、上記の第23条2における「VNM」の定義及び第24条4(a)は以下のよう  
に解される。

### 第23条2

「VNM」とは、産品 (=A) の生産において生産者が使用したすべての非原産材料 (=R3、R4及びR6) の価額であって、次条の規定に従って決定されたものをいう。

### 第24条4(a)

4 産品 (=A) の生産において生産者が使用する非原産材料の価額には、次の価額を含めない。

(a)産品 (=A) の生産に当たって生産者が取得し、かつ、使用する原産材料 (=R1及びR2) の生産において、当該原産材料 (=R1又はR2) の生産者が使用した非原産材料 (=R6) の価額

以上より、第23条2における「VNM」の定義及び第24条4(a)を併せ読むと、

VNM = 《産品の生産において使用されるすべての非原産材料の価額》

− 《原産材料の生産に使用される非原産材料の価額》

となり、図2-43の事例においては、

$$\text{VNM} = ([R3] + [R4] + [R6]) - [R6]$$

$$= [R3] + [R4]$$

となる。

よって、最終的な産品Aの域内原産割合 (RVC) は

$$\begin{aligned} \text{RVC} &= \frac{\text{TV} - \text{VNM}}{\text{TV}} \times 100 \\ &= \frac{\text{TV} - ([R3] + [R4])}{\text{TV}} \times 100 \end{aligned}$$

となり、これを図示すると、図2-44のとおりとなる。

表2-30

第23条 域内原産割合 (Article 23 Regional Value Content)	
1	4及び第26条に規定する場合を除くほか、製品の域内原産割合は、2に規定する取引価額方式により算定する。
	Except as provided for in paragraph 4 below and Article 26, the regional value content of a good shall be calculated on the basis of the transaction value method set out in paragraph 2 below.
2	取引価額方式による製品の域内原産割合は、次の計算式により算定する。
	For the purposes of calculating the regional value content of a good on the basis of the transaction value method, the following formula shall be applied:
	$RVC = \frac{TV - VNM}{TV} \times 100$
	この場合において、
	where:
	「RVC」とは、百分率で表示される域内原産割合をいう。
	RVC: the regional value content, expressed as a percentage;
	「TV」とは、3に規定する場合を除くほか、製品の取引価額であって本船渡しの価額に調整されたものをいう。
	TV: transaction value of the good adjusted to a F.O.B. basis, except as provided for in paragraph 3 below; and
	「VNM」とは、製品の生産において生産者が使用したすべての非原産材料の価額であって、次条の規定に従って決定されたものをいう。
	VNM: value of non-originating materials used by the producer in the production of the good determined pursuant to Article 24.
3	2の規定の適用上、生産者が製品を直接輸出しない場合には、当該製品の取引価額は、当該生産者の所在する締約国の区域において買手が当該生産者から当該製品を受領する地点における価額に調整する。
	For the purposes of paragraph 2 above, when the producer of the good does not export it directly, the transaction value of the good shall be adjusted to the point where the buyer receives the good from the producer in the Area of a Party where the producer is located.
4	製品の取引価額が存在しない場合又は製品の取引価額が関税評価協定第1条の規定により受諾可能なものでない場合には、当該製品の価額は、関税評価協定第2条から第7条までの規定に従って決定する。
	In the event that there is no transaction value or the transaction value of the good is unacceptable under Article 1 of the Customs Valuation Code, the value of the good shall be determined in accordance with Articles 2 through 7 of the Customs Valuation Code.
第24条 材料の価額 (Article 24 Value of Materials)	
1	材料の価額は、
	The value of a material:
	(a) 当該材料の取引価額とする。

	shall be the transaction value of the material; or
(b)	当該材料の取引価額が存在しない場合又は当該材料の取引価額が関税評価協定第1条の規定により受諾可能なものでない場合には、関税評価協定第2条から第7条までの規定に従って決定する。
	in the event that there is no transaction value or the transaction value of the material is unacceptable under Article 1 of the Customs Valuation Code, shall be determined in accordance with Articles 2 through 7 of the Customs Valuation Code.
2	材料の価額には、1(a)又は(b)の規定による価額のほか、
	Where not included under subparagraph 1 (a) or 1 (b) above, the value of a material:
(a)	3に規定する場合を除くほか、製品の生産者の所在する締約国の輸入港に当該材料を輸送するために要する運賃、保険料、こん包費その他のすべての費用を含める。
	shall include freight, insurance, packing and all other costs incurred in transporting the material to the importation port in the Party where the producer of the good is located, except as provided for in paragraph 3 below; and
(b)	製品の生産における当該材料の使用から生じた無駄になった部分及び使い損じた部分の材料の費用（再利用可能なくず又は副産物の価額を差し引いたものをいう。）を含めることができる。
	may include the cost of waste and spoilage resulting from the use of the material in the production of the good, less the value of reusable scrap or by-product.
3	生産者が所在する締約国の区域において非原産材料を取得する場合には、当該非原産材料の価額には、当該非原産材料の供給者の倉庫から当該生産者の所在地まで当該非原産材料を輸送するために要する運賃、保険料、こん包費その他のすべての費用及び当該生産者の所在する区域において要する他の費用（一般的に認められており、かつ、確認可能なものに限る。）を含めない。
	The value of a non-originating material shall not include, where the producer acquires the material in the Area of the Party where the producer is located, freight, insurance, packing and all other costs incurred in transporting the material from the warehouse of the supplier of the material to the place where the producer is located; as well as any other known and ascertainable cost incurred in the Area of the producer of the good.
4	製品の生産において生産者が使用する非原産材料の価額には、次の価額を含めない。
	The value of non-originating materials used by the producer in the production of the good shall not include the value of the non-originating materials used by:
(a)	製品の生産に当たって生産者が取得し、かつ、使用する原産材料の生産において、当該原産材料の生産者が使用した非原産材料の価額
	another producer in the production of an originating material which is acquired and used by the producer of the good in the production of such good; or
(b)	第26条の規定に基づき製品の生産者が中間材料として指定する自己生産の原産材料の生産において、当該生産者が使用した非原産材料の価額
	the producer of the good in the production of a self-produced originating material, which is designated by the producer as an intermediate material under Article 26.

図2-43

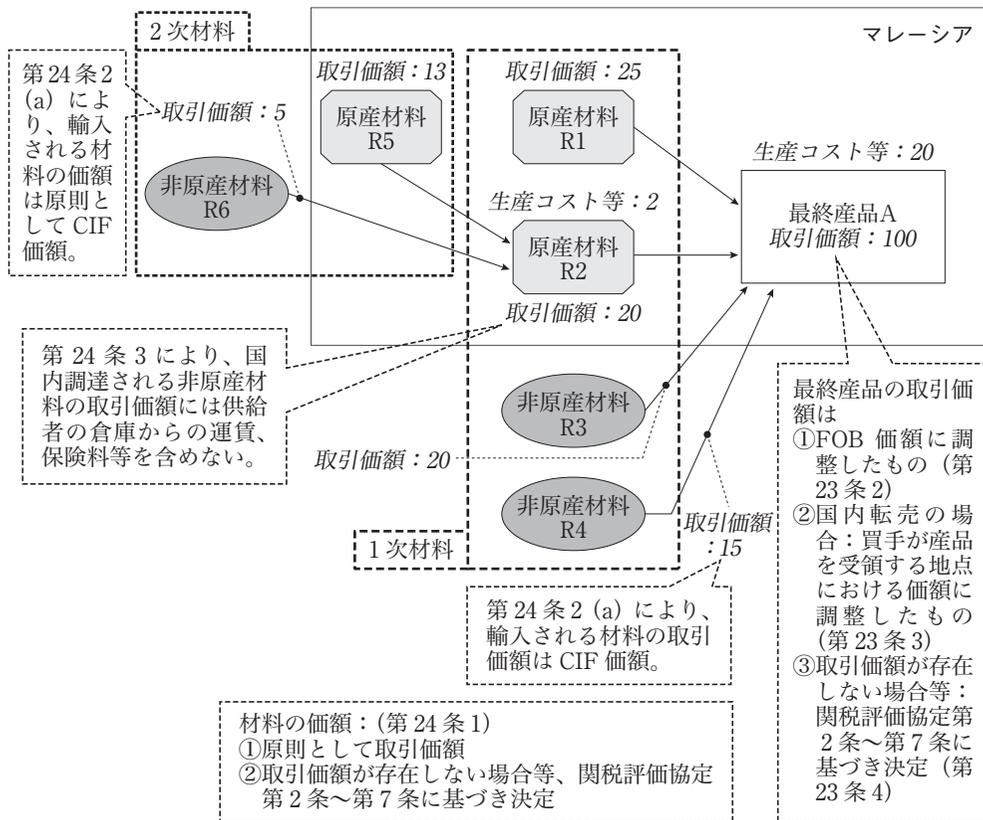
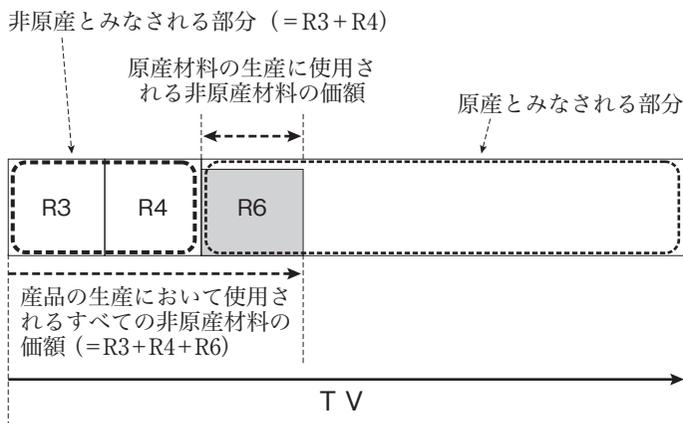


図2-44



すなわち、「原産材料の生産に使用される非原産材料の価額」(=R6)は原産とみなされる部分の方に算入されることとなる。

では、最終的な産品AはメキシコEPAの下での原産品(注)と認められるかどうかを確認してみよう。

(注)メキシコEPAにおいては、「日本の原産品」及び「メキシコの原産品」という概念はなく、単

に（メキシコEPAの下での）「原産品」という概念が存在するのみである。詳細については、第1部第1章第4節3.を参照のこと。

今、TV（製品の取引価額）は100とする。

VNM（製品の生産において生産者が使用したすべての非原産材料の価額）については、第24条4(a)に留意すると、上記のとおりR6は非原産材料の価額には算入されないことから、

$$\begin{aligned} \text{VNM} &= \text{R3} + \text{R4} \\ &= 20 + 15 \\ &= 35 \end{aligned}$$

よって、

$$\begin{aligned} \text{RVC} &= \frac{\text{TV} - \text{VNM}}{\text{TV}} \times 100 \\ &= \frac{100 - 35}{100} \times 100 \\ &= 65 \end{aligned}$$

したがって、最終的な産品Aは、メキシコEPAの下での原産品と認められる。

### (3) オーストラリアEPA

オーストラリアEPAにおいては、第3.5条5においてロールアップ方式が定められている。また、同条6において、ロールダウン方式に関する規定が定められている。

それらを含めて、関係する条文を表2-31に掲げる。

ロールアップに係る規定（第3.5条5）については、上述のマレーシアEPA・メキシコEPAと同様であることから説明は省略し、ロールダウンに関する規定（第3.5条6）について図2-45の事例を用いて説明してみよう。

同図の事例において、中間財・最終的な産品に係る品目別規則は、いずれも「原産資格割合が40%以上となるような生産」であると仮定し、また、オーストラリア国内における輸送コスト等は考慮しないものとしている。

最終的な産品の価額及び材料の価額については、図2-45に記入したとおり、第3.5条2から4の関連規定により決定される。

この場合において、上記の第3.5条2における「VNM」の定義及び第3.5条6は以下のように解される。

#### 第3.5条2

「VNM」とは、産品 (=A) の生産において使用される全ての非原産材料 (=R1、R2及びM1) の価額をいう。

#### 第3.5条6

2の規定の適用上、いずれかの締約国 (=オーストラリア) において生産される非原産材料 (=M1) の価額は、当該非原産材料 (=M1) に含まれる材料 (=R3及びR4) であ

表2-31

第3.5条 原産資格割合の算定 (Article 3.5 Calculation of Qualifying Value Content)	
2	<p>製品の原産資格割合は、次の計算式により算定する。</p> <p>For the purposes of calculating the qualifying value content of a good, the following formula shall be applied:</p> $QVC = \frac{FOB - VNM}{FOB} \times 100$ <p>この場合において、</p> <p>where:</p> <p>「QVC」とは、百分率で表示される製品の原産資格割合をいう。</p> <p>Q.V.C. is the qualifying value content of a good, expressed as a percentage;</p> <p>「FOB」とは、3に規定する場合を除くほか、輸送の方法を問わず、製品の買手から当該製品の売手に支払われる当該製品の本船渡しの価額をいう。ただし、当該製品が輸出される際に軽減され、免除され、又は払い戻された内国税を含まない。</p> <p>F.O.B. is, except as provided for in paragraph 3, the free-on-board value of a good payable by the buyer of the good to the seller of the good, regardless of the mode of shipment, not including any internal excise taxes reduced, exempted, or repaid when the good is exported;</p> <p>「VNM」とは、製品の生産において使用される全ての非原産材料の価額をいう。</p> <p>and V.N.M. is the value of non-originating materials used in the production of a good.</p>
3 (a)	<p>製品の本船渡しの価額は存在するが、その価額が不明で確認することができない場合には、2に規定するFOBは、当該製品の買手から当該製品の生産者への確認可能な最初の支払に係る価額に調整される価額又は関税評価協定第1条から第8条までの規定に従って決定される価額とする。</p> <p>3. F.O.B. referred to in paragraph 2 shall be the value:</p> <p>(a) adjusted to the first ascertainable price paid for a good from the buyer to the producer of the good or determined in accordance with Articles 1 through 8 of the Agreement on Customs Valuation, if there is free-on-board value of the good, but it is unknown and cannot be ascertained; or</p>
(b)	<p>製品の本船渡しの価額が存在しない場合には、2に規定するFOBは、関税評価協定第1条から第8条までの規定に従って決定される価額とする。</p> <p>3. F.O.B. referred to in paragraph 2 shall be the value:</p> <p>(b) determined in accordance with Articles 1 through 8 of the Agreement on Customs Valuation, if there is no free-on-board value of a good.</p>
4	<p>2の規定の適用上、締約国における製品の生産に使用される非原産材料の価額は、次のいずれかの価額とする。</p> <p>For the purposes of paragraph 2, the value of a non-originating material used in the production of a good in a Party:</p> <p>(a) 関税評価協定に従って決定される価額であって、当該製品の生産者が所在する締約国の輸入港に当該非原産材料を輸送するために要する運賃、適当な場合の保険料、こん包費その他の全ての費用を含むもの</p>

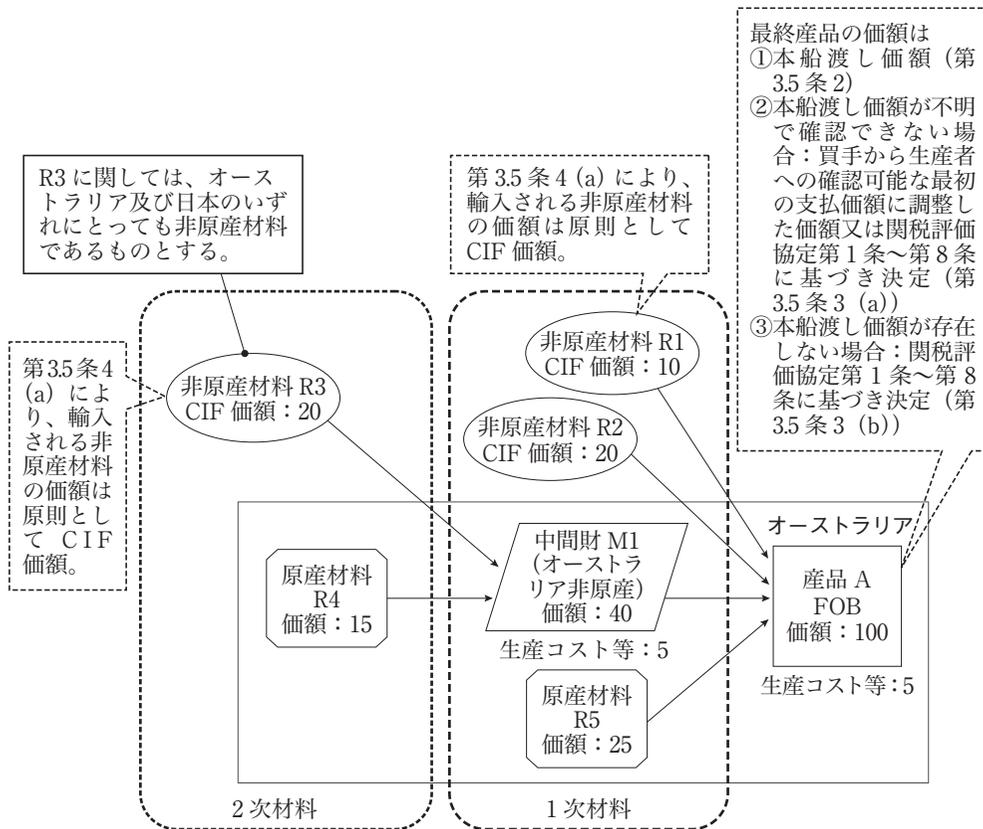
	shall be determined in accordance with the Agreement on Customs Valuation, and shall include freight, insurance where appropriate, packing and all the other costs incurred in transporting the material to the importation port in the Party where the producer of the good is located; or
(b)	当該非原産材料の価額が不明で確認することができない場合には、当該非原産材料についての当該締約国における確認可能な最初の支払に係る価額。ただし、当該非原産材料の供給者の倉庫から当該製品の生産者の所在地まで当該非原産材料を輸送するために当該締約国において要する運賃、保険料、こん包費その他の全ての費用及び当該輸送に関して当該締約国において要する他の費用（一般的に認められており、かつ、確認可能なものに限る。）を除外することができる。
	if such value is unknown and cannot be ascertained, shall be the first ascertainable price paid for the material in the Party, but may exclude all the costs incurred in the Party in transporting the material from the warehouse of the supplier of the material to the place where the producer is located such as freight, insurance and packing as well as any other known and ascertainable cost incurred in the Party.
5	2の規定の適用上、製品の非原産材料の価額には、当該製品の生産に当たって使用される当該締約国の原産材料の生産において使用される非原産材料の価額を含めない。
	For the purposes of paragraph 2, the value of non-originating materials of a good shall not include the value of non-originating materials used in the production of originating materials of the Party which are used in the production of the good.
6	2の規定の適用上、いずれかの締約国において生産される非原産材料の価額は、当該非原産材料に含まれる材料であって、いずれの締約国の原産材料ともされないものの価額に限定することができる。
	For the purposes of paragraph 2, the value of non-originating material produced in either Party may be limited to the value of materials contained therein that are not otherwise qualified as originating materials of either Party.
7	5及び6の規定は、5及び6に規定する材料の価額を証明する書面の証拠がある限りにおいて、製品に含まれる材料の価額の算定について適用することができる。
	Paragraphs 5 and 6 may apply in calculating the value of any materials contained in a good as long as the documentary evidence of the value referred to therein is available.
8	3(b)又は4(a)の規定の適用上、製品又は非原産材料の価額を決定するに当たり、関税評価協定は、製品又は非原産材料の国内での取得（国内での商取引の場合を含む。）について準用する。
	For the purposes of subparagraph 3 (b) or 4 (a) , in determining the value of a good or non-originating material, the Agreement on Customs Valuation shall apply <i>mutatis mutandis</i> to domestic acquisition of the good or the nonoriginating material including domestic transactions.

って、いずれの締約国の原産材料ともされないもの（=R3）の価額に限定することができる。

これより、図2-45の事例において、第3.5条6にいう『当該非原産材料に含まれる材料であって、いずれの締約国の原産材料ともされないものの価額に限定する』という規定を、

① 適用する場合には、

図2-45



$$VNM = [R1] + [R2] + [R3]$$

となる。これは、非原産材料M1に含まれる原産材料R4の価額や生産コスト等をVNM (QVC (原産資格割合) の算出式における非原産材料の価額) に含めることとはせず、非原産材料R3由来分のみを追跡してVNMに含めることとしており、トレーシング方式となることが見て取れる。

このケースにおける最終的な製品AのQVCは

$$\begin{aligned} QVC &= \frac{FOB - VNM}{FOB} \times 100 \\ &= \frac{100 - ([R1] + [R2] + [R3])}{100} \times 100 \\ &= \frac{100 - (10 + 20 + 20)}{100} \times 100 \\ &= 50 \end{aligned}$$

となり、製品Aは、オーストラリアEPAの下でのオーストラリア原産品と認められることとなる。

一方、

- ② 適用しない場合には、

$$\text{VNM} = [\text{R1}] + [\text{R2}] + [\text{M1}]$$

となる。これは、原産材料R4の価額も含めたM1の価額が非原産材料の価額に含まれることとなり、原産資格の判断に当たって、非原産材料であるM1に含まれる原産材料R4由来分を考慮しないものとなっている。製品の原産性の判断に当たっては、本来であれば原産材料の価額はすべて、原産性を有すると認めるための要素に算入すべきとする考え方からすれば、当該算入すべきものの中から原産材料R4がこぼれ落ちていることとなり、すなわち、ロールダウン方式となることが見て取れる。

このケースにおける最終的な産品AのQVCは

$$\begin{aligned} \text{QVC} &= \frac{\text{FOB} - \text{VNM}}{\text{FOB}} \times 100 \\ &= \frac{\text{FOB} - ([\text{R1}] + [\text{R2}] + [\text{M1}])}{\text{FOB}} \times 100 \\ &= \frac{100 - (10 + 20 + 40)}{100} \times 100 \\ &= 30 \end{aligned}$$

となり、産品Aは、オーストラリアEPAの下でのオーストラリア原産品とは認められないこととなる。

上記の①及び②より、第35条6は、(非原産材料の中の原産材料由来分について)トレーシング及びロールダウンのいずれかを行うことを可能とする(注)規定であることが理解できるであろう。

(注) 第35条6においては、『限定する(=トレーシングする)ことができる(may be limited)』と規定されており、すなわち、限定(トレーシング)しても良いし、しなくても良い、ということとなる。限定しない場合は上記の通り、ロールダウンすることとなる。ここで留意すべきは、英文においてはmayという助動詞が用いられていることである。mayは例えば第35条5に用いられている(義務を表す)shallとは異なり、「可能」であることを表すものである。mayとshallの違いの詳細については、第5部第1章を参照のこと。

以上をまとめると、オーストラリアEPAにおいては、

イ. 第35条5において(原産材料の中の非原産材料由来分について)ロールアップ方式を採用する旨を規定し、

ロ. 第35条6において(非原産材料の中の原産材料由来分について)トレーシング方式及びロールダウン方式のいずれかを採用することができる旨を規定し、

その結果、ロールアップ/トレーシング方式とロールアップ/ロールダウン方式の両者を選択肢として用意し、そのいずれを用いるかは産品の輸出者等の選択に委ねられているものと解される。

#### (4) グループA内のその他のEPA

グループA内のその他の8本のEPAについても、上記の3本のEPAと同様にロールアップ方式を採用している。

## 第2部 主要な基本的概念

その根拠となる部分を表2-32に掲げる（表中、枠を付した箇所が直接関係する規定である。）。なお、これらの規定はいずれも上記の(1)と同様の規定であることから、説明については割愛する。

### (5) シンガポールEPA

シンガポールEPAにおいては、グループAのEPAとは異なり、原産材料の価額、非原産材料の価額という用語は用いられておらず、その代わりに「原産資格価額（QVM）」、「非原産資格価額（NQM）」という用語が用いられている。

そのため、ここまでのロールアップ、トレーシング等の説明をそのままシンガポールEPAに適用することはできないものの、ロールアップ及びトレーシングの考え方をパラレルに当てはめることが可能となっている。

関係する条文を表2-33に掲げる。

では、これらの規定を図2-46の事例を用いて説明してみよう。

同図の事例において、中間財・最終的な産品に係る品目別規則は、いずれも「原産資格割合が40%以上となるような生産」であると仮定し、また、シンガポール国内における輸送コスト等は考慮しないものとしている。

最終的な産品Aの原産資格割合（QVC）は

$$QVC = \frac{FOB - NQM}{FOB} \times 100$$

により求められる。

FOB（買手から売手に支払われる物品の本船甲板渡し価額）は、100とする。

NQM（産品の生産に当たって生産者により使用されたすべての材料の非原産資格価額）は、

$$NQM = TVM - QVM$$

により算出される。

まず、TVM（すべての材料の価額の総額）は

$$\begin{aligned} TVM &= R1 + R2 + R3 + R8 \\ &= 25 + 20 + 35 + 10 \\ &= 90 \end{aligned}$$

となる。

次に、QVM（すべての材料の原産資格価額）は

$$QVM = R1 \text{の原産資格価額} + R2 \text{の原産資格価額} + R3 \text{の原産資格価額} + R8 \text{の原産資格価額}$$

により求められるところ、各材料の原産資格価額を第23条6(a)の規定に基づき算出すると以下のとおりとなる。

R1：原産割合は100%であることから、第23条6(b)の要件を満たしている。よって第23条6(a)(i)の規定により、原産資格価額=R1の価額=25。

R2：原産割合は75%であることから、第23条6(b)の要件を満たしている。よって第

表2-32

<b>フィリピンEPA 第29条 原産品</b> (Article 29 Originating Goods)	
7	<p>産品が締約国の原産品であるか否かを決定するため4(b)の規定に従って原産資格割合を算定するに当たり、当該産品のVNMには、当該産品の生産に当たって使用される当該締約国の<u>原産材料の生産において使用される非原産材料の価額を含めない</u>。</p> <p>For the purposes of calculating the qualifying value content of a good under subparagraph 4 (b) above in determining whether the good qualifies as an originating good of a Party, V.N.M. of the good shall not include the value of non-originating materials used in the production of originating materials of the Party which are used in the production of the good.</p>
<b>タイEPA 第28条 原産品</b> (Article 28 Originating Goods)	
7	<p>産品が締約国の原産品であるか否かを決定するため4(b)の規定に従って原産資格割合を算定するに当たり、当該産品のVNMには、当該産品の生産に当たって使用される当該締約国の<u>原産材料の生産において使用される非原産材料の価額を含めない</u>。</p> <p>For the purposes of calculating the qualifying value content of a good under subparagraph 4 (b) above in determining whether the good qualifies as an originating good of a Party, V.N.M. of the good shall not include the value of non-originating materials used in the production of originating materials of the Party which are used in the production of the good.</p>
<b>ブルネイEPA 第24条 原産品</b> (Article 24 Originating Goods)	
7	<p>産品が締約国の原産品であるか否かを決定するため4(b)の規定に従って原産資格割合を算定するに当たり、当該産品のVNMには、当該産品の生産に当たって使用される当該締約国の<u>原産材料の生産において使用される非原産材料の価額を含めない</u>。</p> <p>For the purposes of calculating the qualifying value content of a good under subparagraph 4 (b) in determining whether the good qualifies as an originating good of a Party, V.N.M. of the good shall not include the value of non-originating materials used in the production of originating materials of the Party which are used in the production of the good.</p>
<b>インドネシアEPA 第29条 原産品</b> (Article 29 Originating Goods)	
7	<p>産品が締約国の原産品であるか否かを決定するため4(b)の規定に従って原産資格割合を算定するに当たり、当該産品のVNMには、当該産品の生産に当たって使用される当該締約国の<u>原産材料の生産において使用される非原産材料の価額を含めない</u>。</p> <p>For the purposes of calculating the qualifying value content of a good under subparagraph 4 (b) in determining whether the good qualifies as an originating good of a Party, V.N.M. of the good shall not include the value of non-originating materials used in the production of originating materials of the Party which are used in the production of the good.</p>
<b>アセアン包括EPA 第27条 域内原産割合の算定</b> (Article 27 Calculation of Regional Value Content)	
5	<p>1の規定の適用上、産品のVNMには、当該産品の生産に当たって使用される当該締約国の<u>原産材料の生産において使用される非原産材料の価額を含めない</u>。</p> <p>For the purposes of paragraph 1, the VNM of a good shall not include the value of non-originating materials used in the production of originating materials of the Party which are used in the production of the good.</p>
<b>ベトナムEPA 第27条 原産資格割合の算定</b> (Article 27 Calculation of Local Value Content)	
5	<p>1の規定の適用上、産品のVNMには、当該産品の生産に当たって使用される当該締約国の<u>原産材料の生産において使用される非原産材料の価額を含めない</u>。</p>

第2部 主要な基本的概念

	For the purposes of paragraph 1, the VNM of a good shall not include the value of non-originating materials used in the production of originating materials of the Party which are used in the production of the good.
	スイスEPA 附属書2第4条 十分に作業又は加工される産品 (Annex II Article IV Sufficiently Worked or Processed Products)
6	産品が締約国の原産品であるか否かを決定するため当該産品の生産に使用される非原産材料の価額を算定するに当たり、当該非原産材料の価額には、当該産品の生産に当たって使用される材料であって当該締約国の <u>原産品であるものの生産において使用される非原産材料の価額を含まない</u> 。
	For the purposes of calculating the value of nonoriginating materials used in the production of a product in determining whether the product qualifies as an originating product of a Party, the value of non-originating materials of the product shall not include the value of non-originating materials used in the production of materials qualified as originating products of the Party which are used in the production of the product.
	ペルーEPA 第41条 原産資格割合 (Article 41 Qualifying Value Content)
5	この条の規定の適用上、締約国において産品の生産において使用される非原産材料の価額には、当該産品の生産に当たって使用される当該締約国の <u>原産材料の生産において使用される非原産材料の価額を含まない</u> 。
	For the purposes of this Article, the value of a nonoriginating material used in the production of a good in a Party shall not include the value of non-originating materials used in the production of originating materials of the Party which are used in the production of the good.

表2-33

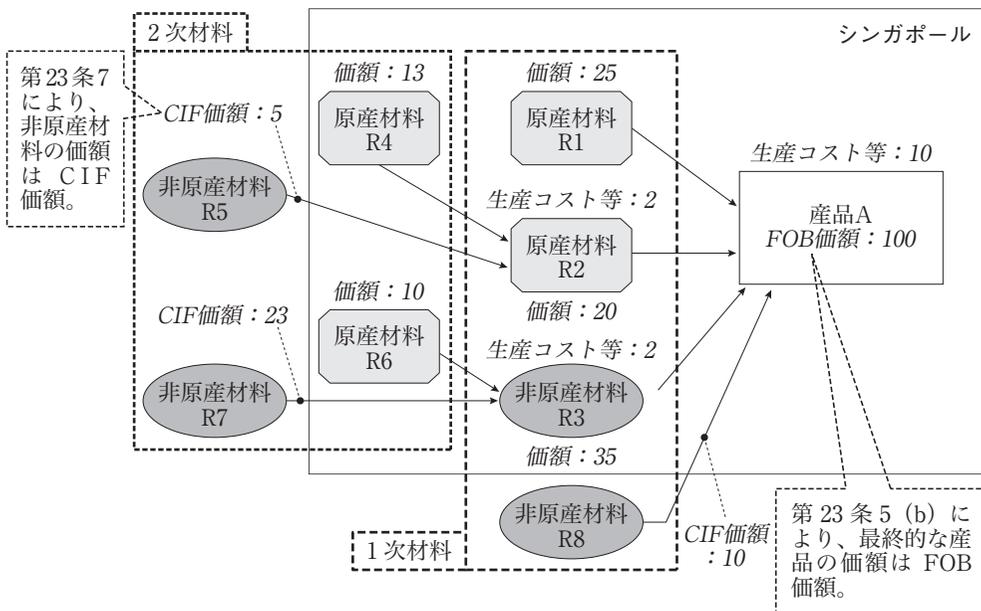
	<b>第23条 原産品</b> (Article 23 Originating Goods)
5	(a) 付加価値基準を用いる品目別規則の適用においては、次の要件が満たされなければならない。
	Product-specific rules using the value-added method require that:
	(i) (b)及び次条の規定に従って決定される産品の原産資格割合が当該産品について附属書II Aに定める品目別規則に定める割合以上であること。 the qualifying value content of the good, determined in accordance with subparagraph (b) below and Article 24 below, is not less than the percentage specified by the rule for the good in Annex II A; and
	(ii) (i)を満たす生産又は作業が最後に行われた国がいずれかの締約国であること。 the good has undergone its last production or operation which satisfies the requirement of subparagraph (i) above in the territory of either Party.
	(b) (a)に規定する産品の原産資格割合は、次の計算式により算定する。
	For the purpose of calculating the qualifying value content of a good pursuant to subparagraph (a) above, the following formula shall be applied:
	$QVC = \frac{FOB - NQM}{FOB} \times 100$
	この場合において、

	Where:
	「QVC」とは、百分率で表示される製品の原産資格割合をいう。
	Q.V.C. is the qualifying value content of a good, expressed as a percentage;
	「FOB」とは、輸送の方法を問わず、買手から売手に支払われる物品の本船甲板渡し価額をいう。ただし、輸出の際に軽減され、免除され又は払い戻された内国税を含まない。
	F.O.B. is the free-on-board value of a good payable by the buyer to the seller, regardless of the mode of shipment, not including any internal excise taxes reduced, exempted, or repaid when the good is exported; and
	「NQM」とは、製品の生産に当たって生産者により使用されたすべての材料の非原産資格価額であって、(c)の規定に従って計算されるものとする。
	N.Q.M. is the non-qualifying value of materials used by the producer in the production of the good, calculated in accordance with sub-paragraph (c) below.
(c)	(b)に規定する材料の非原産資格価額は、次の計算式により算定する。
	For the purpose of calculating the non-qualifying value of materials pursuant to sub-paragraph (b) above, the following formula shall be applied:
	$NQM = TVM - QVM$
	この場合において、
	Where:
	「TVM」とは、すべての材料の価額の総額とする。
	T.V.M. is the total value of materials; and
	「QVM」とは、すべての材料の原産資格価額とする。
	Q.V.M. is the qualifying value of materials.
6	5(c)の規定の適用上、
	For the purpose of sub-paragraph (c) of paragraph 5 above:
(a)	各材料の原産資格価額は、
	the qualifying value of materials shall be:
(i)	当該材料が(b)の要件を満たす場合には、当該材料の価額に等しい価額とする。
	the total value of the material if the material satisfies the requirements of sub-paragraph (b) below; or
(ii)	当該材料が(b)の要件を満たさない場合には、一方の又は双方の締約国に帰せられる当該材料の原産価額そのものとする。
	the value of the material that can be attributed to one or both of the Parties if the material does not satisfy the requirements of sub-paragraph (b) below; and
(b)	(a)の規定の適用上、各材料が次の要件を満たす場合には、この(b)の要件を満たすものとする。
	for the purpose of sub-paragraph (a) above, a material shall be considered to have satisfied the requirements of this sub-paragraph if:
(i)	一方の又は双方の締約国に帰せられる当該材料の原産割合が当該材料の価額の40%以上であること。

第2部 主要な基本的概念

	the content of the value of the material that can be attributed to one or both of the Parties is not less than 40 per cent of the total value of the material; and
(ii)	生産又は作業が最後に行われた国がいずれかの締約国であること。
	the material has undergone its last production or operation in the territory of either Party.
7	締約国において製品の生産に使用される材料の価額は、関税評価協定（注）に従って決定されるものとし、かつ、CIF 価格（保険料及び運賃込みの価格をいう。）とする。ただし、当該価格が不明で確認することができない場合には、当該材料についての当該締約国における確認可能な最初の支払に係る価格とする。
	The value of a material used in the production of a good in a Party shall be the CIF value and shall be determined in accordance with the Agreement on Customs Valuation (Note), or, if this is not known and cannot be ascertained, the first ascertainable price paid for the material in the Party.
注	関税評価協定は、国内取引の場合又は当該材料の取引が存在しない場合について準用する。
Note:	The Agreement on Customs Valuation shall apply mutatis mutandis to domestic transactions or to the cases where there is no transaction of the material.

図2-46



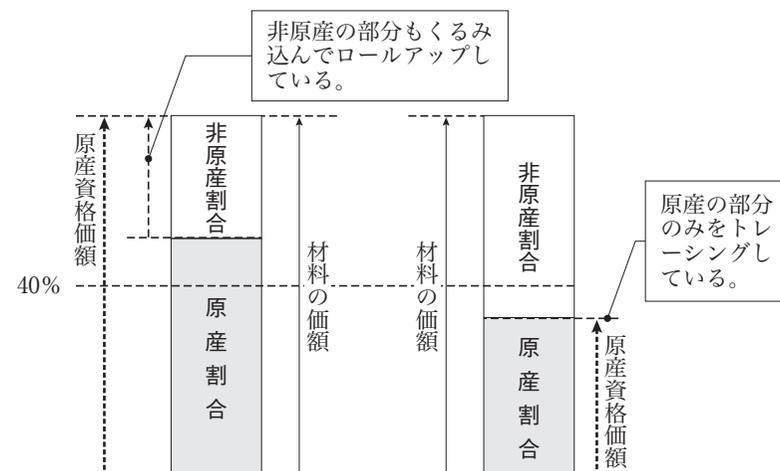
23条6(a)(i)の規定により、原産資格価額 = R2の価額 = 20。

R3：原産割合は34%であることから、第23条6(b)の要件を満たしていない。よって  
第23条6(a)(ii)の規定により、原産資格価額 = R6の価額 + 生産コスト等 = 12。

R8：0

以上より、

図2-47



$$\begin{aligned} \text{QVM} &= 25 + 20 + 12 + 0 \\ &= 57 \end{aligned}$$

したがって、

$$\begin{aligned} \text{NQM} &= \text{TVM} - \text{QVM} \\ &= 90 - 57 \\ &= 33 \end{aligned}$$

ゆえに、

$$\begin{aligned} \text{QVC} &= \frac{100 - 33}{100} \times 100 \\ &= 67\% \end{aligned}$$

よって、製品Aは、シンガポールEPAの下でのシンガポール原産品と認められる。

この考え方を、図2-47を用いて説明しよう。

- ① 同図の左半分（上記の事例においてはR1及びR2）については、第23条6(a)(i)及び同条6(b)により、ある材料の原産割合が当該材料の価額の40%以上である場合、  
 当該材料の原産資格価額 = 当該材料の価額  
 となり、すなわち非原産材料の価額も原産資格価額の中にくみ込んでしまうことから、これがロールアップに相当するものとなっている。
- ② 同図の右半分（上記の事例においてはR3）については、第23条6(a)(ii)及び同条6(b)により、ある材料の原産割合が当該材料の価額の40%未満である場合、  
 当該材料の原産資格価額 = 当該材料の原産価額  
 となり、すなわち、原産の部分のみを抜き出していることから、トレーシングに相当するものとなっている。

## (6) チリEPA

チリEPAにおいては、ロールアップ方式を採用していると解されているが、同方式に係る明示的な規定は定められていない。

では、どのようにしてロールアップ方式を採用していると言い得るのかを以下に順次見ることとする。

まずは、関係する条文を表2-34に掲げる。

上述の通り、チリEPAにおいては、例えばマレーシアEPA第28条7に類した規定は設けられていない。しかしながら、以下の考え方に基づきロールアップ方式を採用していると解される。

すなわち、

- ① 材料の価額を規定する第31条の1(a)において、材料の価額は原則的に当該材料の取引価額である旨が規定されている。
- ② これにより、ある材料が原産材料であると判定された場合には、当然に当該材料の取引価額全体を、原産性を有するものの価額として最終製品の原産資格割合の計算において用いることとなる。
- ③ そして、当該材料が原産材料である場合には、「材料の取引価額」の定義（注）から、当該原産材料の取引価額は当該原産材料の売手（＝当該原産材料の供給者）に対して、当該原産材料の買手（＝製品の生産者）により、現実に支払われた又は支払われるべき価格であることとなる。

（注）チリEPA第54条（n）において、以下のように規定されている。

「材料の取引価額」とは、材料が輸出のために販売されるか否かにかかわらず、製品の生産者が行う取引に関連して材料に対して現実に支払われた又は支払われるべき価格（関税評価協定第1条に規定する原則に基づくものをいう。）であって、関税評価協定第8条1、3及び4に規定する原則に従って調整されるものをいう。この定義の適用上、材料の供給者を関税評価協定に規定する売手とし、製品の生産者を関税評価協定に規定する買手とする。

- ④ すなわち、③で言う「(当該) 原産材料」とは、製品の生産者が（当該原産材料の供給者から）購入した材料ということとなり、よって、当該原産材料とは、最終製品に直接組み込まれる1次材料レベルの材料のみを意味することとなる。
- ⑤ 以上より、1次材料レベルである原産材料の価額は、それに含まれる（2次材料レベルの）非原産材料の額を含んだものとなり、よって、ロールアップの概念は包含されているとするものである<sup>41)</sup>。

### 【補足 2-4】一般特惠（GSP）原産地規則における関連規定

参考までに、日本の一般特惠（GSP）原産地規則における関連規定についての説明を以下に掲げる。

関税暫定措置法施行規則別表・備考において、以下のように規定されている。

41) この考え方は、US—チリFTA、韓国—チリFTAにおいても採用されていると解され、それらの協定においてはマレーシアEPA第28条7のようなロールアップに係る規定は設けられていない。

表2-34

<b>第30条 原産資格割合</b> (Article 30 Qualifying Value Content)	
1	前条1(c)の規定の適用上、産品の原産資格割合は、次のいずれかの計算式により算定する。
	For the purposes of subparagraph 1 (c) of Article 29, the qualifying value content of a good shall be calculated on the basis of one or the other of the following methods:
(a)	非原産材料の価額に基づく計算式 (控除方式)
	Method based on value of non-originating materials (“Build-down method”)
	$QVC = \frac{TV - VNM}{TV} \times 100$
(b)	原産材料の価額に基づく計算式 (積上げ方式)
	Method based on value of originating materials (“Build-up method”)
	$QVC = \frac{VOM}{TV} \times 100$
	この場合において、
	Where:
	「QVC」とは、百分率で表示される産品の原産資格割合をいう。
	QVC is the qualifying value content of the good, expressed as a percentage;
	「TV」とは、2に規定する場合を除くほか、産品の取引価額であって、本船渡しの価額に調整されたものをいう。
	TV is the transaction value of the good adjusted to F.O.B. basis, except as provided for in paragraph 2;
	「VNM」とは、産品の生産において生産者が使用したすべての非原産材料の価額であって、次条の規定に従って決定されたものをいう。
	VNM is the value of non-originating materials used by the producer in the production of the good determined pursuant to Article 31; and
	「VOM」とは、産品の生産において生産者が使用したすべての原産材料の価額であって、次条の規定に従って決定されたものをいう。
	VOM is the value of originating materials used by the producer in the production of the good determined pursuant to Article 31.
2	産品の取引価額が存在しない場合又は産品の取引価額が関税評価協定第1条の規定により受諾可能なものでない場合には、当該産品の価額は、関税評価協定第2条から第7条までの規定に従って決定する。
	In the event that there is no transaction value or the transaction value of the good is unacceptable under Article 1 of the Agreement on Customs Valuation, the value of the good shall be determined in accordance with Articles 2 through 7 of the Agreement on Customs Valuation.
<b>第31条 材料の価額</b> (Article 31 Value of Materials)	
1	材料の価額は、
	The value of a material:
(a)	当該材料の取引価額とする。

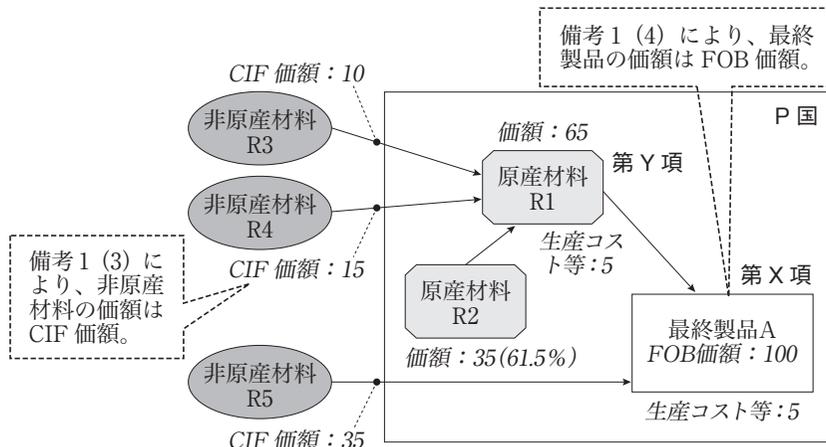
第2部 主要な基本的概念

	shall be the transaction value of the material; or
(b)	当該材料の取引価額が存在しない場合又は当該材料の取引価額が関税評価協定第1条の規定により受諾可能なものでない場合には、関税評価協定第2条から第7条までの規定に従って決定する。
	in the event that there is no transaction value or the transaction value of the material is unacceptable under Article 1 of the Agreement on Customs Valuation, shall be determined in accordance with Articles 2 through 7 of the Agreement on Customs Valuation.
2	1に規定する材料の価額には、 The value of a material referred to in paragraph 1:
(a)	製品の生産者が所在する締約国の輸入港に当該材料を輸送するために要する運賃、保険料、梱包費その他のすべての費用を含める。
	shall include freight, insurance, packing and all other costs incurred in transporting the material to the importation port in the Party where the producer of the good is located; and
(b)	製品の生産における当該材料の使用から生じた無駄になった部分及び使い損じた部分の材料の費用（再利用可能なくず又は副産物の価額を差し引いたものをいう。）を含めることができる。
	may include the cost of waste and spoilage resulting from the use of the material in the production of the good, less the value of reusable scrap or by-product.
3	生産者が所在する締約国において非原産材料を取得する場合には、当該非原産材料の価額には、当該非原産材料の供給者の倉庫から当該生産者の所在地まで当該非原産材料を輸送するために要する運賃、保険料、梱包費その他のすべての費用及び当該締約国において要する他の費用（一般的に認められており、かつ、確認可能なものに限る。）を含めない。
	The value of a non-originating material shall not include, where the producer acquires the material in the Party where the producer is located, freight, insurance, packing and all other costs incurred in transporting the material from the warehouse of the supplier of the material to the place where the producer is located; as well as any other known and ascertainable cost incurred in the Party.

備考1

- (3)「非原産品の価格」とは、非原産品の特惠受益国に輸入された際の課税価格（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書1Aの1994年の関税及び貿易に関する一般協定第7条の実施に関する協定に基づいて計算される価格（当該非原産品が当該特惠受益国の輸入港に到着するまでの運送に要する運賃、保険料その他当該運送に関連する費用を含む。）又はこれに準ずる価格）をいい、当該課税価格を確認することができない物品については、特惠受益国において対価として支払われたことを確認することができる最初の支払いに係る価格をいう。
- (4)「生産された物品の価格」とは、特惠受益国から輸出される物品の当該国の輸出港における本船甲板渡し価格（輸出の際に軽減、免除又は払戻しを受けるべき内国消費税の額

図2-48



を除く。) 又はこれに準ずる価格をいう。

(5) 「非原産品割合」とは、原料又は材料として使用された非原産品の価格が生産された物品の価格のうちに占める割合をいう。

備考2

この表の各項において、同表の下欄において製造につき非原産品割合が一定の率以下となる必要があるとされている項（以下「定率基準」という。）を定める項の中欄に掲げる物品（以下「製品」という。）の原料又は材料として使用された物品（以下「中間生産品」という。）が定率基準を定める他の項の中欄に掲げる物品に該当するときは、当該製品に係る定率基準を定める項の適用については、当該中間生産品の生産に使用された原産品及び非原産品は、製品の生産に直接に使用されたものとみなす。

では、これらの規定を図2-48の事例を用いて説明してみよう。

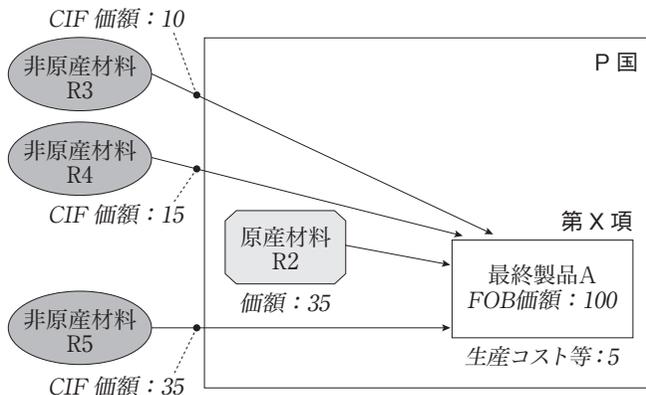
今、第X項の物品に係る品目別規則を「非原産品割合が40% 以下となるような製造」・・・  
 (\*)、第Y項の物品に係る品目別規則を「非原産品割合が40% 以下となるような製造」とする。

$$\begin{aligned}
 \text{R1の非原産品割合} &= \frac{\text{非原産品の価格}}{\text{生産された物品の価格}} \times 100 \quad \dots\dots \text{【備考1(5)】} \\
 &= \frac{[\text{R3}] + [\text{R4}]}{[\text{R1}]} \times 100 \\
 &= \frac{10 + 15}{65} \times 100 \\
 &\doteq 38.5\%
 \end{aligned}$$

よって、R1はP国の原産品となり、したがって最終的な製品Aから見れば原産材料となる。この場合において、上記の「備考2」は以下のように解される。

この表の各項において、同表の下欄において製造につき非原産品割合が一定の率以下となる

図2-49



ことが必要とされている項（以下「定率基準」という。）を定める項（＝第X項）の中欄に掲げる物品（＝最終的な産品A）（以下「製品」という。）の原料又は材料として使用された物品（以下「中間生産品」という。）（＝原産材料R1）が定率基準を定める他の項（＝第Y項）の中欄に掲げる物品に該当するときは、当該製品に係る定率基準を定める項の適用（＝第X項の物品に係る品目別規則：「非原産品割合が40%以下となるような製造」の適用）については、当該中間生産品（＝原産材料R1）の生産に使用された原産品（＝原産材料R2）及び非原産品（＝非原産材料R3及びR4）は、製品（＝最終的な産品A）の生産に直接使用されたものとみなす。

（注）上記の読替え文のうち、文末近くの『当該中間生産品（＝原産材料R1）の生産に使用された』は二重下線を付しているが、この部分はそのすぐ後にある『原産品』と『非原産品』をそれぞれ修飾する句である。したがって、修飾の仕方を分かり易く書き換えると、

当該中間生産品（＝原産材料R1）の生産に使用された原産品（＝原産材料R2）

及び

当該中間生産品（＝原産材料R1）の生産に使用された非原産品（＝非原産材料R3及びR4）

となる。

上記の読替え文の文末の「製品の生産に直接使用されたものとみなす」という規定により、図2-49のようにみなすこととなる。

仮に、図2-48のままであったとした場合、非原産材料R3及びR4はR1に吸収されてその「非原産」という資格も消失してしまうことから、最終的な産品Aの非原産品割合は35%となり（注）、よって（\*）を充足することから、P国原産と認められる。

（注）R5の価額のみを反映することとなるため。

しかしながら、「製品の生産に直接使用されたものとみなす」という規定により、図2-49のとおりとなるため、非原産材料R3及びR4の「非原産」という資格は消失せず、非原産材料の「非原産」という資格を追跡する形となっている（トレーシング）。

結局、最終的な産品Aの非原産品割合は

$$\begin{aligned}
 \text{Aの非原産品割合} &= \frac{\text{非原産品の価格}}{\text{生産された物品の価格}} \times 100 \\
 &= \frac{[R3] + [R4] + [R5]}{[A]} \times 100 \\
 &= \frac{10 + 15 + 35}{100} \times 100 \\
 &= 60\% (> 40\%)
 \end{aligned}$$

よって、(\*)を充足しないことから、P国原産とは認められないこととなる。

### 【補足 2-5】 ロールアップ／トレーシング方式及びロールアップ／ロールダウン方式

最終製品の生産国において生産された

イ. 原産材料に含まれる非原産材料の価額、及び、

ロ. 非原産材料に含まれる原産材料の価額

それぞれの扱い方として、ロールアップ方式、ロールダウン方式、トレーシング方式がある旨を、上記1. (5) ④において説明した。そして、当該説明においては、最終製品の生産国において生産されるのは、イ. においては原産材料のみ、ロ. においては非原産材料のみという事例を用いた。

では、最終製品の生産国において、原産材料と非原産材料の両者が生産され、これらが最終製品の生産に使用される場合には、どのように考えれば良いのであろうか。以下に考えてみよう。

上記1. (5) ④に掲げた図2-33のケースと図2-36のケースとを組み合わせた場合を考察してみる (図2-50)。

今、中間財M1 (X国の原産品) に関してロールアップ方式を採用すると仮定する。

この場合において、中間財M2 (X国の非原産品) に関してトレーシング方式を採用するか、

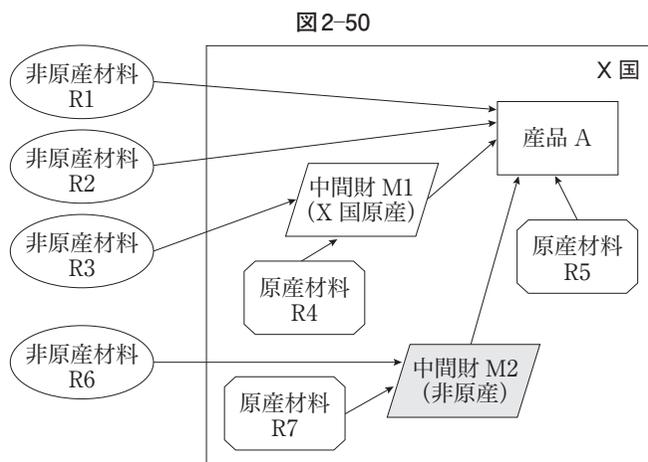
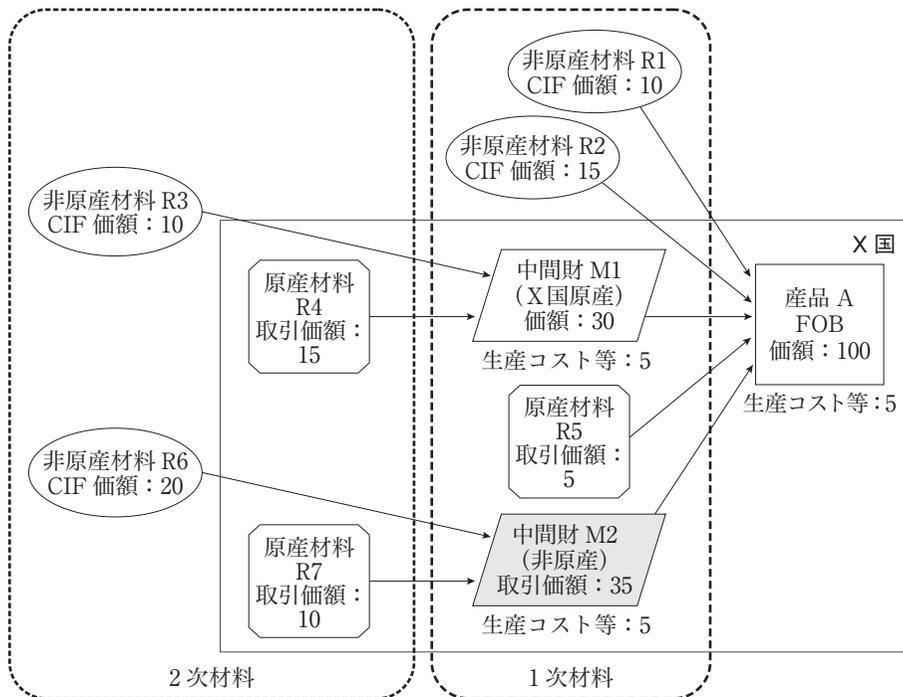


図2-51



ロールダウン方式を採用するか、のいずれかが考えられる（注）。

（注）中間財M2に関してロールアップ方式は採用されない。なぜなら、ロールアップ方式は、原産材料の中に含まれる非原産材料を考慮しない（＝非原産材料の価額を原産材料の価額の中に巻き込む（roll up））というものだからである。なお、トレーシング方式は、そもそも何かを「追跡する」ことが本来の趣旨であり、その意味において非原産材料の中の原産材料、原産材料の中の非原産材料のいずれをも追跡することが可能であると解される。

中間財M1（原産材料）に関してロールアップ方式を採用した上で、中間財M2（非原産材料）に関してトレーシング方式を採用する場合のことを「ロールアップ／トレーシング方式」と、ロールダウン方式を採用した場合を「ロールアップ／ロールダウン方式」と、それぞれ呼ぶこととする。

ここで、ロールアップ／トレーシング方式、ロールアップ／ロールダウン方式によって非原産材料の価額を計算した場合、それぞれどのような結果が得られるのかを図2-51に掲げる例を用いて図2-52で確認してみよう。

ここで、ロールアップ／トレーシング方式、ロールアップ／ロールダウン方式の性格を改めて確認すると、

ロールアップ／トレーシング方式は、

1次材料レベルの原産材料に含まれる（2次材料レベルの）非原産材料の価額を考慮せず、かつ、1次材料レベルの非原産材料に含まれる（2次材料レベルの）原産材料の価額を追跡して算入する

ものであり、他方、ロールアップ／ロールダウン方式は、

図2-52

	ロールアップ/ トレーシング方式	ロールアップ/ ロールダウン方式
該当する非 原産材料	R1、R2 及び R6	R1、R2 及び M2
「非原産材 料の価額」	R1 + R2 + R6 = 10 + 15 + 20 = 45	R1 + R2 + M2 = 10 + 15 + 35 = 60

$$\frac{\text{製品の価額} - \text{非原産材料の価額}}{\text{製品の価額}} \times 100 \geq X\%$$
  

$$\text{付加価値} = \frac{100 - 45}{100} \times 100 = 55\% \qquad \text{付加価値} = \frac{100 - 60}{100} \times 100 = 40\%$$

1次材料レベルの原産材料に含まれる（2次材料レベルの）非原産材料の価額を考慮せず、かつ、1次材料レベルの非原産材料に含まれる（2次材料レベルの）原産材料の価額を考慮しない

ものである。

なお、ロールアップ／ロールダウン方式は、計算をより容易にするという効果が得られるが、ロールアップ／トレーシング方式は、原産資格をより獲得しやすくする、という効果がある。

ではここで、現在の日本の一般特惠（GSP）原産地規則及び14本のEPA原産地規則においてロールアップ／ロールダウン方式及びロールアップ／トレーシング方式のいずれが採用されている（又はいずれも採用されていない）のかを見てみよう。

- ①一般特惠（GSP）原産地規則に関しては、上記の【補足2-4】において見た通り、トレーシング方式を採用していると解される。
- ②シンガポールEPAに関しては、上記の（5）において述べた通り、ロールアップ／トレーシング方式を採用していると解される。
- ③オーストラリアEPAに関しては、上記の（3）において述べた通り、ロールアップ／トレーシング方式及びロールアップ／ロールダウン方式の両者を選択肢として採用していると解される。

さて、上記以外の12本のEPAのうち、ロールアップ方式に係る明文規定がないインドEPAを除いた11本のEPAに関してはどうであろうか。

それら11本のEPAの付加価値基準に係る条文においては、製品の生産国において生産された非原産材料（図2-51の事例で言えば、中間財M2）に含まれる原産材料の価額の取扱いに係る明文規定は存在しない。規定が存在しない以上、ロールダウン方式及びトレーシング方式のいずれが採用されているかについては不明であると考えべきであろう。

表2-35

EPA	採用されている（と解される）方式		根拠規定	
	ロールアップ/ トレーシング方式	ロールアップ/ ロールダウン方式	「ロールアップ方式」に係る部分	「トレーシング方式」又は「ロールダウン方式」に係る部分
シンガポール	○	—	第23条6	第23条6
メキシコ	○	—	第24条(a)	第27条 [累積]
マレーシア	○	—	第28条7	第29条2 [「救済条項」]
フィリピン	○	—	第29条7	第30条2 [「救済条項」]
チリ	—	○	第31条1(a)、 第54条(n)	(「救済条項」が規定されていないこと)
タイ	—	○	第28条7	(「救済条項」が規定されていないこと)
ブルネイ	○	—	第24条7	第25条2 [「救済条項」]
インドネシア	○	—	第29条7	第30条2 [「救済条項」]
アセアン包括	—	○	第27条5	(「救済条項」が規定されていないこと)
ベトナム	—	○	第27条5	(「救済条項」が規定されていないこと)
スイス	—	○	附属書2第4条6	(「救済条項」が規定されていないこと)
ペルー	○	—	第41条5	第43条(b)及び(c) [累積]
オーストラリア	○	○	第3.5条6	第3.5条6

しかしながら、筆者は——これはあくまで筆者の全くの個人的見解ではあるが——種々の規定から判断して、それら11本のEPAについても、ロールアップ／トレーシング方式及びロールアップ／ロールダウン方式のいずれかを採用していると解することが可能と考えている。

どのEPAがどの方式を採用している（と解される）かについては表2-35に掲げる。なお同表には、上に記載したシンガポールEPA及びオーストラリアEPAも併せて掲げる。

同表において、「トレーシング方式」又は「ロールダウン方式」に係る部分の根拠規定として、「累積」に関連する規定が掲げられていることに疑問を持たれる方も多であろう。この点については、下記第3章第1節1.末尾の【補足2-6】において詳述するところ、そちらを参照りたい。

以上に見てきたことをここでまとめてみよう。

(1次) 原産材料の価額に含まれる (2次) 非原産材料の価額を考慮しない (ロールアップ方式を採用する) と同時に、(1次) 非原産材料の価額に含まれる 「(2次) 原産材料の価額+生産コスト+利益」 に関して、それを考慮しない方法 (ロールダウン方式) もあれば、厳密に追跡する方法 (トレーシング方式) もあり、前者を (ロールアップ方式+ロールダウン方式であ

ることから)「ロールアップ／ロールダウン方式」と呼び、後者を(ロールアップ方式+トレーシング方式であることから)「ロールアップ／トレーシング方式」と呼ぶこととなる。

